

輪島市都市計画マスタープラン

令和8年3月

輪 島 市

目 次

全体構想編

序章 はじめに

- 1 都市計画マスタープランとは…………… 1
- 2 都市計画マスタープランの見直しの背景…………… 2
- 3 策定の体制…………… 3
- 4 計画の目標年次と対象区域…………… 3
- 5 都市計画マスタープランの構成…………… 3

第1章 都市の現状と課題

- 1 都市づくりの経緯…………… 4
- 2 現況の把握…………… 9
- 3 上位計画の把握…………… 23
- 4 都市づくりの課題…………… 29

第2章 目指すべき都市像

- 1 都市づくりの基本理念と基本目標…………… 30
- 2 計画フレーム…………… 33
- 3 将来に向けた都市づくりのあり方…………… 34

第3章 都市整備の方針

- 1 土地利用の方針…………… 38
- 2 市街地整備の方針…………… 43
- 3 都市施設整備の方針…………… 47
- 4 自然環境の保全・活用及び都市環境形成の方針…………… 55
- 5 都市景観形成の方針…………… 57
- 6 安全・安心な都市づくりの方針…………… 61

地域別構想編

第4章 地域区分の考え方

- 1 地域別構想の基本的考え方…………… 64
- 2 地域区分…………… 64

第5章 地域別の方針

- 1 輪島中央地域…………… 65
- 2 輪島西部地域…………… 83
- 3 輪島東部地域…………… 94

第6章 実現化方策

- 1 多様な連携による協働のまちづくり…………… 105
- 2 P D C Aサイクルによる計画の運用・管理…………… 105

全体構想編

序章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

○都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として市が定めるものです。

○将来都市像を実現するための理念や目標、都市計画の方針などを、上位計画である「第 2 次輪島市総合計画」や「輪島市復興まちづくり計画」、「輪島都市計画区域マスタープラン」に即して定めます。

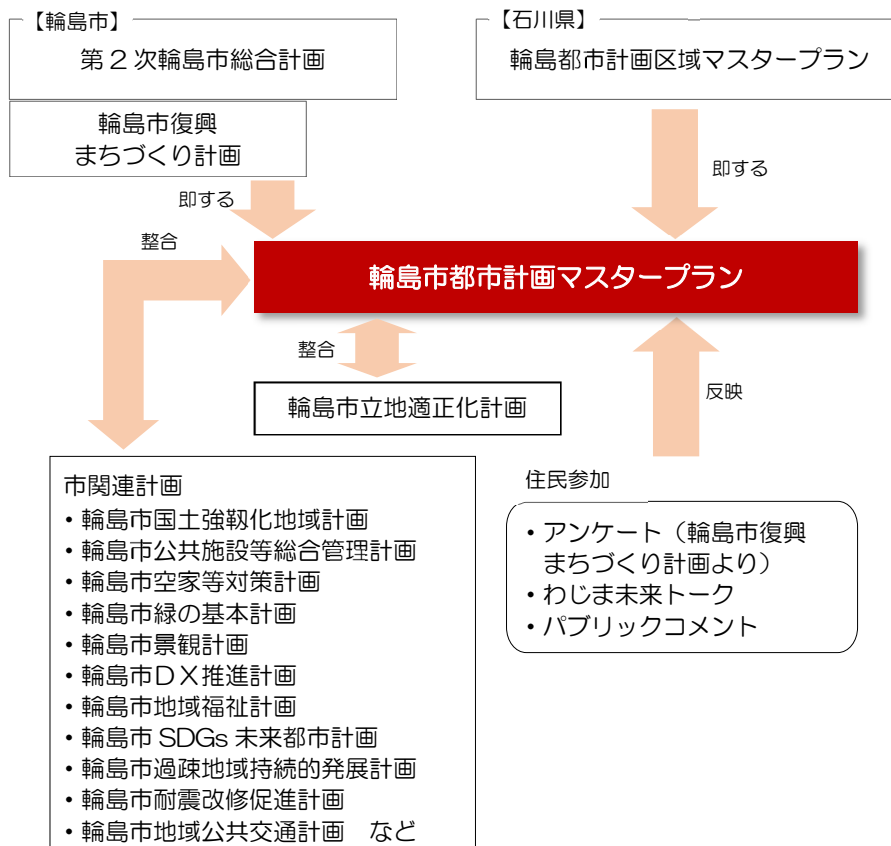


図. 輪島市都市計画マスタープランの位置づけ

2 都市計画マスタープランの見直しの背景

◆社会情勢の変化

○現在の都市計画マスタープランを策定した2012（平成24）年以降、全国的に人口減少社会及び少子高齢化が進展する中、本市においても、大幅な人口減少かつ顕著な高齢化及び過疎化が進行しており、本市の持続的な発展に資する計画づくりが求められています。

◆まちづくりを取り巻く状況の変化

○令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により、甚大な被害を受けた本市の復旧と、一刻も早い復興が求められるとともに、近年、激甚化・頻発化する自然災害に備えた、災害に強い都市形成に資する計画づくりが求められます。

○全国的な人口減少社会の進展に伴い、生活に必要な都市機能を集約的に配置しながら、地域公共交通と連携させることにより、持続可能で利便性の高いまちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するとともに、ゼロカーボンシティの実現、SDGsやデジタル社会への対応など、未来を見据えた多様なまちづくりのあり方が求められており、その実現に寄与する計画づくりが求められます。

○「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されたことを契機として、能登地域の農業や伝統的・文化的資源を活用した輪島らしい魅力あるまちづくりの展開が求められます。

◆上位計画との整合

○本市が2017（平成29）年に策定した「第2次輪島市総合計画」、2025（令和7）年に策定した「輪島市復興まちづくり計画」、石川県が2018（平成30）年に改定した「輪島都市計画区域マスタープラン」が上位計画となるため、これらの計画内容を踏まえたものとする必要があります。

3 策定の体制

- 本計画の策定にあたっては、庁内関係各課との協議・調整を行いながら内容の検討を行います。
- パブリックコメントを実施し、広くかつ具体的に市民の意見を聴取し、計画への反映を図るものとします。
- 本計画の案は、都市計画審議会に諮り、計画策定を行います。

4 計画の目標年次と対象区域

◆計画の目標年次

- 計画の基準年次は2026（令和8）年とし、目標年次は20年後の2046（令和28）年とします。

◆計画対象地域

- 計画対象地域は、本市全域とします。

5 都市計画マスタープランの構成

輪島市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成します。

◆全体構想

- 本市全域について、現況から課題を整理し、都市づくりの基本理念、都市の将来像を示します。
- 土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、都市整備の方針を定めます。

◆地域別構想

- 地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理します。
- 地域に応じた、より詳細な将来目標やまちづくり方針を定めます。

第1章 都市の現状と課題

1 都市づくりの経緯

1-1 前回の輪島市都市計画マスタープラン

2012（平成24）年に策定された「輪島市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの基本理念と基本目標を次のように定め、まちづくりに取り組んできました。

都市づくりの基本理念

市民がつくる“あい”のまち輪島

都市づくりの基本目標

基本目標1：郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり

基本目標2：多様な地域資源の魅力を活かし、個性とうるおいあるまちづくり

基本目標3：連携と交流による、協働のまちづくり

また、目指すべき都市の将来像を実現するため、以下の様に都市構造を定めています。

■ 4つのゾーン

①市街地ゾーン ②居住ゾーン ③集落ゾーン ④自然環境ゾーン

■ 3つの都市軸

①広域交流軸 ②都市連携軸 ③地区交流軸

■ 4つの都市拠点

①にぎわい交流拠点 ②広域交流拠点 ③地域交流拠点 ④市民サービス拠点

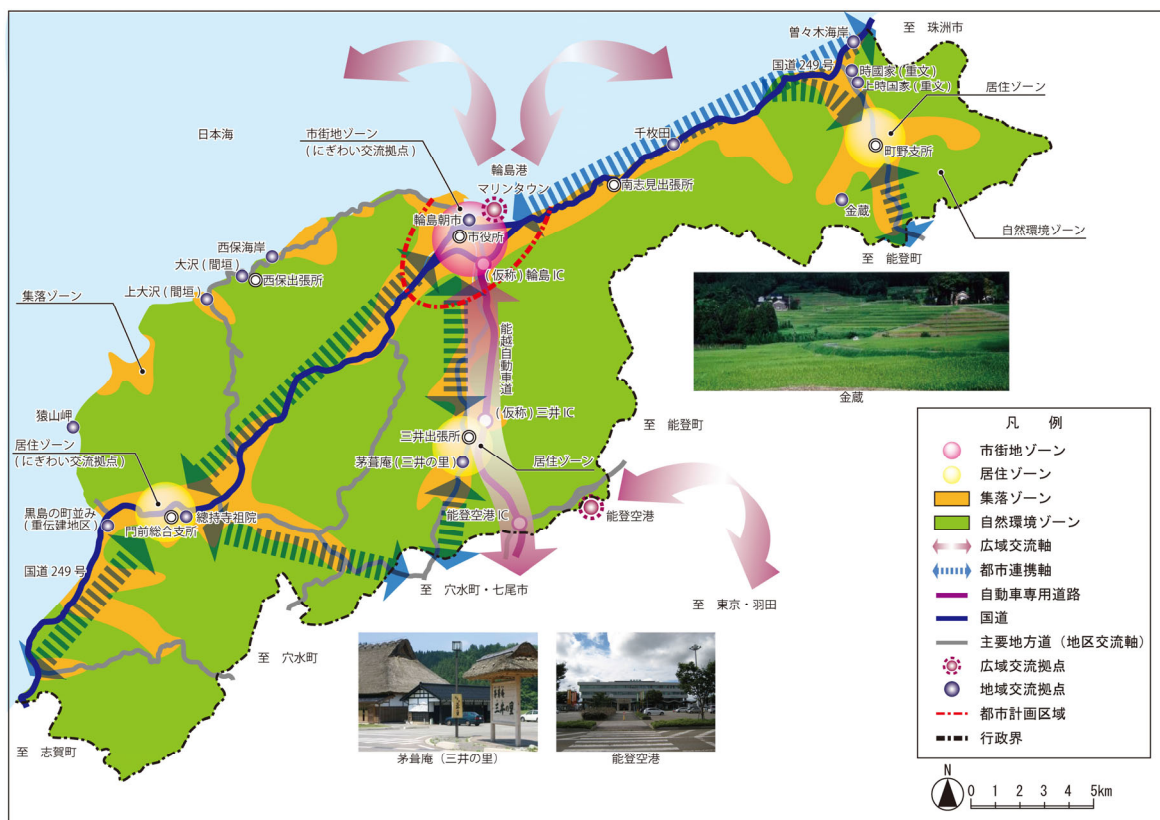


図. 2012（平成24）年策定都市計画マスタープランにおける将来都市構造のイメージ

1-2 施策の状況

①「輪島港マリンタウンプロジェクト」の完成

- 「輪島港マリンタウンプロジェクト」は、輪島港における埋立て整備を基盤とし、新たな海の玄関口となる旅客船岸壁、イベント利用が可能な観光交流施設、隣接する交流拠点施設にある輪島キリコ会館、緑地、駐車場、競技場、住宅用地などを一体的に整備し、交流人口の拡大と、漆文化と潮の香りのする観光都市の形成を図るプロジェクトです。
- 1993（平成5）年度から22年間の事業期間を経て、2015（平成27）年に完成・供用されています。



輪島キリコ会館



住宅用地

②輪島らしい景観の保全

- 本市が有する自然と生活が織り成す多様で多彩な景観を保全・育成し、後世に継承するため、「輪島市景観計画」に基づき、様々な景観まちづくりを推進しています。
- 2015（平成27）年には「大沢・上大沢の間垣集落景観」が重要文化的景観に選定されているほか、総持寺周辺地区では、総持寺開創700年に合わせ、2021（令和3）年に広場と駐車場の整備が完了するなど、本市らしい景観の保全・創出を積極的に進めています。また、令和6年能登半島地震で被災した総持寺祖院では、同年12月9日に建造物16棟が、国の重要文化財に指定されました。これを機に復興への機運を高め、建造物の復旧工事を進めていきます。



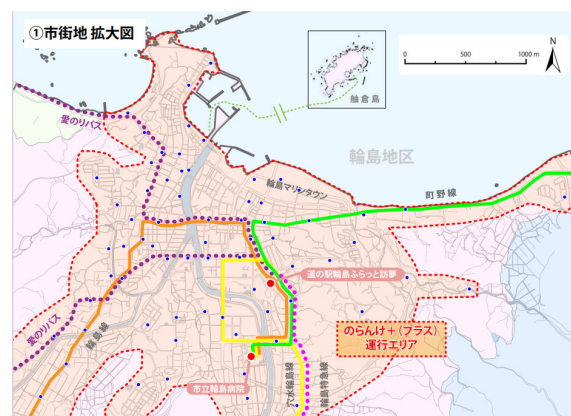
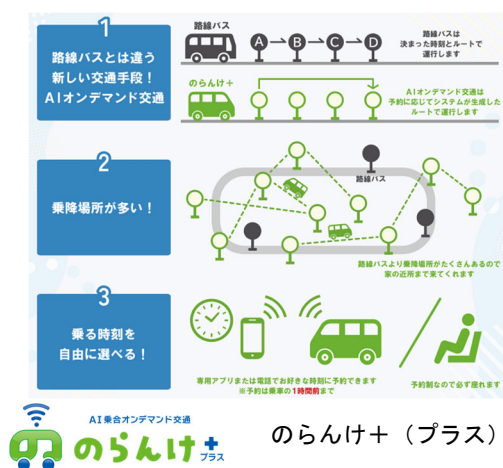
間垣の里地区（大沢）



総持寺祖院

③コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進

- 少子高齢化の進行を踏まえ、既成市街地の人口密度を維持し、持続可能な都市の形成を図るため、2017（平成29）年に「輪島市立地適正化計画」を策定（2020（令和8）年改定）し、都市計画区域外も含めた市内の公共交通ネットワークを維持しながら、用途地域を中心としたコンパクトな中心拠点における利便性の維持・向上を図っています。
- 公共交通に関しては2023（令和5）年に「輪島市地域公共交通計画」を策定（2025（令和7）年改定）し、持続可能な公共交通サービスの確保、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成、公共交通の維持と利用促進を目指しています。



輪島市街地（拡大）の公共交通ネットワーク図

④交通施設等の整備

- 能登半島北端に位置し、海と山に囲まれた本市は、市内の各地域や広域的都市間を連絡する交通体系において、市民の生活利便性の向上、観光や産業の活性化、災害時の緊急輸送路の確保などの観点において、計画的かつ体系的な道路整備を図っています。
- 能登地域の重要な幹線道路である国道249号（輪島バイパスなど）の整備、富山県西部と能登半島地域を結び、能登方面から三大都市圏へのアクセス性を高める能越自動車道の整備を進めています。



国道249号黒島道路の整備



能越自動車道のと三井 IC~のと里山空港 IC 開通式
(2023. 9. 16) [出典：輪島市 HP]

⑤公共公益施設の整備

○市民の生活を支える各種公共施設については、2017（平成29）年に「輪島市公共施設等総合管理計画」を策定し、既存施設の適正な維持管理を計画的に進めています。

○2016（平成28）年には奥能登広域圏消防本部・輪島消防署の新庁舎建設、2018（平成30）年には輪島中学校の新校舎建設、2021（令和3）年には市役所庁舎の耐震改修工事・新館増築が完了するなど、市民の安全で快適な暮らしの向上に資する各種公共施設の整備を進めています。



市役所増築棟



輪島中学校



輪島消防署 新庁舎

1-3 令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨災害後の主なまちづくりの状況

①輪島市復興まちづくり計画（2025年2月策定）の着実な実施

○甚大な被害を受けた本市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、一刻も早い復興を目指し、今後の取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として「輪島市復興まちづくり計画」を策定しました。創造的復興を目指し、計画に基づく取組を着実に進めています。

②公費解体の完了と復旧・復興の加速化

○公費による解体は概ね完了し、災害廃棄物の適正かつ迅速な搬出・処理を実施しました。これにより、道路・上下水道などのインフラ整備や住宅再建が進み、都市基盤の復旧・復興が加速化しています。

③祭りやイベントの開催・再開による賑わい・活力の創出

○被災地域の祭りの再開を支援し、文化の継承や地域コミュニティの再建につなげています。さらに、マリンタウンなどでは各種イベントが開催・再開され、復興に向けた賑わいと活力が生まれています。

④能登空港の本復旧（2025年度未完了予定）

○令和6年能登半島地震で被災した能登空港では、航空機の運航を確保しながら、北陸地方整備局による滑走路の本格的な復旧工事が進められ、2025年度末までの完了を予定しています。

⑤輪島港復旧・復興プランの策定（2025年6月策定）

○甚大な被害を受けた輪島港の早期の復旧・復興に向け、短期復旧方針と中長期復興プランをとりまとめた「輪島港復旧・復興プラン」を策定しました。関係者と連携し、早期の復旧・復興に取り組んでいます。

2 現況の把握

2-1 人口と世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

○本市全体の人口と世帯数はともに減少を続けており、人口は2020（令和2）年で24,608人となっており、1990（平成2）年から約4割減少しています。

○世帯人員も経年的に減少しており、2020（令和2）年では2.4人／世帯となっています。

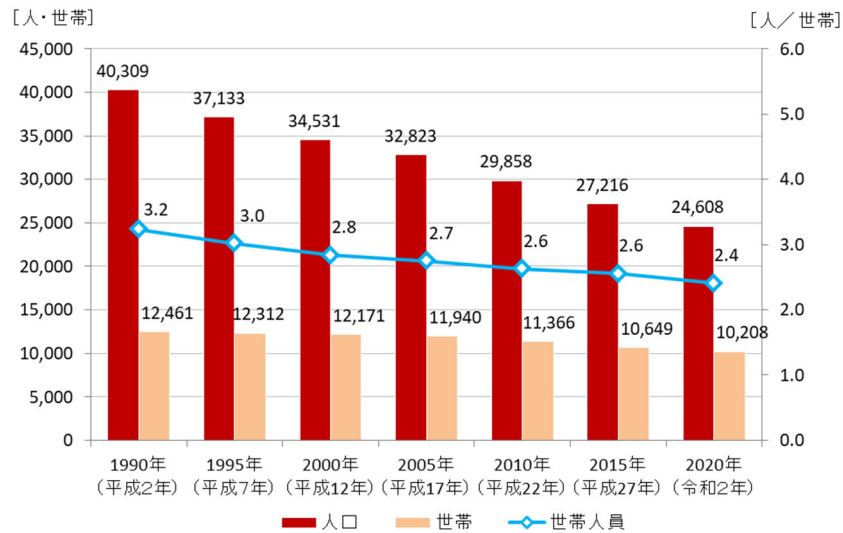


図. 人口世帯・世帯人員の推移

資料：国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

○年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続けています。老年人口（65歳以上）は2005（平成17）年までは増加傾向でしたが、2010（平成22）年に減少に転じ、その後微増減を繰り返しています。

○年齢別人口の総人口（年齢不詳を除く）に対する割合を見ると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少を続けている一方、老年人口割合の増加が顕著であり、ますます少子高齢化が進行していることがわかります。

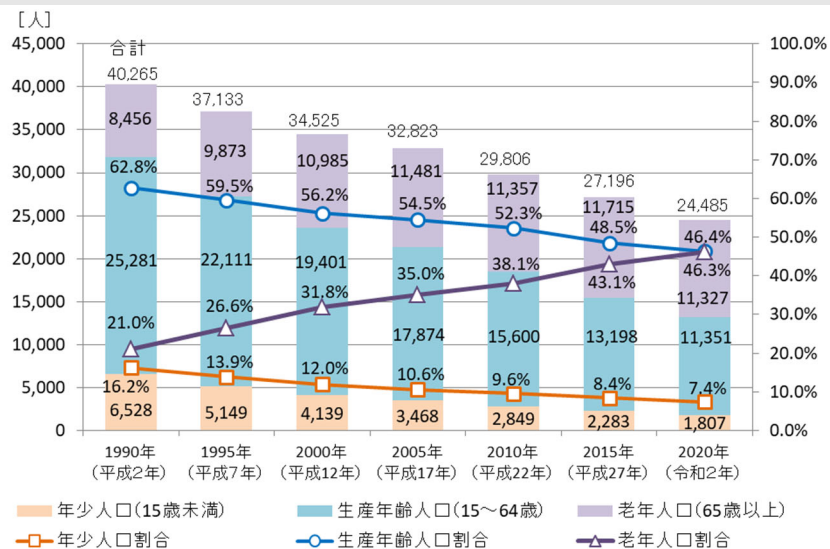


図. 年齢別人口の推移

資料：国勢調査

(3) 地域別人口の推移

○2010（平成22）年から2020（令和2）の10年間に於いて、本市のすべての地域において人口は減少傾向で、高齢人口の割合が増加傾向です。

○人口の多くが集中し、様々な都市インフラが整っている本市の中心市街地を含む輪島中央地区においても地域総人口が約13%減少しています。

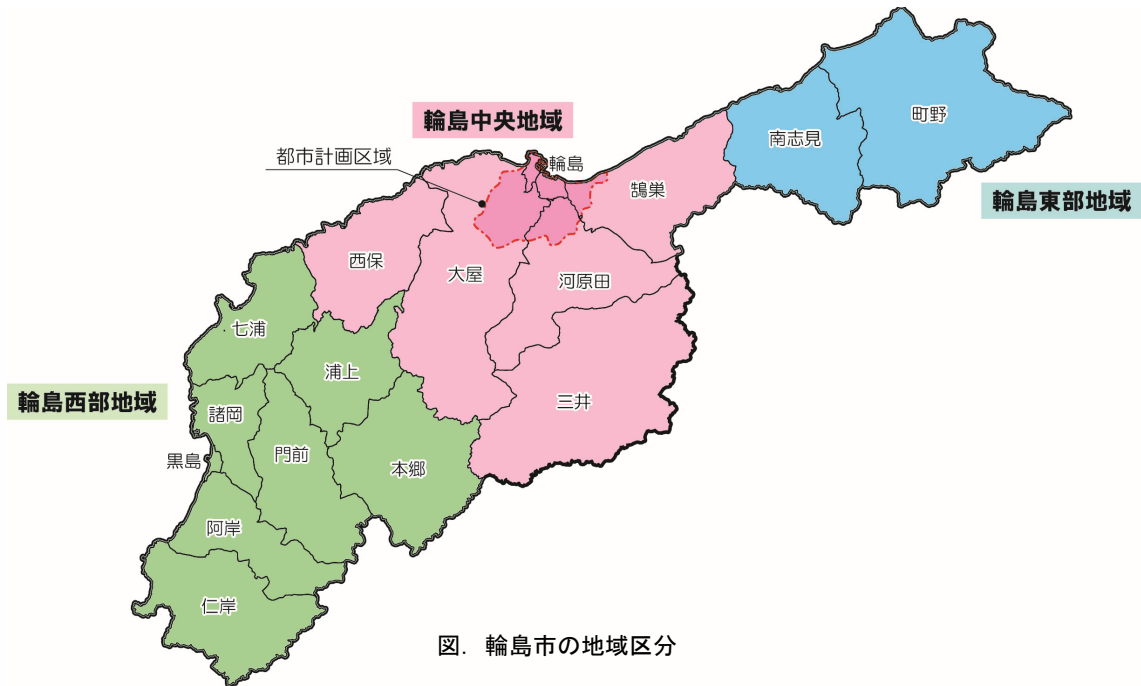


図. 輪島市の地域区分

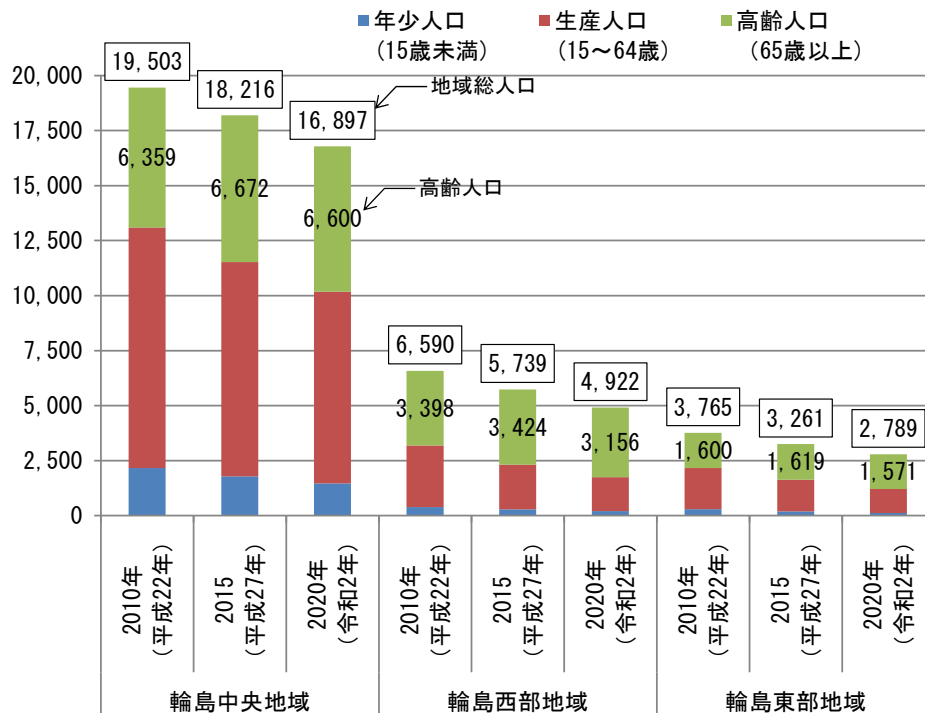


図. 輪島市の地域別人口の推移

資料：国勢調査

(4) 通勤・通学による人口移動

○通勤・通学による人口移動の状況は穴水町が最も多く、次いで能登町となっており、互いに通勤・通学圏内にあり、職場や学校の関係において結びつきが強いと言えます。

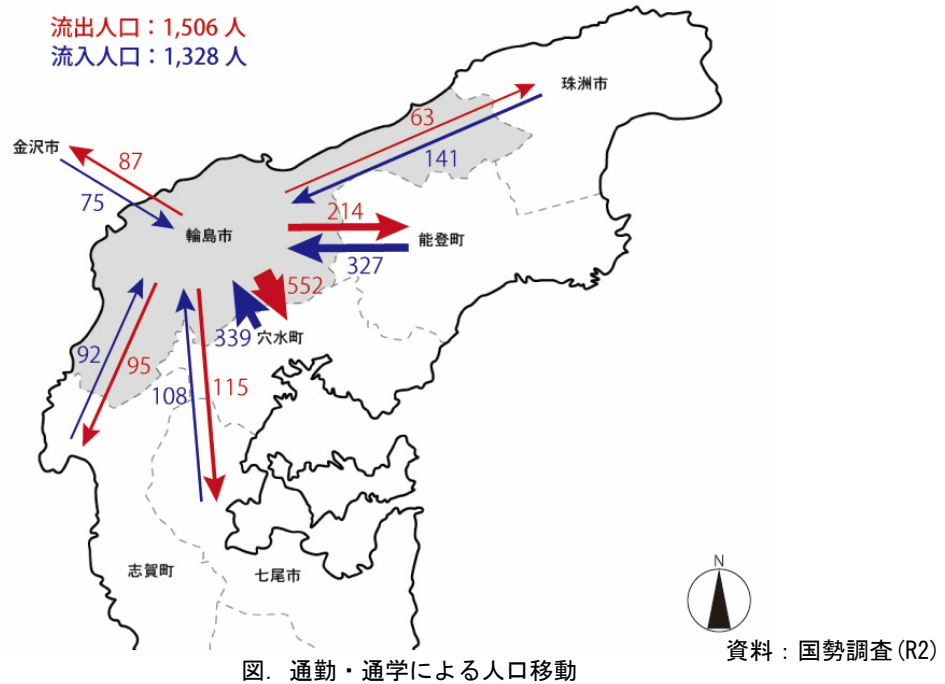


図. 通勤・通学による人口移動

2-2 産業別就業者人口の推移

○全ての産業において就業者数が減少傾向にある中、第3次産業の就業者数割合は1995(平成7)年以降増加傾向にあります。

○2020(令和2)年における就業者数割合は、第1次産業が約11%、第2次産業が約23%、第3次産業が約66%となっています。

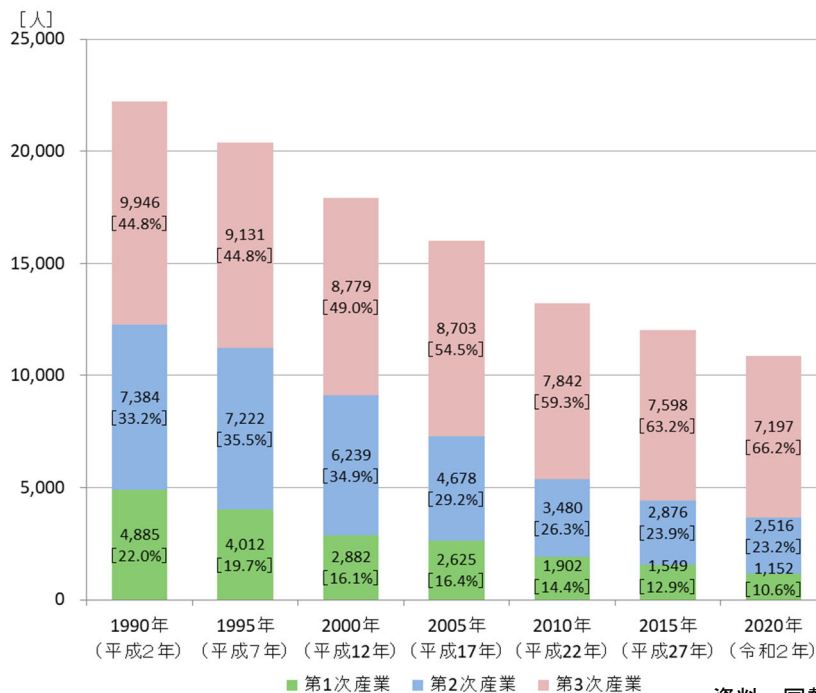
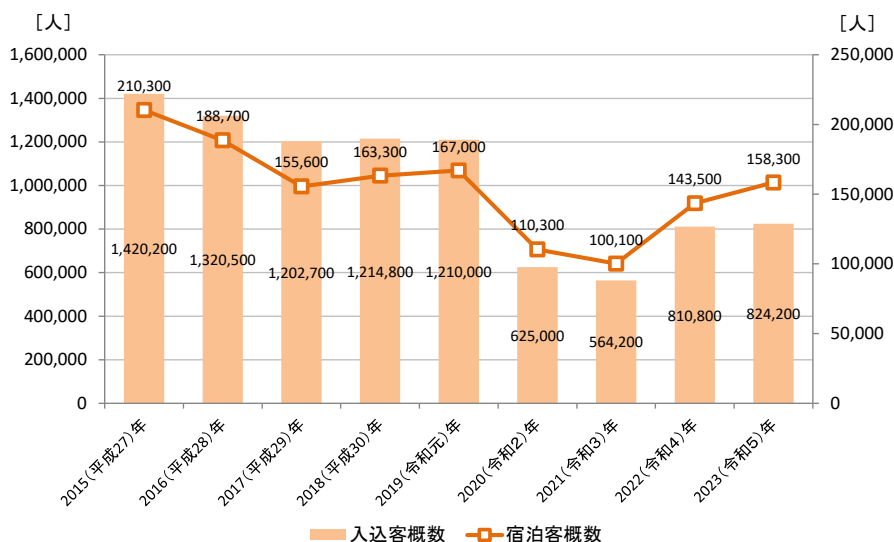


図. 産業別就業者人口の推移

2-3 観光客入込客数・宿泊客数の推移

○2015（平成27）年以降の観光客入込客数及び宿泊客数の推移を見ると、2020（令和2）年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きく減少しましたが、その後は回復傾向を示し、2023（令和5）年には観光客入込客数が82万4千人、宿泊客数が15万8千人となっています。

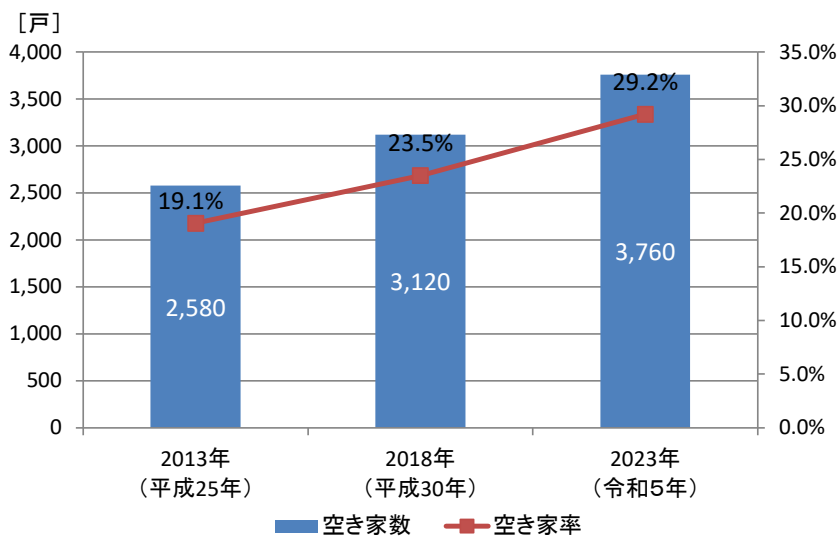


資料：輪島市観光協会

図. 観光客入込数・宿泊客数の推移

2-4 空き家の推移

○2013（平成25）年から2023（令和5）年にかけての空き家数及び空き家率（総戸数に対する空き家戸数の割合）の推移を見ると、ともに増加しており、2023（令和5）年では空き家数が約1,100件増加、空き家率は約10ポイント増加しています。

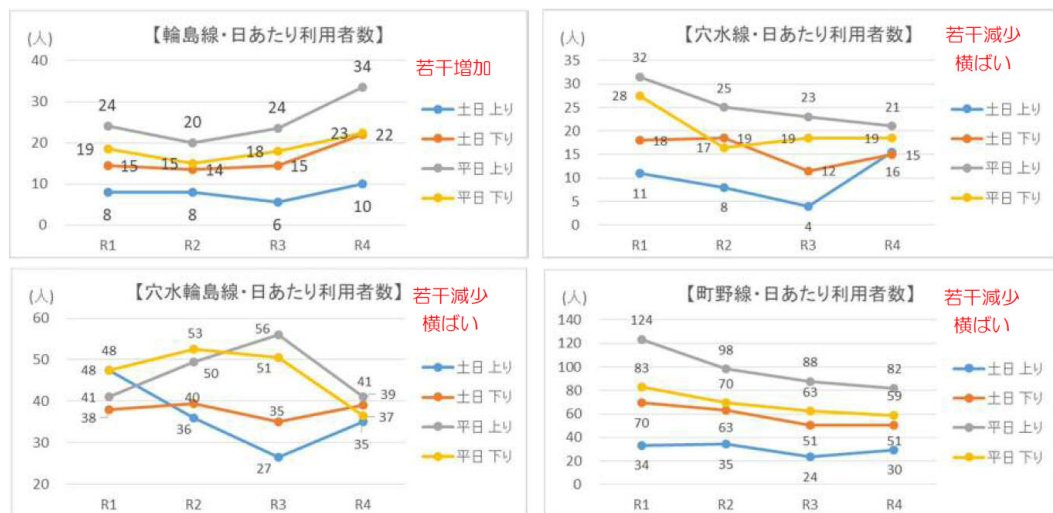


資料：住宅・土地統計調査

図. 空き家の推移

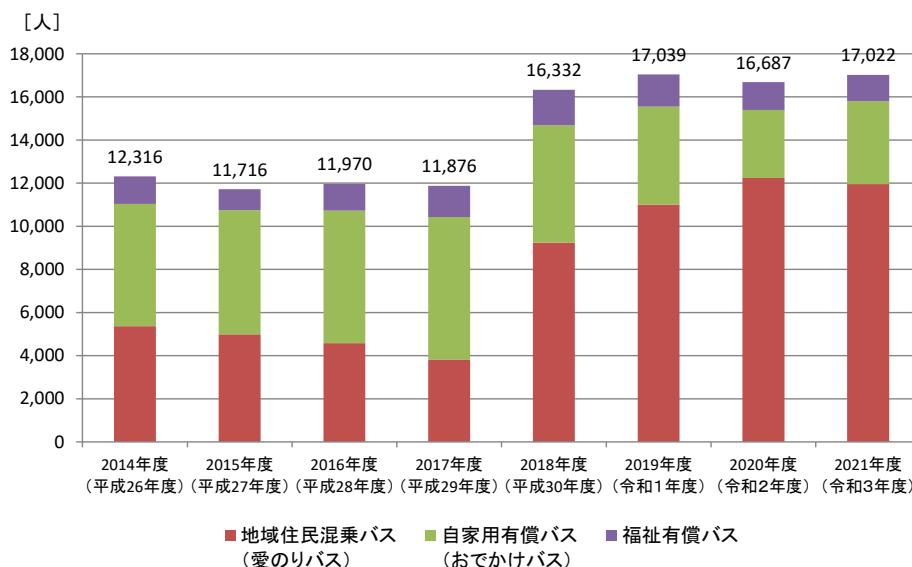
2-5 公共交通利用者の推移

- 現在、陸上交通では、路線バス、特急バス、のらんけ+（のらんけプラス）、地域住民混乗スクールバス（愛のりバス）、自家用有償バス（おでかけバス・公共ライドシェア）、福祉有償バス、市内を走るタクシーのほか、のと里山空港ふるさとタクシーが運行されています。
- 路線バスの利用者数を見ると、輪島線で若干増加傾向にある一方、穴水線、穴水輪島線、町野線は土日（2日間平均）及び平日（月水2日間平均）とも若干減少・横ばい傾向で推移しています。
- 2014（平成26）年度から2021（令和3）年度までの自家用有償バス（おでかけバス）、地域住民混乗バス（愛のりバス）、福祉有償バスの利用者合計の推移を見ると、増加傾向にあり、2021（令和3）年度では2014（平成26）年度に比べ約40%増加しています。



資料：輪島市地域公共交通計画

図. 路線バス利用者の推移



資料：輪島市地域公共交通計画

図. 自家用有償バス（おでかけバス）、地域住民混乗バス（愛のりバス）、福祉有償バス利用者の推移

2-6 災害

○1956（昭和31）年以降、本市では地震、津波、大雨、台風、突風、重油漂着などによる災害が発生しています。特に、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨では、本市に甚大な被害が生じました。

○2025（令和7）年5月、石川県は下図の9つの断層帯による地震を想定した「石川県地震被害想定調査報告書」を公表しています。本報告書によれば、本市に震源に近い「門前断層帯」、「能登半島北岸断層帯」による地震が発生した場合、最大震度7の揺れとなることが予測されています。

○また、各想定地震による液状化危険度を見ると、「門前断層帯」、「能登半島北岸断層帯」による地震が発生した場合、本市の中心市街地、門前地区、町野地区の一部において、液状化危険度が“やや高い”、“高い”ことが予測されています。

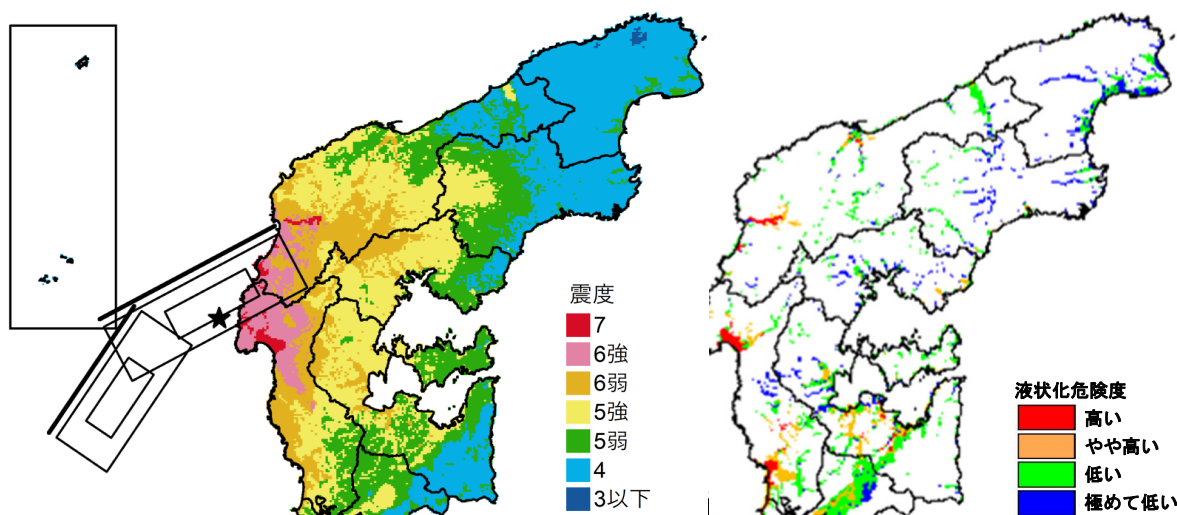


図. 門前断層帯（東下部に震源）
震度分布図

図. 門前断層帯（東下部に震源）
液状化危険度分布図

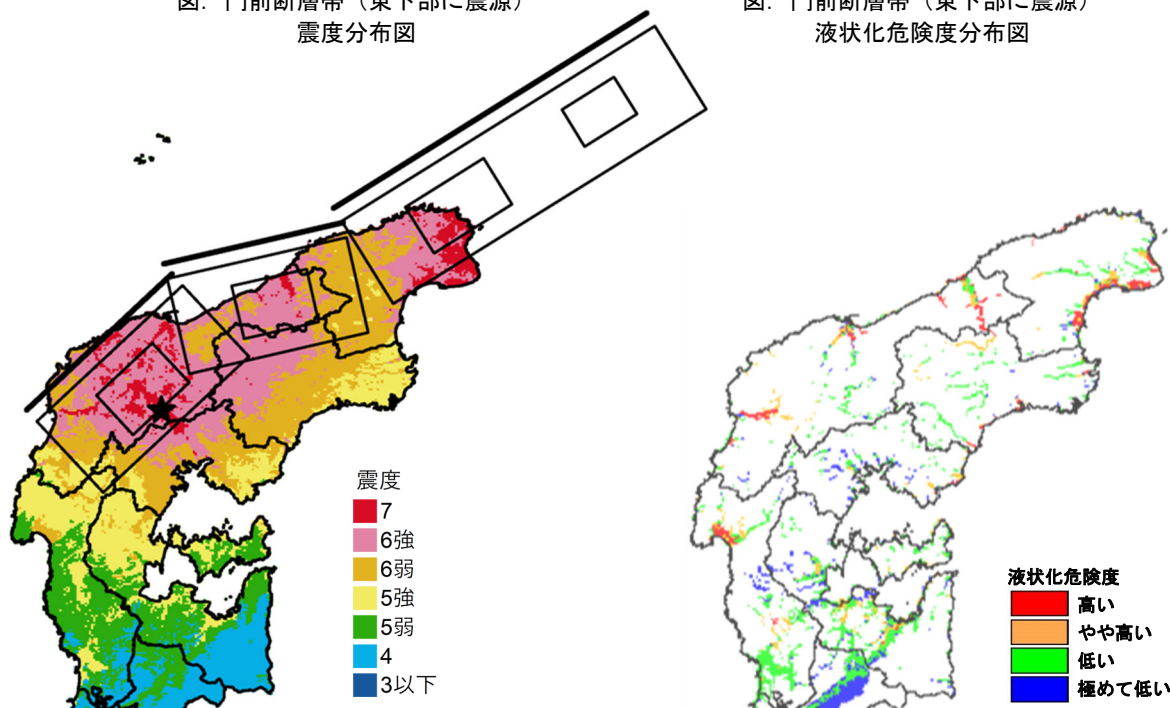


図. 能登半島北岸断層帯（南下部に震源）
震度分布図

図. 能登半島北岸断層帯（南下部に震源）
液状化危険度分布図

資料：石川県地震被害想定調査報告書

2-7 都市計画の状況

(1) 都市計画の指定状況・整備進捗状況

①都市計画区域・地域地区

- 本市では、輪島都市計画区域（1,377ha）が指定されています。
- 平成20年2月1日から、一部に用途地域が定められました。
- 第二種住居地域、準住居地域（一部除く）、近隣商業地域では、地場産業の振興を図ることを目的として伝統産業特別用途地区（176.6ha）が定められています（※1）。
- 第二種住居地域、準住居地域の全域、近隣商業地域の一部区域では、良好な居住環境の維持を目的として、地区計画（輪島地区：148.9ha）が定められています（※2）。

表. 輪島都市計画区域

地区	名称	指定年月日		面積	根拠法
		当初	最終		
輪島市	輪島都市計画区域	S8.12.28	H24.9.28	1,377ha	都市計画法

資料：輪島市

(※1) 特別用途地区の内容

伝統産業である輪島塗の保護・育成のため、輪島塗に関連する建築物の建築について、本来厳しく規制される原動機の使用制限及び作業場の床面積の上限を緩和しています。

(※2) 地区計画の内容

住居系用途地域の建ぺい率の限度は、一般的に60%ですが、市街地に比較的狭い敷地が多いことや、用途地域の指定以前も70%が適用されていたことなどから、地区計画制度を活用し、70%としています。

表. 用途地域指定状況

(単位：ha、%)

都市計画区域名	面積	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域
輪島	334	0	0	26	0	56	92
	容積率/建ぺい率	-	-	200/60	-	200/60	200/60 200/80 300/80
都市計画決定年月日		準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
平成24年3月30日		40	51	0	69	0	0
		200/60 300/80	200/80 300/80 400/80	-	200/60	-	-

資料：輪島市

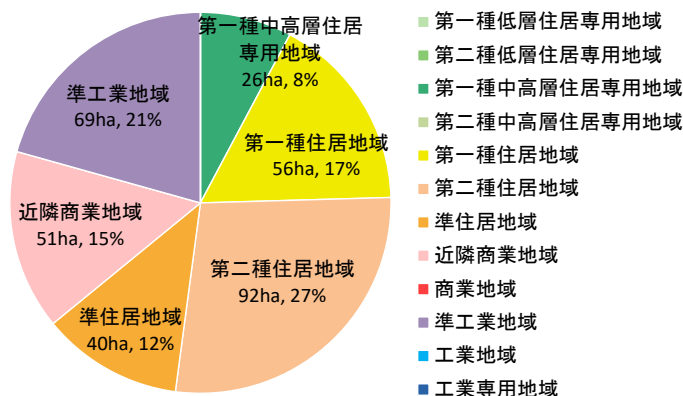
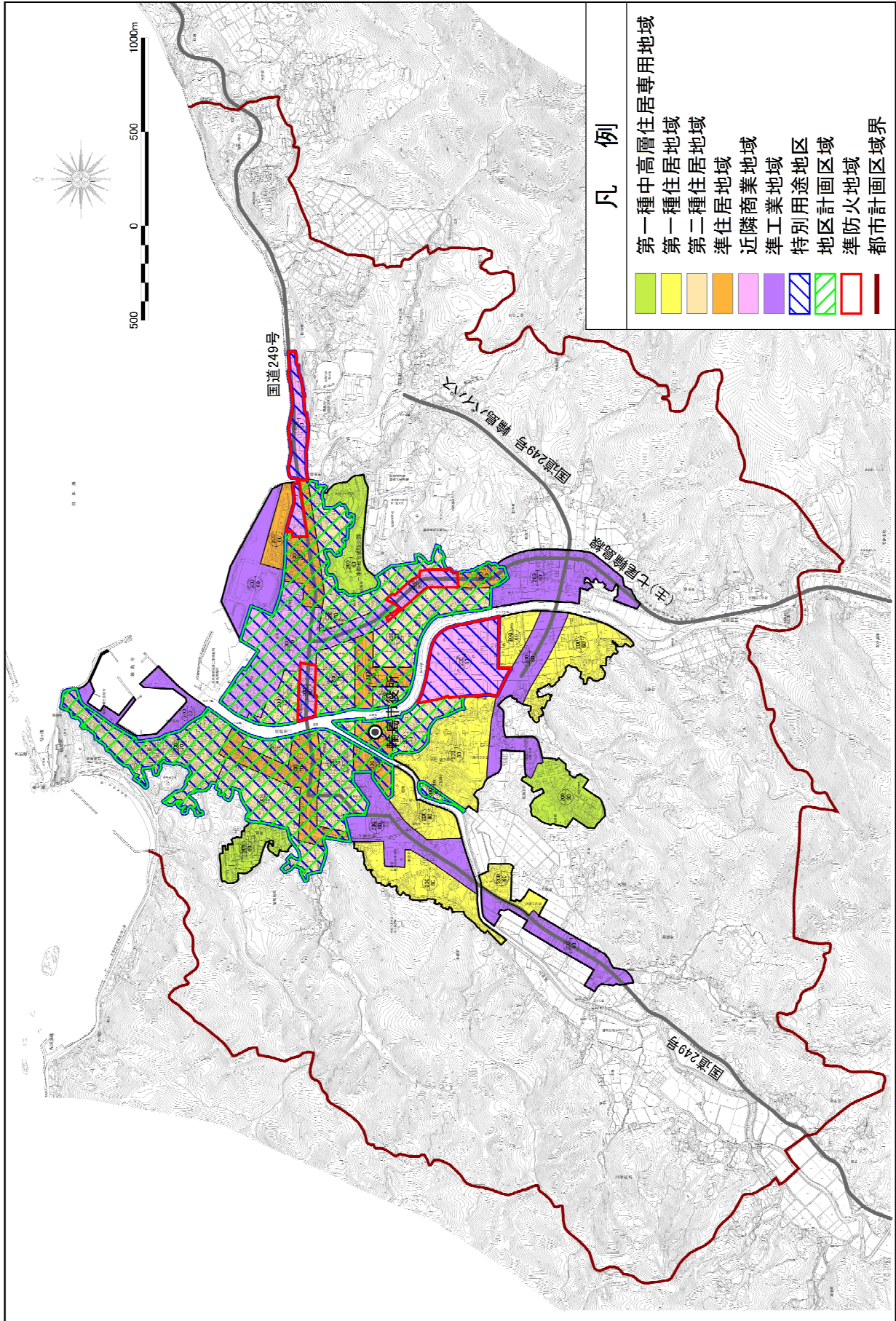


図. 用途地域指定状況

【輪島市用途地域現況図】



②都市計画道路

- 都市計画道路は、14路線、計画延長29,177mが都市計画に定められています。
- 計画延長に対して、2025（令和7）年3月末時点で約6割が未整備となっています。

表. 都市計画道路整備状況

路線数	計画延長	改良済延長	概成済延長※	未整備延長
14	29,177m	8,674m	2,760	17,743m
計画延長に占める割合		29.7%	9.5%	60.8%

※概成済:計画された道路幅員のうち、2/3以上の幅員が確保されている等、計画された道路と同程度の機能を持つ区間をいいます。

資料: 輪島市

③公園

- 都市公園法に基づく都市公園は、一本松総合運動公園と鳳来山公園の2箇所です。
(整備済み面積及び整備率は、2026（令和8）年3月末時点)

表. 都市公園整備状況

名称	所在	種別	計画決定面積(m ²)	整備済み面積(m ²)	整備率	事業主体	計画決定日(当初)
① 一本松総合運動公園	河井町及び杉平町地内	運動公園	338,000	112,381	33.2%	市	S32.5.14
② 鳳来山公園	鳳至町地内	風致公園	—	16,704	—	市	—
都市公園 合計(2箇所)			338,000	129,085			

資料: 輪島市

④上下水道

- 上水道については、2021（令和3）年3月末時点において、行政区域内人口21,880人に対し、給水人口19,572人（普及率89.5%）となっています。
- 公共下水道については、計画面積391haに対して、供用面積391haで、整備率100%となっています。

表. 上水道の現況

区分	行政区域内人口	給水人口	給水戸数	普及率
旧輪島市	16,774人	14,918人	7,378人	88.9%
旧門前町	5,106人	4,654人	2,716人	91.2%

資料: 輪島市統計書

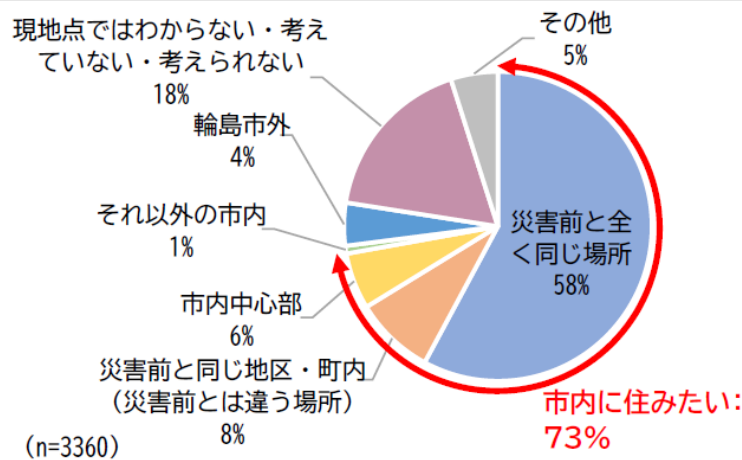
2-8 市民ニーズの把握

「輪島市復興まちづくり計画」策定にあたり実施された市民アンケート（本市に居住する全世帯、配布数 10,775 世帯、回収数 3,470 通（世帯）、回収率 33%、令和 6 年 6～7 月実施）の結果から、まちづくりに対する市民意向を整理します。

(1) 今後のまちづくりに関するアンケート

① 今後どこに住みたいか

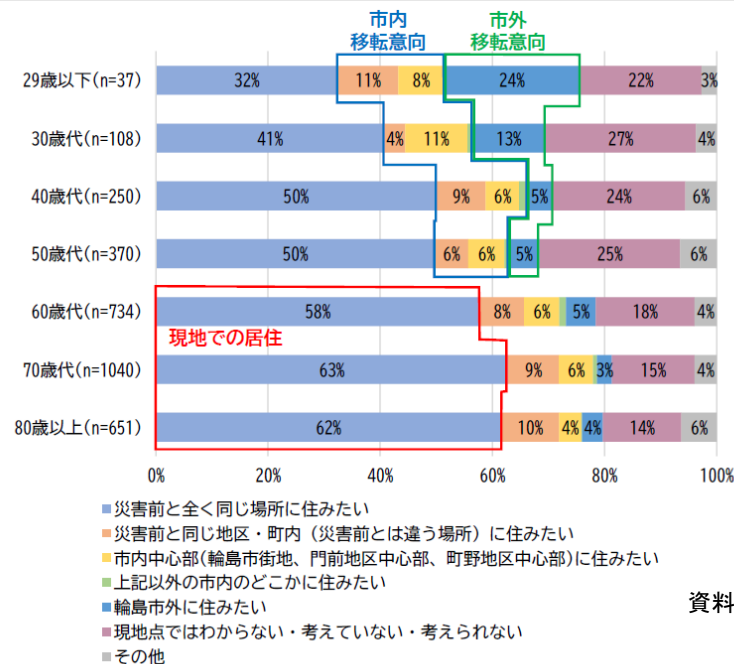
○ 『災害前と全く同じ場所に住みたい』が 58%を占めますが、『災害前と同じ地区・町内』が 8%、『市内中心部』が 6%等を含め、73%が『市内に住みたい』と考えています。
○ 一方で、『現時点ではわからない・考えていない・考えられない』とした人が 18%います。



資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. 今後どこに住みたいか

○ 若年層は生活の便利なところ等に移転（市内・市外）意向が強い一方、60 歳以上の高齢層は災害前と同じ場所での居住を希望する声が多く、年代で大きな意識差があります。



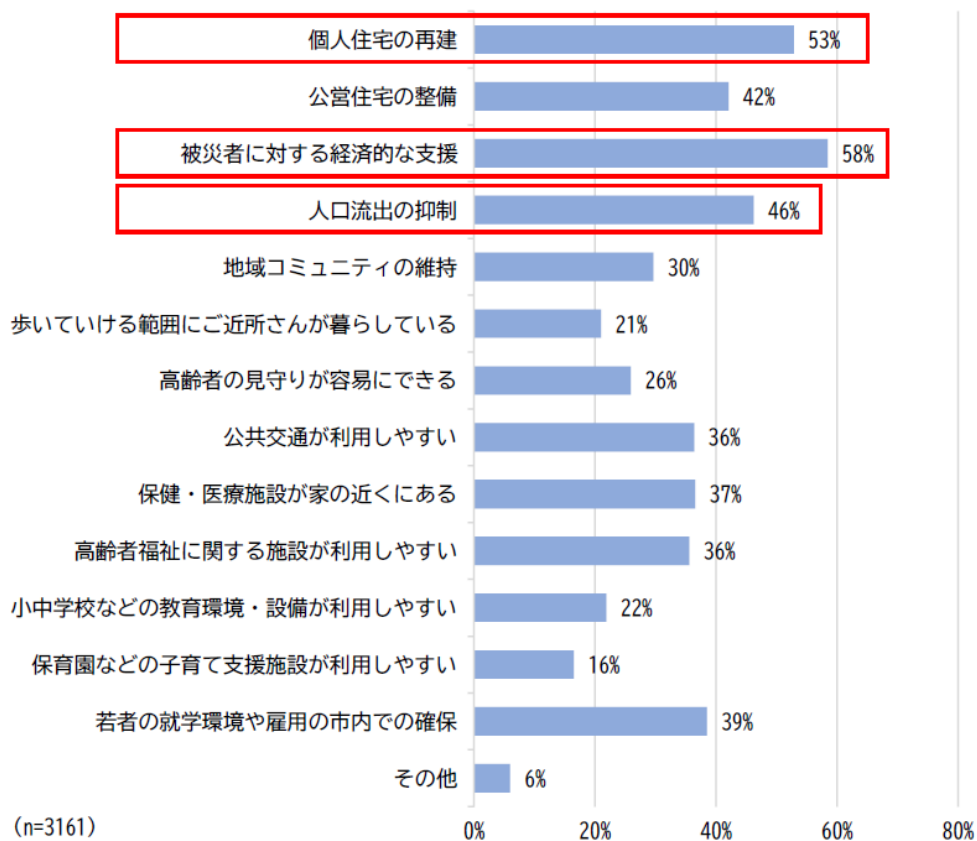
資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. 今後どこに住みたいか（年齢別）

②復興まちづくりに向けた施策への関心

・生活再建に係る施策に対する関心

○『被災者に対する経済的な支援』が58%と最も多く、次いで『個人住宅の再建』『人口流出の抑制』が続いています。

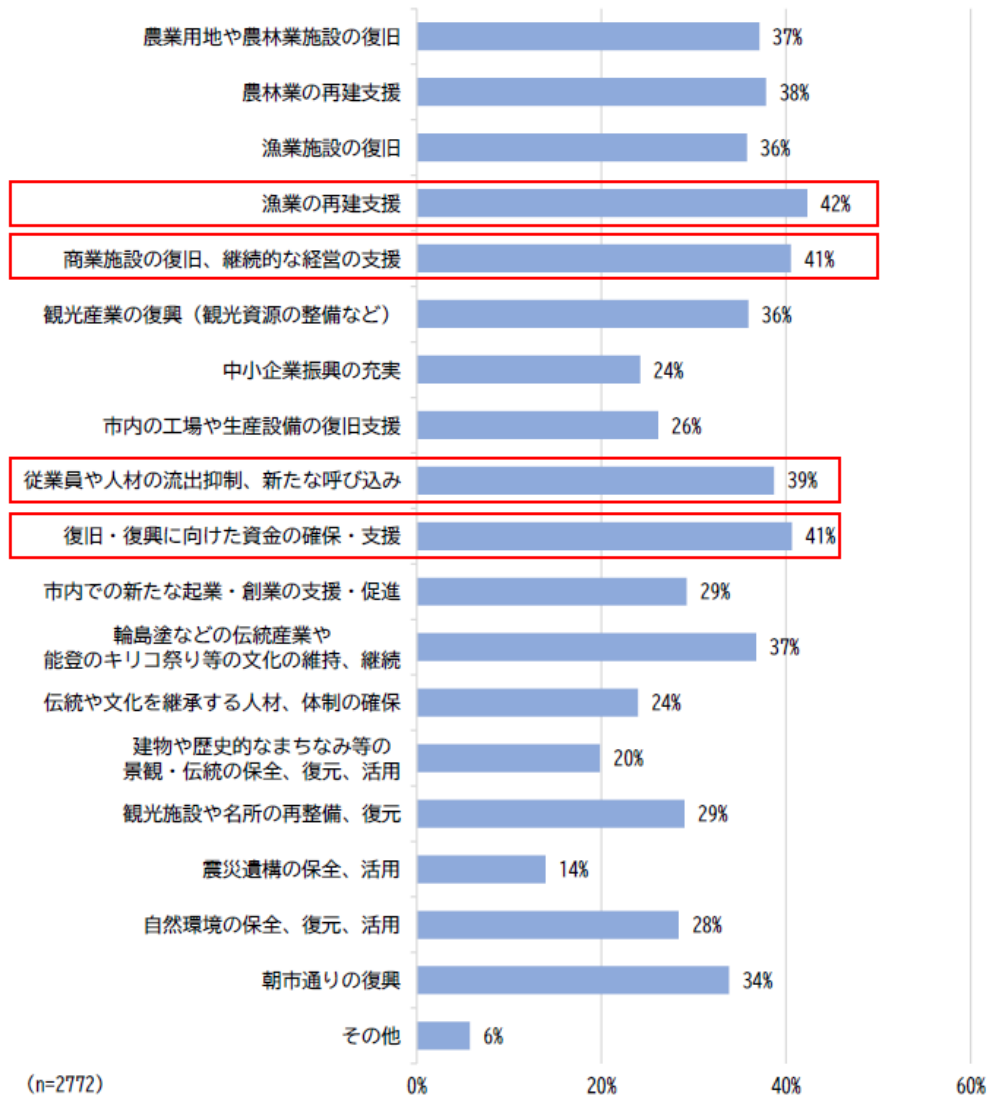


資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. 生活再建に係る施策に対する関心

・生業の再興に係る施策に対する関心

○『漁業の再建支援』が42%と最も多く、次いで『商業施設の復旧、継続的な経営の支援』『復旧・復興に向けた資金の確保・支援』『従業員や人材の流出抑制、新たな呼び込み』が続いています。

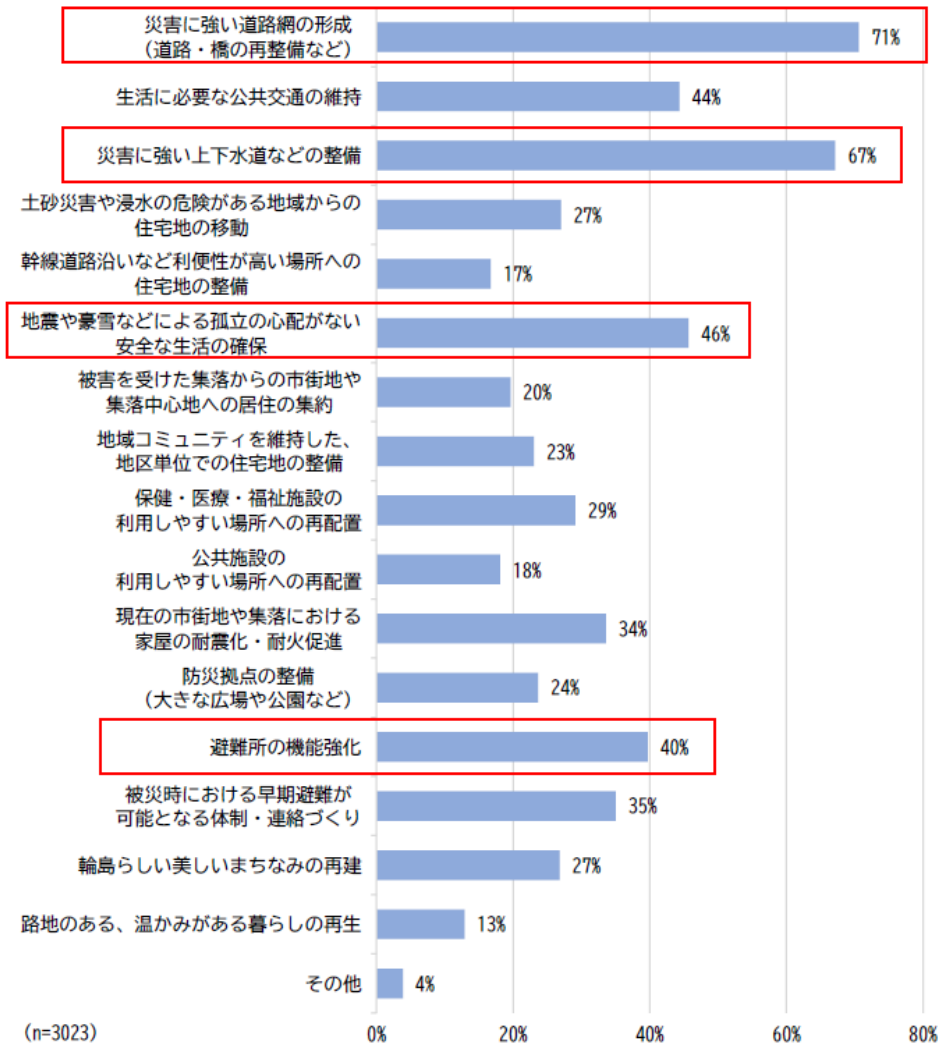


資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. 生業の再興に係る施策に対する関心

・まちへの再生に係る施策に対する関心

○『災害に強い道路網の形成』が71%と最も多く、次いで『災害に強い上下水道などの整備』が続いています。

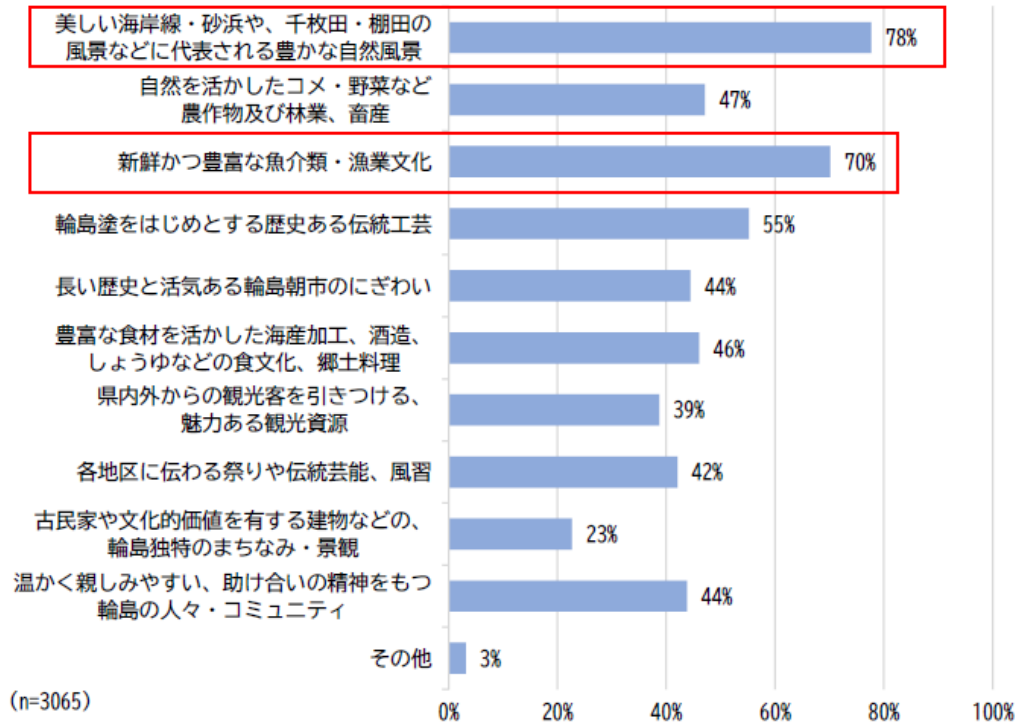


資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. まちへの再生に係る施策に対する関心

③輪島市の「良いところ」「素晴らしいところ」

○『美しい海岸線・砂浜や、千枚田・棚田の風景などに代表される豊かな自然風景』が78%と最も高く、次いで『新鮮かつ豊富な魚介類・漁業文化』が70%となっています。



資料：今後のまちづくりに関するアンケート調査結果

図. 輪島市の「良いところ」「素晴らしいところ」

3-1 第2次輪島市総合計画【2017（平成29）年3月：輪島市】

- 第1次輪島市総合計画に次ぐ、2026（令和8）年度を目標年次とした本市のまちづくりに関する総合的な施策を位置づけたものです。
- 人口減少対策に関する総合的な計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含して一体的な整理を行っており、ハード、ソフト両面において各分野が目指すべき施策をとりまとめています。

●主要指標（2026（令和8）年時点）

総人口：25,400人 交流人口（観光客入込概数）：160万人

●まちづくりの将来像

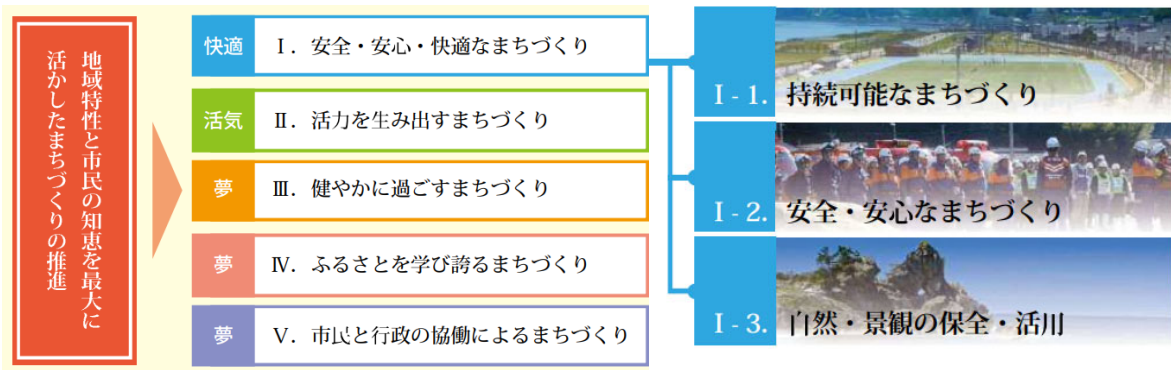
“あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち
—歴史が息づき 人が輝く まちづくり—

●まちづくりの基本方針

- 快適** …豊かな自然と共生し、いつまでも暮らし続けます。
- 活気** …交流により活力を高める人財を確保します。
…地域のヒト・モノ・カネ・情報を駆使し、市場を開拓します。
- 夢** …輪島への愛着を持ち続け、輪島で学ぶことに価値を見出します。
…市民がまちづくりに積極的に関わる意義を理解し、できることに取り組みます。

本市の将来像を実現するために、5つのまちづくりの基本方針を掲げています。

そのうち、都市計画マスタープランに密接に関連する方針として「安全・安心・快適なまちづくり」を挙げ、さらに、「持続可能なまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「自然・景観の保全・活用」について具体的方針等を示しています。



基本計画

《基本理念》

《将来像》

《基本方針》

目標指標

地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進

”あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち

快適

活気

夢

I. 安全・安心・快適なまちづくり

- ◆コミュニティを支える都市機能の適正な配置
- ◆交通ネットワークの充実



環境の世紀といわれて久しく、また、高度情報化の進展によりグローバルスタンダードがより身近となる一方、人口減少や高齢化等による人口構造の変化、さらには全国的に頻発する自然災害など、様々な想定外の出来事が、市民の暮らしや地域が育んできたコミュニティの再構築を迫る要因となってきています。
本市は、時代の変化に翻弄されることなく、これからも奥能登地域の中心的役割を果たし、歴史を重ねられるよう、将来像を見据えつつ、今後とも着実にまちづくりに取り組みます。

II. 活力を生み出すまちづくり

- ◆積極果敢な産業振興支援
- ◆働く選択肢の多様化と担い手の育成支援



多様な交流機会を生み出すことで、地域の活力を高め、有為な人材が確保されることで新たな市場開拓等につなげるため、戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出に取り組みます。
特に、漆器と観光の2分野において積極果敢な産業振興により他産業への効果の波及につなげるとともに、若い世代や移住者等が働く選択肢を増やし、産業の担い手育成に努めます。

III. 健やかに過ごすまちづくり

- ◆出会い・出産・子育て支援



人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を高めるために、様々な場面で女性の力をまちづくりに生かせるよう、女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりに取り組みます。若者世代の子育て環境を整えるため、出会い・出産・子育ての各段階で当事者等を支える環境づくりに努めます。

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

- ◆市民のアイデンティティ醸成



本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができ、素晴らしい教育環境のもと、個性や能力の伸長に努める一方、社会の構成員として社会を支え、貢献すべき人間となるよう、困難に打ち克つづくり、伝統・文化を次代につなぐまちづくりに取り組みます。
特に、子どもからお年寄りまで、市民の誰もが、輪島に生まれ、暮らすことを誇り、ふるさとを愛する人づくりに向けて、市民のアイデンティティ（地域への帰属意識）の醸成に努めます。

V. 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◆施策の推進エンジン拡充
- ◆多彩な人材の活躍機会創出



これからのまちづくりは、行政だけで行えるものではなく、成熟した地域社会において官民の役割分担を明らかにしつつ、行政経営基盤の強化とともに、さらなる市民との協働によるまちづくりの展開に取り組みます。
特に、多様な施策を推進するためのけん引役となるまちづくり体制、基盤の拡充とともに、多彩な人材が活躍できる機会の創出に努めます。

I-1. 持続可能なまちづくり

I-2. 安全・安心なまちづくり

I-3. 自然・景観の保全・活用

II-1. 戦略的交流による地域振興

II-2. 活力に富む産業振興

II-3. 多様な就労機会の創出

III-1. 女性が活躍できるまちづくり

III-2. 地域で支え合う福祉の増進

III-3. 生涯の健康づくり

IV-1. 困難に打ち克つづくり

IV-2. 伝統・文化を次代につなぐ

V-1. 行政経営基盤の強化

V-2. さらなる協働によるまちづくりの展開

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 豊かさを実感できる住生活の実現
- 3. 道路網の整備・更新
- 4. 交通ネットワークの整備・更新
- 5. IoTの活用・推進
- 6. 上下水道の普及・管理
- 7. 公園や緑地等の適切な管理
- 8. 移住・定住環境の整備

- 1. 消防・救急体制の充実
- 2. 防災対策・対応力の強化
- 3. 防犯・交通安全対策の推進

- 1. 自然環境の保全
- 2. 自然・歴史的景観の保全・活用
- 3. 循環型社会の形成

- 1. ツーリズムの振興
- 2. 国内外の交流促進
- 3. 交流拠点機能の強化

- 1. 漆器産業の強化
- 2. 商工業の振興
- 3. 農林業の振興
- 4. 水産業の振興
- 5. 地域ブランドの開発・発信

- 1. 起業・創業支援
- 2. 継続した企業誘致
- 3. 多様なニーズに対応した就労支援

- 1. 出産・子育て環境の充実
- 2. 男女共同参画の推進

- 1. 地域福祉の充実
- 2. 児童福祉の充実
- 3. 高齢者福祉の充実
- 4. 障害者福祉の充実

- 1. 地域医療拠点機能の充実
- 2. 健康づくりの推進

- 1. 学校教育の充実
- 2. 地域コミュニティの強化
- 3. 地域で取り組む教育力の向上
- 4. 生涯学習の推進
- 5. スポーツによる人づくり

- 1. 文化・芸術活動の推進
- 2. 文化財の保存・活用

- 1. 行政サービス改革の推進
- 2. 広域連携の推進

- 1. 多様な連携の推進
- 2. 輪島の応援ネットワーク形成

指標	現状	目標値
定住促進奨励金年間交付者数	19人	40人
うちリターン者数	1人	5人
リターン者数	18人	35人
空き家データベース登録件数	45件	100件
水道普及率	97.5%	99.1%
下水道普及率	79.6%	84.3%
1日1人あたり家庭系ごみ排出量の減少	509g	480g
リサイクル率の向上	14%	20%

指標	現状	目標値
観光客年間入込人数	132万人 (H28年)	200万人
年間宿泊客数	19万人 (H28年)	30万人
フィルムコミッション年間受入件数	14件 (H28年)	30件
輪島漆器年間生産額	42億円	60億円
30代以下の漆器産業従事者数	36人	40人
起業新規出店支援数	9件	60件
農産品の年間売上高	21億9,400万円	25億円
水産品の年間売上高	38億円	46億円

指標	現状	目標値
生後3か月未満児の全戸訪問実施率	99.1%	100%
生活圏域ごとの訪問系通所系地域密着型サービス実施率	25.0%	66.7%
市立輪島病院常勤医師数	17人	21人
特定健康診査受診率	41.0%	60.0%
特定保健指導実施率	56.6%	60.0%
後期高齢者健康診査受診率	14.6%	35.0%

指標	現状	目標値
全国規模のスポーツ大会出場者数 (ジュニア)	35人 (1団体)	100人
公認スポーツ指導者数	30人	50人
各種スポーツ教室数	60教室	100教室
体育施設年間利用者数	24万人	30万人
30代以下の漆器産業従事者数 (再掲)	36人	40人

指標	現状	目標値
実質公債費比率	14.3%	13%以下推移
一般会計市債残高	318億円	10億円以上削減/年(※)

※臨時財政対策債を除く。
原則として、現状は平成27年度、目標値は平成36年度とし、それ以外の場合は注を付しています。

3-2 輪島市復興まちづくり計画【2025（令和7）年2月：輪島市】

- 輪島市復興まちづくり計画は、本市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、今後の取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針となる計画です。
- 「第2次輪島市総合計画」に基づいて進められてきた、ずっと住んでいたいと思える「まち」を「復興まちづくり計画」において踏襲しつつ、新しい視点も取り入れた創造的復興を達成するためのまちづくりを目指しています。

●復興に向けての基本理念（スローガン）



●復興まちづくりの取組（骨子）



●シンボルプロジェクト

輪島朝市周辺 再生プロジェクト

地震及び火災で甚大な被害を受けた朝市周辺を輪島市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行います。また、新たなチャレンジや交流を促進して、新しいまちとして生まれ変わるための環境整備及び支援を行います。



●重点プロジェクト

1 魅力ある住まいと拠点づくりプロジェクト

2 ひとと自然が育む子ども・子育て応援プロジェクト

3 まちの活力を高める商店街・観光再興プロジェクト

4 輪島塗をはじめとした伝統産業・伝統文化再興プロジェクト

5 輪島の恵みを取り戻すみなと復興プロジェクト

●将来都市構造の基本的な考え方

これまで目指してきた都市構造を踏まえつつ、将来にわたり安全・安心で持続可能な都市を目指し、「ゾーニング」「都市拠点」「都市軸」からなる将来都市構造を設定します。

[基本的な考え方]

- 輪島・門前・町野の市街地(拠点)は、行政が中心となり住まいや日常生活に必要な機能等を確保
- 各地区において安心して暮らせるよう、公民館を核としたコミュニティを再建
- 各集落においても復旧を進め、現地再建を支援していくとともに、各地域での話し合いを通じて、災害リスクや孤立可能性の高いエリア等から拠点への移転を支援(必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討)

3-3 石川県都市計画マスタープラン【2018（平成 30）年改定：石川県】

○石川県では将来の都市づくりの指針として、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」、「広域都市圏マスタープラン」及び、都市計画区域ごとに、「都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」を策定しており、おおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めています。

<輪島都市計画区域マスタープラン>

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

基本テーマ：「住民がつくる“あい”のまち輪島」

基本理念① 郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせる集約型のまちづくり

基本理念② 多様な地域資源の保全・活用による個性と活力あふれるまちづくり

基本理念③ 豊かな自然を活かした連携と交流による地域主体のまちづくり

(2) 地域毎の市街地像

河井町一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と珠洲方面、志賀方面、のと里山空港・穴水・金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

2) 区域区分の決定の有無

・輪島都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない

3) 主要な都市計画の決定の方針

●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

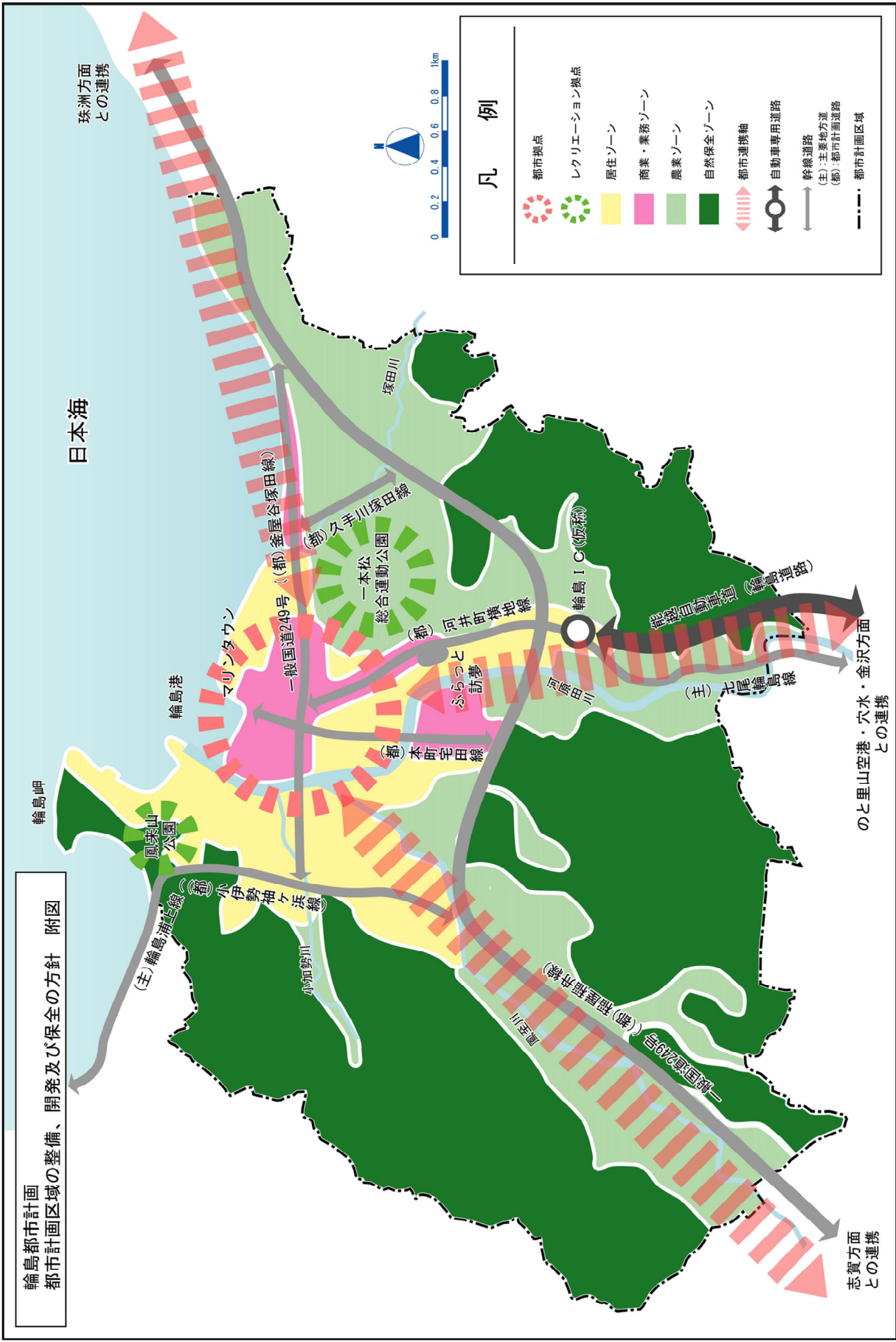
本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続しつつ、立地適正化計画にて用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置付け、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指す。

●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、輪島バイパス等により市街地の環状道路を形成し、市街地と周辺地域との連携の強化、バスなどの公共交通の維持・充実を図るとともに中心市街地においては無電柱化などにより歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、旧輪島駅を利用した道の駅「輪島ふらっと訪夢」については、今後とも交通ターミナルとしての機能充実と交流拠点としての活用を図る。



見直しの背景

■社会情勢の変化

- ・全国的な人口減少及び少子高齢化の進展
- ・顕著な高齢化及び過疎化の進行

■まちづくりを取り巻く状況の変化

- ・令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨による甚大な被害の復旧と復興への取組
- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり
(立地適正化計画の策定(2017年3月))
- ・脱炭素社会の実現、SDGs やデジタル社会への対応
- ・「能登の里山里海」世界農業遺産登録
- ・輪島港マリントウンプロジェクトの完成
- ・能越自動車道(のと三井ICまで)の開通

■令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨災害後の主なまちづくりの状況

- ・輪島市復興まちづくり計画(2025年2月策定)の着実な実施
- ・公費解体の完了と復旧・復興の加速化
- ・祭りやイベントの開催・再開による賑わい・活力の創出
- ・能登空港の本復旧(2025年度未完了予定)
- ・輪島港復旧・復興プランの策定(2025年6月策定)

■上位計画との整合

- ・輪島市復興まちづくり計画(2025年策定:輪島市)
- ・輪島都市計画区域マスタープラン(2018年改定:石川県)
- ・第2次輪島市総合計画(2017年策定:輪島市)

■市民のまちづくりのニーズ(「輪島市復興まちづくり計画」アンケート結果【2024年実施】)

- ①今後どこに住みたいか
 - ・全体の7割以上が「市内に住みたい」と回答
 - ・若年層は高齢層に比べ、便利なところへの移転意向が強い
- ②まちの再生に係る施策に対する関心
 - ・災害に強い道路や上下水道などのインフラ整備のほか、孤立集落発生の抑制、避難所の機能強化などに大きな関心
- ③輪島市の良いところ・素晴らしいところ
 - ・豊かな自然風景や新鮮かつ豊富な魚介類・漁業文化との回答が多い

都市づくりの計画課題

課題1: 更なる人口減少等を見据えた都市構造への転換 【土地利用】

- ・既存の公共施設や都市基盤などの社会資本ストックを活かしたコンパクトなまちづくりが求められます。
- ・まちの魅力、活力を生み出す土地利用の維持と適切な誘導が求められます。
- ・持続可能な都市の実現を見据えたまちづくりの拠点の明確化が求められます。

課題2: 暮らしやすい市街地の維持・確保 【市街地整備】

- ・いつまでも暮らし続けられる居住地の確保が求められます。
- ・朝市周辺や地域商店街などの復興による賑わいの再生が求められます。
- ・移住定住人口の獲得に寄与する市街地整備が求められます。
- ・空き家・空き地の適正な維持管理、建物用途の混在防止など、良好な住環境の確保が求められます。
- ・就労の場の確保、子育て環境の整備、賑わいの創出など、若者や移住者にも魅力的な都市づくりが求められます。
- ・デジタル技術の活用など新たな時代に応じた市街地環境整備が求められます。

課題3: 利便性の高い快適な生活環境の確保 【都市施設】

- ・市街地内の移動や郊外部等の連絡を容易にし、災害時にも有効に機能する体系的な交通ネットワークの構築が求められます。
- ・路線バスやコミュニティバス網など、市民の足となる身近な移動手段の維持が求められます。
- ・市民の身近な憩いの場やレクリエーションの場、災害時に拠点となる公園緑地の確保・適切な維持管理が求められます。
- ・市民が健やかで快適に暮らせる生活環境の確保が求められます。

課題4: 自然環境の保全と共生 【自然環境保全・都市環境形成】

- ・防災・減災に資する自然環境の適正な保全・管理・育成が求められます。
- ・環境負荷を低減したゼロカーボンシティの実現が求められます。

課題5: 輪島市らしい景観の保全と活用 【都市景観】

- ・自然豊かな里山里海、街並み、文化、伝統産業・伝統芸能など固有の地域資源の再興と保全・活用による、魅力あるまちづくりが求められます。
- ・また、これらと一体的に形成される輪島らしい市街地・集落・自然景観の再生、維持・創出が求められます。
- ・震災遺構も含めた多様な景観資源を活かした観光振興を図りながら、交流人口、活動人口を拡大するための取組や都市の魅力向上が求められます。

課題6: 激甚化・頻発化する災害への対応 【安全・安心】

- ・耐震性確保など防災機能に配慮した都市基盤の整備、都市施設の防災機能強化、住宅の耐震化など、災害に強い安全・安心なまちづくりが求められます。
- ・発災時の孤立集落発生の抑制と避難拠点の確保が求められます。
- ・高齢者等の要配慮者に対応したまちづくりが求められます。
- ・市民の防災意識の向上と災害情報の周知が求められます。

課題7: 市民参加、官民協働のまちづくりの実現 【参画・協働】

- ・まちづくりへの市民参加や行政と市民・事業者の協働を実現するための仕組みづくり、参加の場づくりが求められます。

■復興まちづくりの方向性【主なターゲット:市民・事業者】

被災者の生活再建を図りつつ、
地域を支える生業の再興、
そして新たなまちの再生を目指します。

都市づくりの方向性

■方向性1【主なターゲット:市民】

市民の誰もがいつまでも健やかに
暮らせる、安全・安心で
快適なまちづくりを進めます。

■方向性2【主なターゲット:移住・定住者、来訪者】

地域資源の魅力を活かし、
誰もが住みたくなる、来たくなる
魅力あるまちづくりを進めます。

■方向性3【主なターゲット:市民・事業者】

輪島らしさを大切にしながら、
新しい時代に対応できる
しなやかなまちづくりを進めます。

■都市づくりを支える力【主なターゲット:市民・事業者】

市民・事業者の参画による
行政と協働のまちづくりを進めます。

第2章 目指すべき都市像

1 都市づくりの基本理念と基本目標

1-1 都市づくりの基本理念

○都市づくりの基本理念を次のように定めます。

基本理念

みんなでつなぐまちづくり 新・輪島

◇基本理念の考え方

○基本理念は、将来の都市づくりのあり方を示すもので、「輪島市復興まちづくり計画」を踏まえ設定しています。

災害により甚大な被害を受けた本市の復興の実現に向けて、豊かな自然や先人が創り上げてきた文化と伝統を活かしつつ、“市民のだれもがいつまでも健やかに暮らせる、安全・安心・快適なまちづくり”、“地域資源の魅力を活かし、だれもが住みたく、来たくなる魅力あるまちづくり”、“輪島らしさを大切にしながら、新しい時代に対応できるしなやかなまちづくり”を、市民や事業者と行政が手を取り、ともに取り組むことにより、誇りを持って次代に繋げていける新しい輪島を創造します。

1-2 都市づくりの基本目標

○基本理念に基づき、都市づくりの基本目標を次のように定めます。

基本目標1 市民の誰もがいつまでも健やかに暮らせる、安全・安心で快適なまちづくり

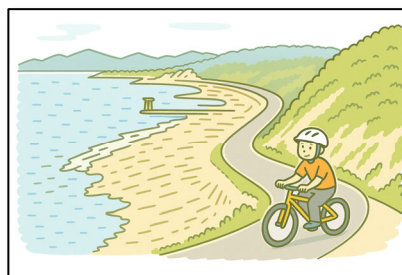
- ・ 市民の誰もが地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで全ての人々が生きがいをもって健やかに暮らせるよう、都市機能と居住の適切な立地誘導を図りながら、コンパクトで快適な環境づくりを推進します。
- ・ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災経験を教訓とし、市民の生命と財産を守るため、都市基盤の耐震化など災害に強い環境づくりを進めるとともに、地域住民の自助・共助による安全・安心のまちづくりを推進します。
- ・ 中心拠点の輪島地区、地域拠点の門前地区及び町野地区においては、災害公営住宅の整備をはじめ、朝市周辺や地域商店街等の復旧・復興を計画的かつ着実に進めるとともに、公共機能や交流機能など必要な都市機能の立地誘導等により、豊かな日常生活の場としての再生を推進します。
- ・ また、歩行者や高齢者、障がい者等に配慮した歩行者空間や移動環境を確保し、安全に歩いて楽しめるまちづくりを推進します。
- ・ 発災時に重要な役割を果たす能越自動車道や珠洲・門前道路、国道249号及びのと里山空港などの広域交通ネットワークや、都市計画道路などの市街地幹線道路の体系的・計画的な整備とともに、生活道路の整備と安全確保、公共交通の維持・利便性向上を推進します。



基本目標2 地域資源の魅力を活かし、誰もが住みたくなる、来たくなる魅力あるまちづくり

- ・ 豊かな自然、伝統文化、景観及び伝統産業や伝統芸能を再生・保全・育成し、魅力を高めることで、個性と活力にあふれるまちづくりを推進します。
- ・ のと里山空港や能越自動車道 IC などの交通結節点へのアクセス性の向上を図るとともに、マリンタウンや主要な観光施設を核とした、広域的な連携・交流によるまちづくりを推進します。
- ・ 就業機会の創出や市民サービスの充実により、定住・移住人口の確保と増加につながるよう、各種施策を推進します。

- 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により甚大な被害を受けた沿岸部や山間部を中心とした自然環境や、黒島地区等の街並み、白米の千枚田や西保地区の真垣などの農山漁村景観の再生・保全、さらに輪島塗や伝統的な祭礼などの伝統文化の再興・継承を図り、地域の個性と魅力の再生・創出に取り組みます。また、自然景観などは震災遺構としての活用も検討しながら、交流人口や関係人口の拡大を推進します。



基本目標3

輪島らしさを大切にしながら、新しい時代に対応できるしなやかなまちづくり

- 豊かな自然、歴史・文化資源や伝統産業などを再生・再興し、輪島らしさを守り後世に伝えるとともに、進展する少子高齢社会への対応や、デジタル技術の活用、ゼロカーボンシティの実現など、都市づくりの動向や本市の未来を見据えながら、効果的かつ効率的なまちづくりを推進します。
- 都市基盤や公共施設については、耐震化をはじめ、長寿命化や将来の需要に対応した計画的・経済的な復旧、整備、維持管理を行い、持続可能で健全なまちづくりを推進します。
- 市民参画の場の提供、情報発信などを積極的に行うとともに、市民や地域の関係団体、事業者・行政の協働・連携することで、輪島らしいまちづくりを推進します。



2 計画フレーム

2-1 将来人口

- 第2次輪島市総合計画（後期基本計画）では、以下に示す「人口減少問題に取り組む3つの基本的視点」に掲げる諸施策を推進することにより、将来人口を2040（令和22）年時点で「17,000人以上」と設定しています。また、このさらに5年後となる2045（令和27）年時点では、15,883人と推計しています。
- 本計画の目標年次は2046（令和28）年であり、総合計画に掲げる推計年次から1年後となりますが、目標の実現に向けて定住促進・子育て支援施策を進め、できる限り人口減少を抑制するものとし、「15,000人以上」を目指します。

将来人口の目標 2046(令和28)年時点で
15,000人以上

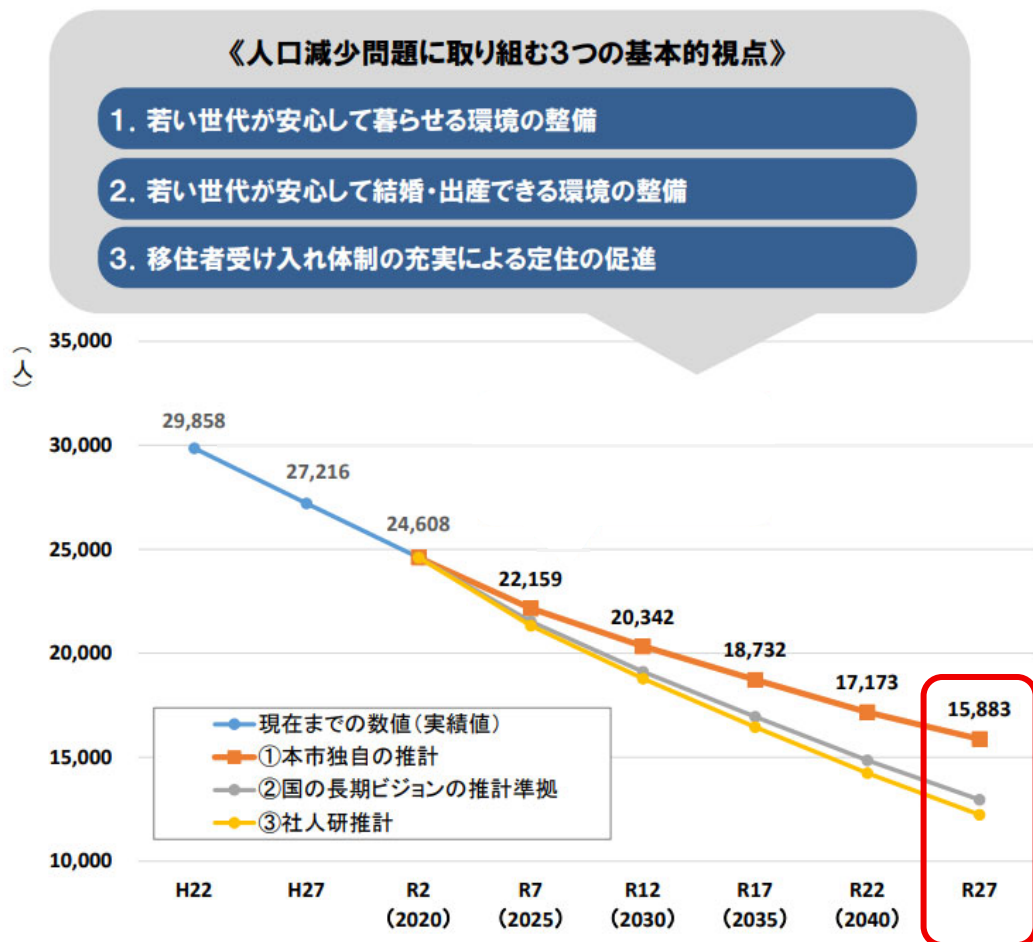


図. 将来人口シミュレーション結果 [出典：第2次輪島市総合計画（後期基本計画）をもとに作成]

3 将来に向けた都市づくりのあり方

3-1 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

- 目指すべき都市の将来像を実現するため、将来都市構造を定めます。
- 本市は、広大な市域の中で、輪島港や旧輪島駅を中心とした市街地が形成されており、多様な都市機能が集積するコンパクトな都市構造が特徴です。
- 持続可能な都市づくりの観点から、さらなる計画的・効率的な都市機能の集積が必要不可欠です。また、中心市街地と郊外を結ぶ公共交通ネットワークの構築が求められることから、本市の将来都市構造は「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本とします。
- 都市構造は、面的に構成される「ゾーン」、主要な都市機能が集積する「都市拠点」、都市内・都市間のネットワークを形成する「都市軸」の3つの視点に基づいて設定します。

(2) ゾーン・都市拠点・都市軸の設定

■ ゾーン

①市街地ゾーン

- ・本市の主要な既成市街地である輪島地区、門前地区、町野地区を「市街地ゾーン」とします。

②集落ゾーン

- ・山間部や沿岸部の小集落が点在する区域を「集落ゾーン」とします。

③自然環境ゾーン

- ・市街地ゾーン及び集落ゾーン以外の山間部・沿岸部の区域を「自然環境ゾーン」とします。

■ 都市拠点

①中心拠点

- ・輪島地区の中心市街地を「中心拠点」とします。

②地域拠点

- ・門前地区及び町野地区の中心部を「地域拠点」とします。

③地区拠点

- ・各地区の公民館周辺を「地区拠点」とします。

④広域拠点

- ・のと里山空港及びマリンタウン周辺を「広域拠点」とします。

■ 都市軸

①広域交流軸

- ・本市と金沢都市圏や首都圏等を結ぶ、陸路、航空路、海上航路を「広域交流軸」とします。

②都市連携軸

- ・本市と周辺市町や市内の都市拠点を結ぶ国道や県道を「都市連携軸」とします。

(3) 将来都市構造の基本方針

都市構造区分		将来都市構造の基本方針
ゾーン	①市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輪島地区、門前地区及び町野地区の既成市街地については、行政が主体となり住まいや日常生活に必要な機能等を確保するとともに、早期のインフラ復旧、多様な暮らしを選択できる住環境の整備、都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新を計画的に進め、都市の強靱化による安全・安心なまちづくりを図ります。 ・ 立地適正化計画における居住誘導区域では、低未利用地の活用や居住環境の改善などによる居住の誘導を図ります。また、都市機能誘導区域内では、より便利で安全・安心な生活環境を確保するため、医療・福祉・子育て支援、教育・文化機能などの確保・充実を図ります。 ・ 新たな開発が進む宅田町などの郊外地域では、適正な土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図ります。
	②集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金蔵、曾々木、黒島などに代表される山間集落や沿岸集落では、農林漁業を中心とした暮らしと特色ある景観の再生・保全・継承を図ります。 ・ 地域の希望に応じて、市街地ゾーンなどでの住まいの確保やコミュニティの再生を図ります。 ・ 市街地ゾーンとの連携を強化し、互いに発展し、持続可能なまちづくりを進めます。 ・ 地域の状況や意向に沿いながら、インフラの復旧をはじめ、効率的な生活基盤施設や市民サービスの見直しを検討していきます。
	③自然環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部における農林業基盤の復旧とともに、自然環境の保全・管理・育成を通じて防災・減災を図ります。 ・ 沿岸部においては隆起した海岸線などの震災遺構の活用検討を含め自然環境と一体となった景観の再生・保全・育成を図ります。
都市拠点	①中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の都市構造上の中心核である輪島地区の中心市街地については、防災対策の強化に加え、朝市周辺の再生・復興や輪島塗の再興などを継続的に進めながら、ひと・もの・情報の交流の場として、多様な都市機能が集積した市街地の魅力と賑わいの再生・創出を図ります。
	②地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門前地区及び町野地区の中心部については、地域の核として公共サービス機能や生活利便機能の維持に努めるとともに、地域の歴史・文化資源の再生・保全を進め、地域活力の創出を図ります。
	③地区拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区に立地する公民館等について、地区のコミュニティ活動の拠点として、防災機能を備えた施設の維持・向上を図り、自治組織等と連携しながら地域コミュニティの再構築・育成を図ります。

都市構造区分		将来都市構造の基本方針
都市拠点	④広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> のと里山空港周辺における広域的な公共・公益サービス機能や、輪島市臨空産業団地の機能の向上に加え、マリンタウンの魅力向上などにより、広域的な連携・交流・観光・産業の拠点としての活用を図ります。
都市軸	①広域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 能越自動車道、のと里山空港、マリンタウンのさらなる機能強化による陸路、航空路、海上航路の多様な都市軸を活用し、産業面、観光面、生活面での広域的な連携・交流の強化を図ります。
	②都市連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 市内の都市拠点や珠洲市、能登町、穴水町、志賀町などの周辺都市との広域的なネットワークを強化し、災害時の主要な幹線道路としての強靱化を推進することで、商業、文化、行政、観光など、多様な機能の連携と広域的な交流促進を図ります。

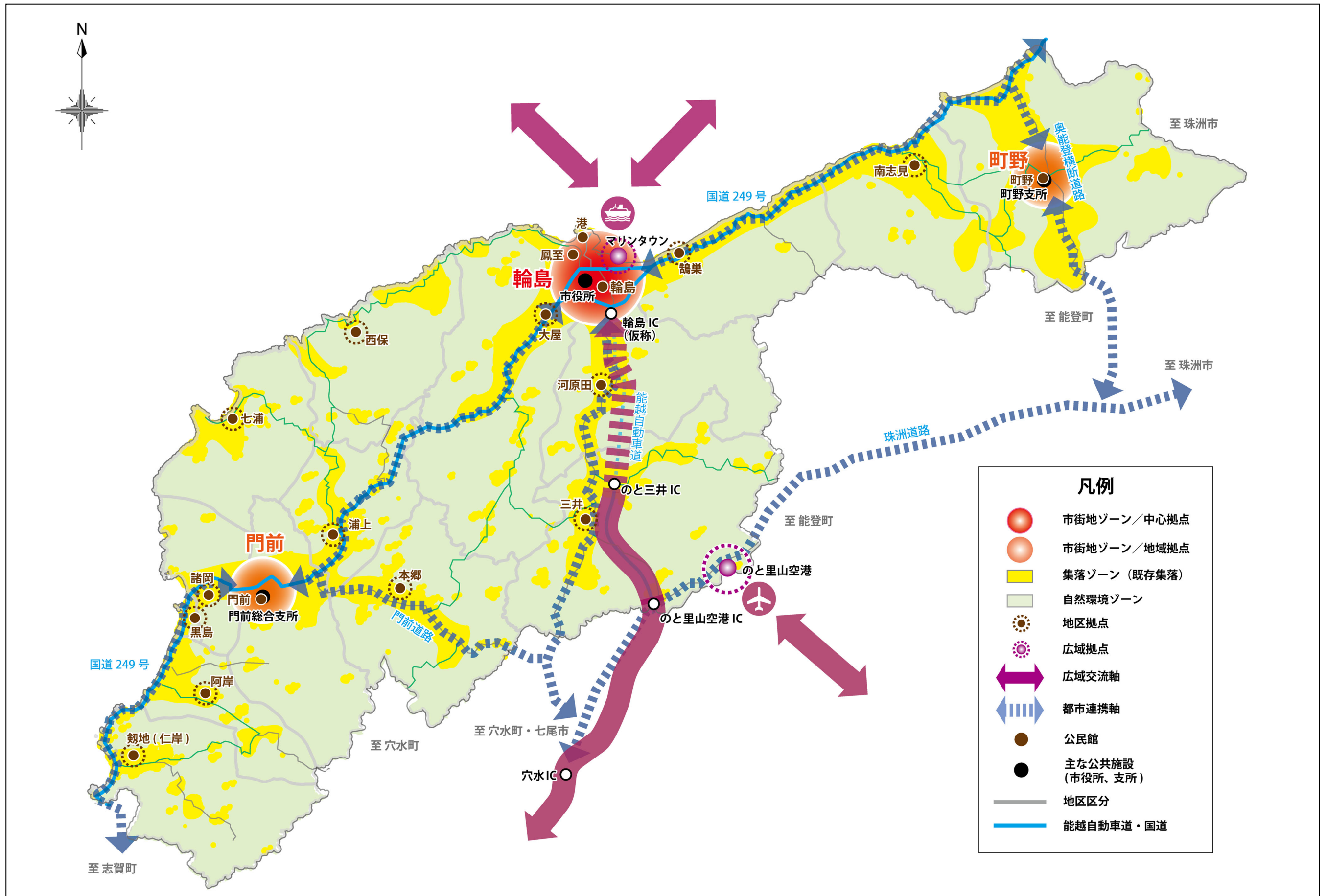


図. 将来都市構造

第3章 都市整備の方針

1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的考え方

- 中心拠点の輪島地区においては、早期のインフラ復旧や公共インフラの強靱化を推進しながら、安全・安心で多様な暮らしを選択できる住まいや住環境の確保、行政サービスをはじめ日常生活において利便性の高い市街地の再構築に資する土地利用を図ります。
- 将来の人口や産業の規模に応じて、住居、商業、工業などの用途ごとに必要な空間を確保・配置しながら、分散する集落機能の維持とともに、都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりの実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を誘導します。また、美しい自然や自然景観、歴史的風土等との調和、伝統産業の保護・育成に配慮し、魅力的で活力ある都市を形成します。

1-2 土地利用の方針

(1) 商業・業務地

【中心商業地】

既成市街地の河井町一帯を中心に中心商業業務地を配置し、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する職住近接の環境を活かし、交流環境の再生、維持・充実や中心市街地の街並みの保全・再生を図ります。

特に朝市周辺においては、復興のシンボルとしての再建を目指し、防災対策を強化しながら朝市と商店街及び住まいが共生する市街地の形成を図るとともに、各種公共施設や生活拠点の集約化などにより持続可能なまちづくりを進めます。

【一般商業地】

一般商業地は、既成市街地に隣接する宅田地区の都市計画道路（以下、（都）と表現）本町宅田線沿道に配置し、沿道サービス型施設を適正に誘導することにより、快適で魅力ある生活環境の創出を図ります。

(2) 工業地

【市街地内工業地】

既成市街地内で工業施設が点在する国道249号沿道（輪島市役所付近～（都）小伊勢稲舟線との交差点）、（都）小伊勢稲舟線（（仮称）輪島IC付近）沿道の地域は、環境悪化の恐れが低い地場産業などの工場と住居の共存を図りながら、輪島に根差した産業の再興と持続的な発展を目指します。

【輪島市臨空産業団地】

輪島市臨空産業団地については第2期造成を推進するとともに、当該用地への企業誘致による就業機会の確保を図り、若者などに魅力的な雇用の場を創出します。

【マリントウン】

マリントウン内に立地する輪島キリコ会館をはじめ、輪島市観光交流施設、輪島市マリントウン競技場及びマリントウンこどもの広場などについては、グローバルな視点を持ちつつ、地域に対して特別なつながりや愛着を持つ関係人口の増加に資する連携・交流・観光・産業の広域拠点としてふさわしい土地利用を維持・展開していきます。

(3) 住宅地

【輪島市街地】

居住誘導区域内では、中心拠点における安全・安心で利便性の高い市街地環境の確保を図るとともに、伝統的な住商共存の居住様式を活かした中密度の住宅地とし、地区に密着した産業や歴史・文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善の推進や、多様化する住生活ニーズに対応した住宅の供給に努めながら、集約型のまちづくりを進めます。

また、輪島市マリントウン住宅用地は、住宅地の分譲を進めながら、「輪島市マリントウン街並み景観形成基準」を尊重し、ゆとりある区画形状と良好な居住空間を有する美しい街並みづくりを推進します。

その他の既成住宅地については、周辺の田園・自然環境との調和を図りながら、災害に強い道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による安全・安心に暮らせる居住環境の再生、維持・向上を図ります。



図. 輪島市マリントウン住宅用地

出典：輪島市資料

【既成住宅地】

門前地区、町野地区の住宅地が集積する既成住宅地については、早期のインフラ復旧や災害に強い道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新により、安全・安心で持続可能な居住環境の確保を図ります。

本市の地域拠点である門前地区及び町野地区においては、低未利用地の活用や都市機能の集約、災害公営住宅の確保をはじめ、防災機能や交流機能の強化に資する土地利用を地域の特性に応じながら進めていきます。

(4) 集落地

【集落地】

市街地の周辺部など、既存集落地が形成されている地区では、災害に強い生活基盤の整備、町内会等の集会所等の再建を進め、地域コミュニティを維持し、安全・安心で快適な居住環境を確保します。

一方、中心拠点や地域拠点など、より安全・安心で利便性の高い居住地への移転についても、住民の意向に沿いながら検討していきます。

また、集落地と調和した優良農地を保全することにより、集落地の良好な景観の形成を図ります。

(5) 環境保全地区

【丘陵部・山地部】

宝立山、鉢伏山、高洲山、高爪山など、市街地を囲む緑と山々は、市街地の外縁を形成する地区であり、市街地の眺望や住民の憩いの場として活用するとともに、山林等の適正な保全・管理・育成を通じて防災・減災対策や、土砂災害対策を講じ、市街地や集落地と調和した自然環境の保全を図ります。

【海岸部】

被災した港湾や漁港などインフラ復旧を進めるとともに、能登半島国立公園に指定されている海岸部は、自然環境の保全を図りながら、震災遺構としての活用も検討します。今後も市街地や集落地との調和を重視しつつ、海岸線の景観の再生、保全・活用を図ります。

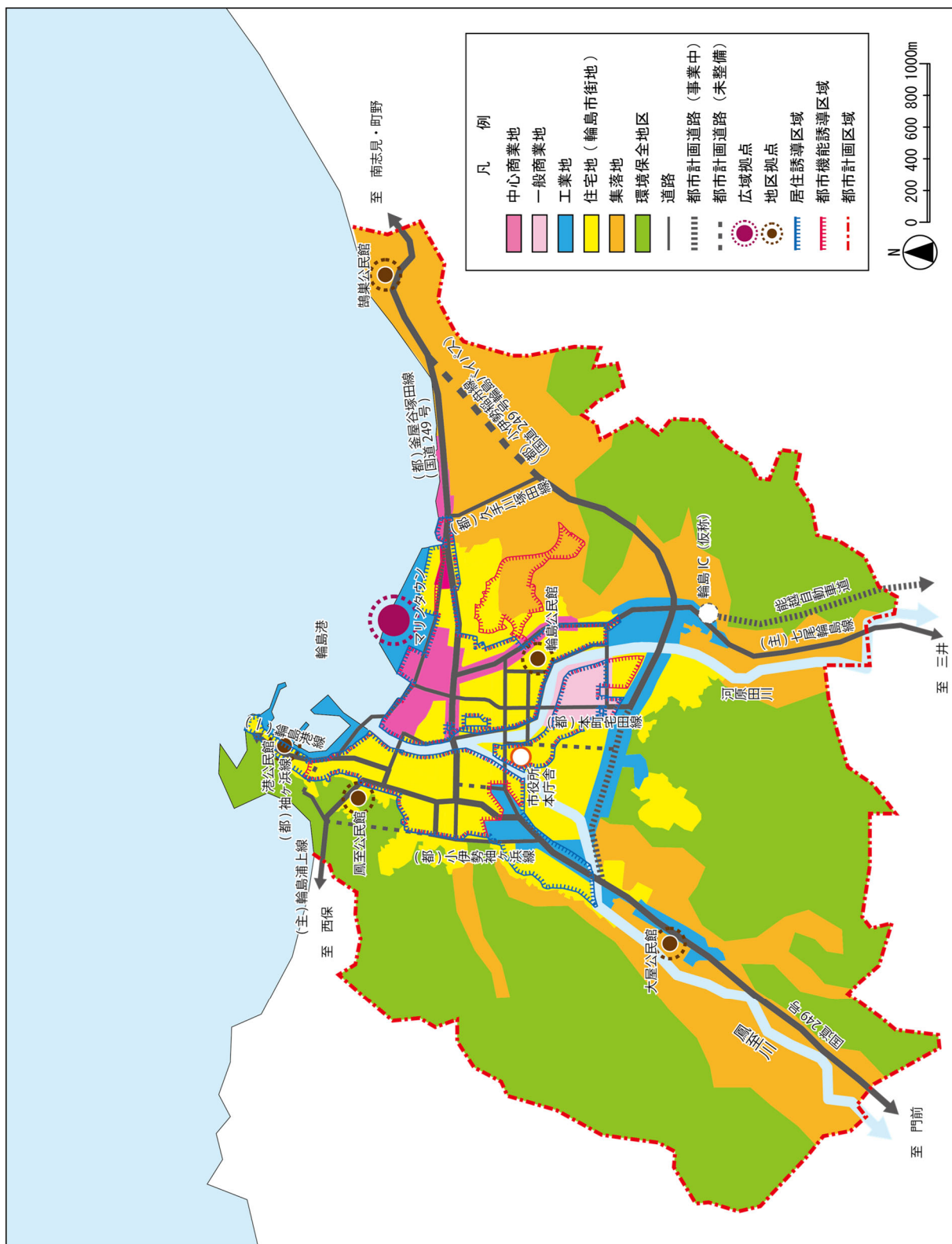


図. 土地利用方針 (市街地)

2 市街地整備の方針

2-1 市街地整備の基本的考え方

- 都市計画区域内を市街地と位置付け、「輪島市復興まちづくり計画」に基づき、朝市周辺における面的整備をはじめ、災害公営住宅の整備、各種公共施設や生活拠点の集約化などを、計画的かつ一体的に進め、多様な世代が将来にわたって安心して暮らせる市街地の形成を図ります。
- 「輪島市立地適正化計画」における都市機能誘導区域への都市機能の集積を図り、コンパクトな市街地を形成するとともに、市街地における円滑で安全な交通体系の構築、公園や遊歩道の整備、防災機能の強化を推進し、中心市街地の活性化とまちづくりに関する多彩な取組を一体的に進め、総合的な市街地環境の再生・向上を図ります。
- 「輪島市立地適正化計画」における居住誘導区域では、既存ストックの活用やまちの再生を進めるとともに、歩いて楽しめる空間の形成、安心して生活できる居住環境の整備、防災・減災対策の強化を図り、区域内人口密度の低下を抑制するための総合的な施策を講じます。

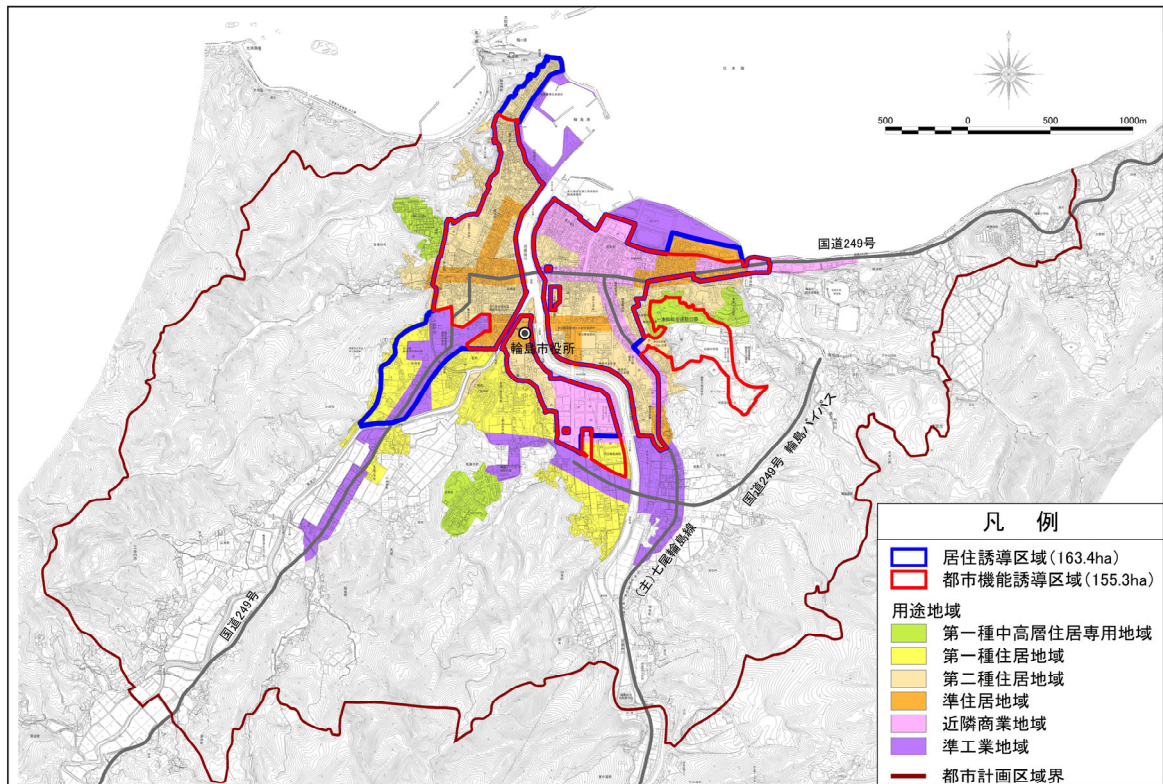


図. 輪島市立地適正化計画 誘導区域

出典：輪島市立地適正化計画 (R8.3)

2-2 市街地整備の方針

(1) 既成市街地

地震と火災により甚大な被害を受けた朝市周辺については、緊急かつ健全な復興を図るため、本市の復興のシンボルとして本町周辺地区被災市街地復興土地区画整理事業などにより、災害に強く、朝市と商店街及び住まいが共生する市街地整備を進め、輪島らしさを象徴する生活と生業の場を再建します。

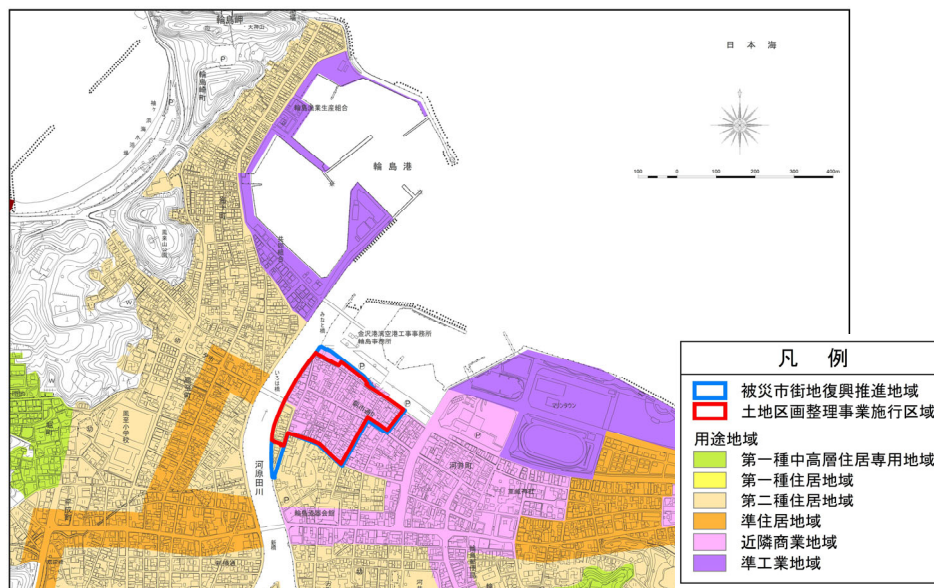


図. 被災市街地復興土地区画整理事業 位置図

既成市街地では、地域交流センター、子育て支援施設、図書館、観光交流センター、輪島小学校など、多様な人々の交流・学習・観光等の場となる拠点施設を整備し、市民の生活利便性とまちの魅力を一層高めるほか、まちなか等での定住促進のため、災害公営住宅の整備を推進します。

さらに、立地適正化計画に基づく居住・都市機能誘導施策の推進により、若者や子育て世代が安心して暮らせる居住環境の形成、移住者にも魅力的な市街地の形成を図ります。

また、市街地の円滑な交通体系を構築するため、(都)小伊勢稲舟線(国道249号輪島バイパス)などの道路整備を推進します。

このほか、若者などの働き手の地域外への流出を防ぐため、安心して学び、働き、地域に定着できる環境づくりを推進します。その一環として、技術や知識を習得できる環境整備を進めるとともに、既存工業地の再生を図ります。



図. 災害公営住宅（集合住宅タイプ）整備予定敷地

出典：輪島市災害公営住宅整備計画（R7.12）

（2）マリンタウンの復旧・活用

マリンタウンについては、岸壁の早期復旧を図りながら中長期的にクルーズ船の誘致等に取り組むとともに、輪島キリコ会館をはじめ、輪島市観光交流施設、輪島市マリンタウン競技場及びマリンタウンこどもの広場などについて段階的に再整備しながら、隣接する輪島港や朝市周辺との連携強化や回遊性向上を図りつつ、賑わい・交流の場としての活用を図ります。

（3）デジタル技術を活かした便利な市街地環境の整備

より便利で快適な市街地環境の確保を目指し、デジタル情報技術を活用した子育て・家事の快適性向上、テレワークの利活用促進、市民サービス向上に向けたデジタル技術の迅速な導入、行政情報の発信強化を進める体制整備などに努めます。

また、災害を契機に本市を離れた人や、本市には暮らしていないが本市とつながりを持ちたい人に対し、デジタルで本市とつながることができる仕組みづくりを行うことで、関係人口の増加を図ります。

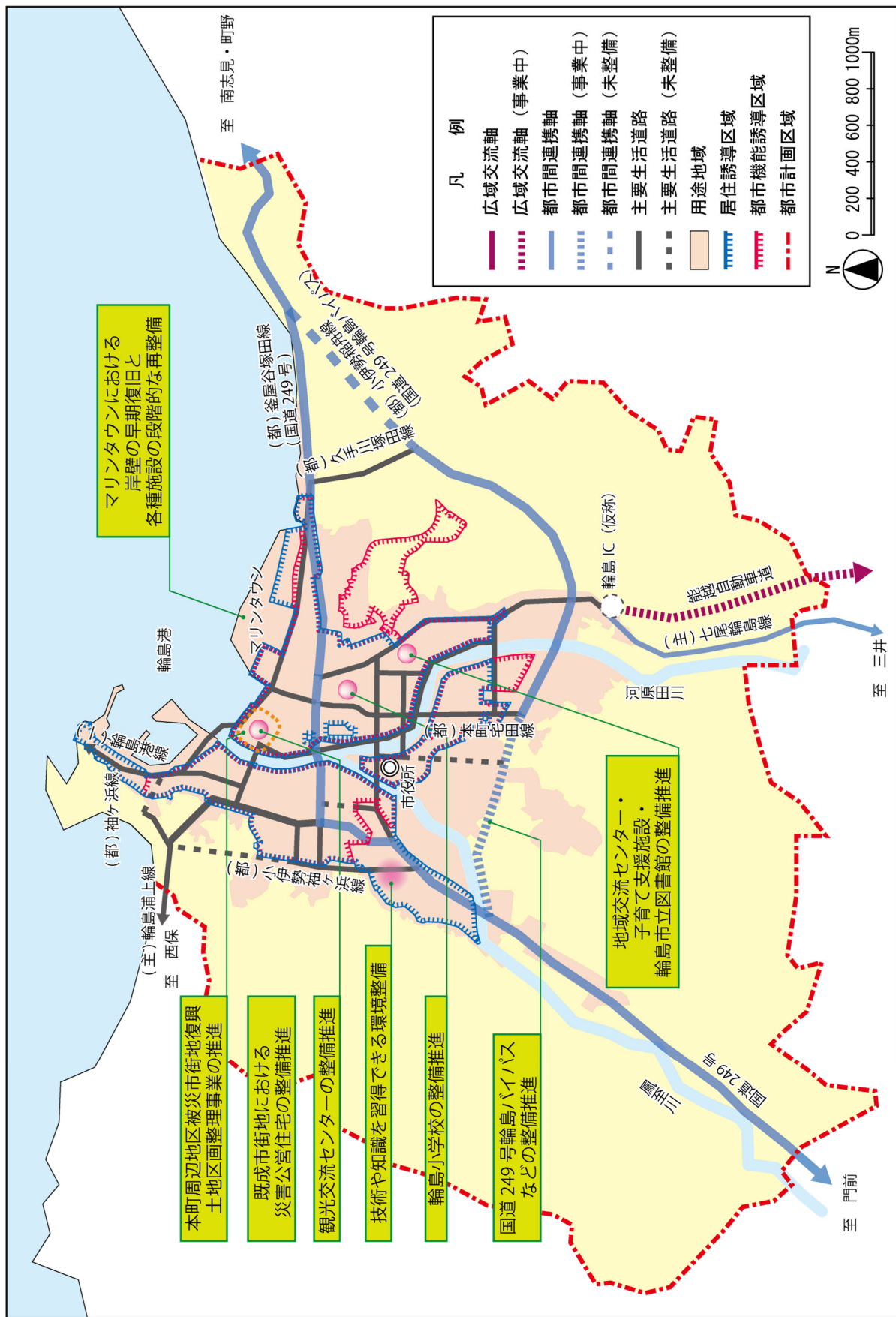


図. 市街地整備方針

3 都市施設整備の方針

3-1 交通施設整備の方針

(1) 交通施設整備の基本的考え方

- 被災した国道、県道など主要幹線道路や橋梁の復旧、架け替えを国や県と連携しながら推進するとともに、幹線道路のリダンダンシー（多重性・代替性）の確保、防災道路ネットワークの早期確立、道の駅の機能強化、災害時の輸送路の確保、孤立集落の発生防止に取り組みます。
- のと里山空港やマリンタウンを核とした広域交通ネットワークを構築し、空・海・陸の連携を強化します。また、輪島のまちを楽しく安全に歩けるよう生活交通ネットワークの形成と、快適で利便性の高い公共交通の整備を推進します。
- 市街地等における緊急輸送道路を中心に無電柱化を進めるとともに、道路の長寿命化を図り、安全・安心で快適な交通環境の確保を目指します。

(2) 広域交通ネットワークの形成

① 能越自動車道の整備促進及び広域交通ネットワークの形成

本市を起点とする高規格道路「能越自動車道」を広域交流軸として位置づけ、広域交通ネットワークの形成に向け、整備を促進します。

また、主要地方道（以下（主）と表現）七尾輪島線（（都）小伊勢稲舟線（国道 249 号輪島バイパス以南））、珠洲道路・門前道路、国道 249 号、（都）小伊勢稲舟線（国道 249 号輪島バイパス）、奥能登横断道路を都市連携軸として位置づけ、道路沿線の都市との連携・交流を推進し、地域の活性化を図ります。

さらに、本市内の各地域や隣接市町を結ぶ（主）七尾輪島線（（都）小伊勢稲舟線（国道 249 号輪島バイパス以北））、（主）輪島浦上線等を主要生活道路として位置づけ、都市連携軸との連携を強化しながら、地域の活性化を促進します。

② のと里山空港とのネットワーク形成

能越自動車道等により、物資輸送や被災者の救助・移送の拠点となる「のと里山空港」と輪島市街地・門前地区を約 15 分で結ぶ交通ネットワークを形成します。

中心市街地への無秩序な交通流入を避けるため、のと里山空港から能越自動車道を経由する観光ルートとして、（都）小伊勢稲舟線（国道 249 号輪島バイパス）と（都）本町宅田線を位置づけ、マリンタウンに結び、日本海航路へとつないでいきます。

③ 港湾機能の充実と日本海航路への発展

三方を海に囲まれた能登半島では、緊急時には陸路のみならず海上からの物資輸送も必要となるため、輪島港の強靱化を図り、海上輸送網を確保します。

また、生業の再建や災害に強く安全・安心な港づくりに向け、国・県と連携しながら、輪島港の港湾機能を強化・拡充し、観光定期船の導入や国内外を結ぶ日本海航路の拠点としての整備を推進します。

④ 公共交通ネットワークの維持と連携強化

のと里山空港や金沢駅を結ぶタクシー、路線バス、特急バスの運行を維持するとともに、さらなる来訪者の利用促進策を検討し、広域交通ネットワークの維持・強化を図ります。

(3) 生活交通ネットワークの形成

① 市街地への通過交通の抑制と道路体系の整備

(都) 小伊勢稲舟線(国道249号輪島バイパス)、(都) 小伊勢袖ヶ浜線、(都) 袖ヶ浜線などを、市街地の周囲を形成する環状道路として位置付け、整備を促進し、国道249号及び(主) 輪島浦上線と連携しながら、市街地中央部への通過交通を抑制し、市街地の円滑な交通の確保を図ります。

② 生活道路の整備

広域連携軸や地域間連携軸と接続し、市街地の円滑な交通を補完する道路を主要生活道路として位置づけ、未整備区間の整備促進により道路交通ネットワークを構築していくとともに、主要施設へのアクセス性の改善や案内標識(サイン)等の充実を図り、歩車共存型の道路として整備を図ります。

また、各戸への連絡路となる生活道路は、雰囲気のある路地や小路の形態を尊重しつつ、生活感のある道路として整備していきます。さらに、狭あい道路については、防災に配慮し、道路の拡幅や側溝の改修、行き止まり道路の改良などを進めます。

③ 海上輸送の充実

へぐら航路の経営改善策を検討し、引き続き関係機関との協議により、航路の維持存続に取り組みます。

④ 地域を支える公共交通ネットワークの維持と連携強化

地域住民の日常生活を支える身近な交通手段であるコミュニティバスは、運行本数やダイヤの改善、車両の更新など利便性の向上を図り、福祉有償バスとあわせて、安心して暮らせる地域を支える生活交通ネットワークの維持・強化に取り組みます。

また、公共交通とレンタサイクルの効果的な運用やイベントの開催などを通じて、地域住民や来訪者問わず、まちなかへの誘客を促進します。

(4) 公共交通の整備

① 官民連携による利用者ニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・形成

各公共交通の乗り継ぎ利便性の向上や新たな運行形態の導入検討などにより、利用者ニーズに応えるとともに、事業収支の改善を目指し、持続可能な公共交通ネットワークの形成に取り組んでいきます。

② 誰もが利用しやすい快適な交通環境の整備

分かりやすい情報発信など交通環境の整備を進めます。また、道の駅輪島に隣接して整備される地域交流センター及び輪島市立図書館と連携しながら、公共交通の利用促進も含め、道の駅輪島の機能強化の方策を検討していきます。

公共施設周辺を中心に、歩道や道路照明灯の設置、道路の段差や傾斜・勾配の改善等、バリアフリーで安心できる道路の再整備を行います。

③ 地域とともに支える公共交通利用者意識の醸成

地域や学校などでの乗り方教室の開催など、公共交通の利用意識を高めるモビリティマネジメントの実践により、地域とともに支える利用者意識の醸成を図ります。

あわせて、各種助成制度の継続・拡充など、利用しやすい取組を実施します。

また、キャッシュレス化や MaaS の取組のほか、人工知能（AI）を活用したオンデマンド方式やライドシェアの導入等により、快適で利便性の高い公共交通網を構築し、外出機会の拡大を促します。

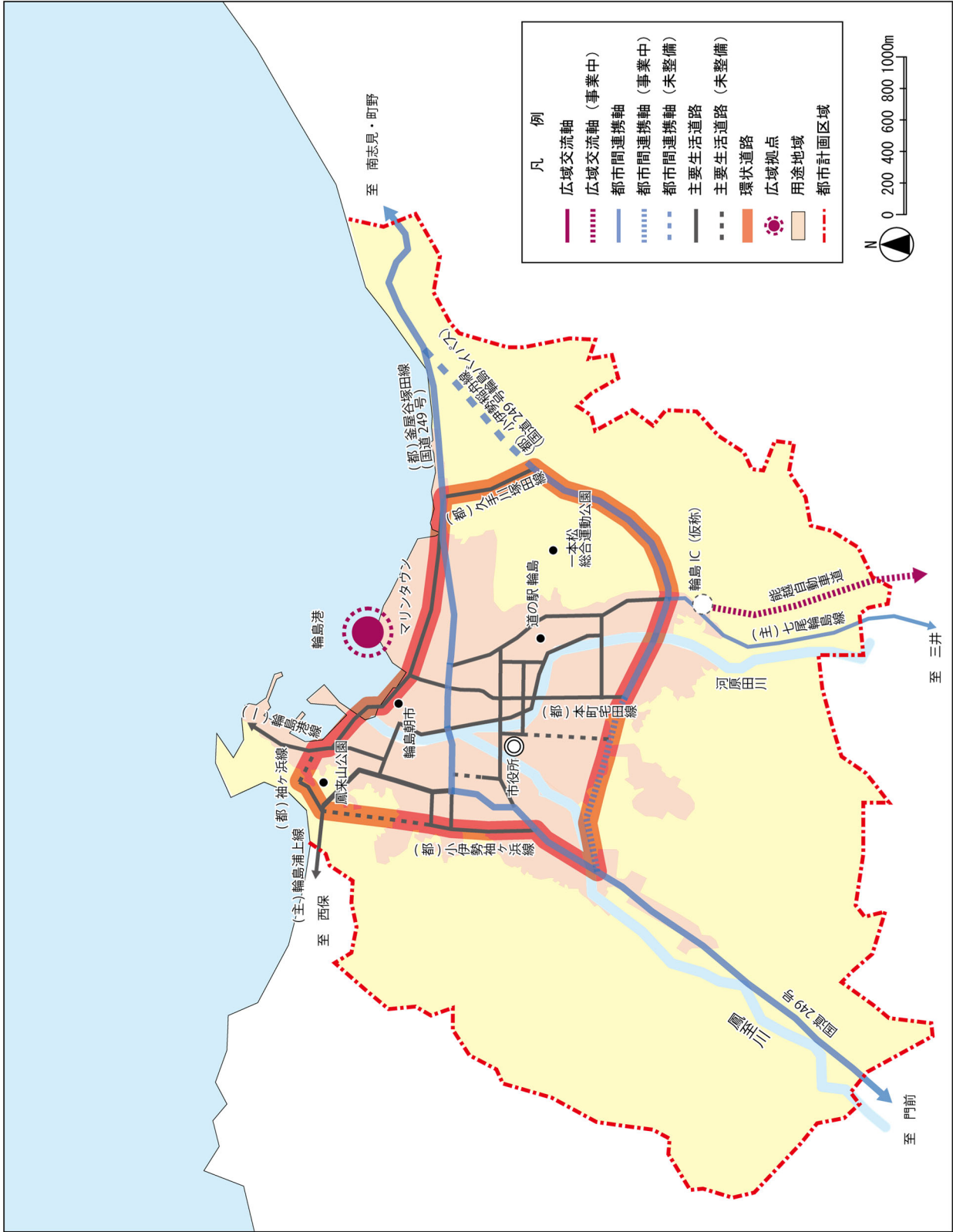


図. 将来道路網 (市街地)

3-2 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備の基本的考え方

○被災した公園・緑地等の復旧を進めるとともに、市民の憩いの場の提供、快適でうるおいのある都市環境の形成、豊かな自然環境を活かした子どもたちの遊び場の確保、防災機能の強化を目指し、公園・緑地等の保全と適切な維持管理を行い、加えて市民との協働による緑の創出を図ります。

(2) 公園・緑地整備の方針

① 市街地に潤いを与える緑の保全、創出

緑の骨格を成す市街地を囲む山林や田園、沿岸の緑の保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場としての活用を図ります。これらの緑は、同時に都市の自然生態系を維持し、自然災害などを軽減・防止するなどの機能を有することから、緑の保全、維持管理を行います。

また、市街地に点在し輪島の街並みを特徴づけている社叢林、史跡・景勝地、自然樹林地、特徴的地形などを保全し、本市固有の風景を保全・継承します。

さらに、公共施設の緑化や住宅地における生け垣の推奨など、市街地の緑の創出を図ります。

② 市民の憩いの場等の確保と適切な維持管理

市民の憩いの場となる鳳来山公園、一本松総合運動公園、輪島市健康ふれあい広場等の既存の公園や広場を維持するとともに、豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然と触れ合いつつ、様々な学びや体験にチャレンジしながら成長できる遊び場の確保を図ります。

また、これらの公園等が市民の身近な憩いの場や体験の場として親しまれ、継続的に利用されるよう、市民・事業者・行政の協働による適切な維持管理を図ります。

③ 災害に強いまちづくりの推進

一本松総合運動公園については、関係機関との連携を強化しながら、災害時の避難地として機能維持に努めるとともに、公園までの避難経路の確保や、市民への普及啓発を図ります。

また、各地区において、災害時の一時避難地となる公園を適正に配置し、それらの公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めるとともに、市街地で不足する公園を、復興まちづくりを機に整備します。

さらに、調整池の適切な設置や、保水・浸透機能を持つ農地や緑地の保全・創出など、グリーンインフラを活用した浸水対策を検討します。

④ 緑のネットワークの形成

人々が自然と触れ合うことができる場、緑を通して人と人の出会い・交流できる場として、鳳来山公園、一本松総合運動公園のほか、市街地の公園緑地、公共空地、市街地の農地を計画的に活用するとともに、多様な緑の拠点を歩行者系街路や河川系緑地で結び、緑のネットワーク形成を図ります。

⑤ 緑のまちづくりの推進

街路樹の適正な管理や、地域が主体となって沿道を美しい花で彩るフラワーロードの整備により、緑と花に包まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。

また、人々が自然と触れ合うことができる機会、人と人の出会い・交流できる機会をつくるため、また、市民の緑化に対する関心の向上、官民一体となった緑のあるまちづくりを活性化させるため、助成や顕彰制度の活用、緑に関するイベントの開催などを推進します。

3-3 供給処理施設の方針

(1) 供給処理施設整備の基本的考え方

○被災時のリスクを軽減する上下水道の幹線管路の耐震化を促進するとともに、水道未普及地域の解消、下水道の接続率の向上に取り組みながら、今後は、費用・リスク等を総合的に勘案し、施設の最適な改築に取り組む、市民に対する安全で良質な水の常時供給、快適な生活環境の維持向上を図ります。

(2) 供給処理施設整備の方針

① 水道施設の整備・更新

水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。また、老朽化した浄水施設や配水池の改修、配水管布設替等により、安定した飲料水の供給に努めるとともに、ライフラインとして重要な水道施設の災害への対応力を高めるため、老朽管の更新・耐震化及び飲料水供給施設の整備、更新・施設改良等の支援や、災害に強い水道インフラを検討します。

② 下水道施設等の適正な管理・運営

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、輪島処理区の公共下水道施設の老朽化及び地震対策を計画的に推進するとともに、門前及び刃地処理区の特定環境保全公共下水道施設の老朽化及び地震対策の計画的な推進のほか、持続可能な上下水道インフラを構築できるよう、小規模分散型水循環システム等をはじめとした、新たな技術の活用について検討します。

また、下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済地区の未接続者に対して、下水道への接続を促進します。

さらに、公共浄化槽の計画的な設置及び普及（公共下水道、特定環境保全公共下水道の対象地区、農業集落排水地区及び漁業集落排水地区以外の地区）に努めます。

③ ごみ処理施設の整備

2023（令和5）年1月から稼働している輪島市穴水町環境衛生施設組合のごみ焼却処理施設及び2026（令和8）年10月から稼働予定のマテリアルリサイクル処理施設の適正な運営・維持管理により、処理対象物の適正な処理、生活環境の保全、循環型社会の構築を推進するとともに、生ごみの発生を抑える助成制度の周知と活用を促し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指します。

4-1 自然環境保全・活用及び都市環境形成の基本的考え方

- 能登半島国定公園をはじめ、市民の誇るべき財産である里山里海の豊かな自然を守り、後世に継承するため、被災した景勝地の再生・保全を図るとともに、震災遺構としての活用を検討します。
- 環境負荷の低減に配慮しつつ、環境共生型のまちづくりを推進し、市民や事業者と協働して、持続可能なゼロカーボンシティの実現を目指します。

4-2 自然環境の保全・活用方針

(1) 里山里海の保全・活用

日本初の世界農業遺産に認定された能登の里山里海を次世代に継承するため、被災した景勝地の再生を進めるとともに、能登半島国定公園の適切な維持管理や自然保護に取り組みます。また、本市の貴重な自然資源である森林、海岸、河川、農地などについて、間伐等の森林整備、森林病虫害の駆除対策、海岸保全、農地の荒廃防止対策、水環境の保全等により、貴重かつ身近で良好な自然環境の保全を図ります。

さらに、里山里海や観光地、震災遺構が点在する海岸沿いの道路を「能登半島絶景海道」として国・県と連携し、能登半島を周遊するサイクリングルートやロングトレイルルート等を整備するなど、海岸沿いの自然環境を活かした魅力向上・交流拡大に向けた整備に取り組みます。

加えて、猿山岬の雪割草群生地や三蛇山山頂近くの水芭蕉群生地をはじめ、山野草、野鳥、渡り鳥などの動植物の生育環境を守りながら、生物多様性の保全に取り組みます。

(2) 適切な公害対策の推進

各種公害に対する規制、指導、監視体制を強化するとともに、海や河川の水質、山林などに生息する動植物の生態系の変化を監視し、汚染防止に努めます。また、クリーン作戦などの活動を通じて、公害を防止するための啓発活動や、市民の環境保全意識の向上を推進します。

4-3 都市環境形成の方針

(1) 循環型社会の形成

市民へのごみの分別の徹底などにより、ごみの減量化を推進します。また、民間との協力によるパトロール巡視活動の強化など、不法投棄防止対策を進めるとともに、マテリアルリサイクル施設の整備や、リサイクル率向上に向けた市民への周知を行い、リサイクルの推進を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進め、災害時の電力供給の冗長性（リダンダンシー）を確保します。あわせて、市民への再生可能エネルギーに関する普及啓発を図りながら、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

(3) 環境と共生したまちづくり

市民一人ひとりの環境保全意識の啓発に取り組むとともに、子どもたちが環境問題への興味や関心を持ち、理解を深められるよう各種活動に取り組みます。

また、美しいまちづくりに向け、市民や事業者が主体となって取り組むごみゼロ運動や清掃活動、美化運動などを支援します。

5 都市景観形成の方針

5-1 都市景観形成の基本的考え方

- 故郷への誇りと愛着、やすらぎを与える輪島らしい景観を保全、活用するため、輪島市景観計画を踏まえた景観形成を推進するとともに、市民の景観形成意識の醸成とモラルの向上に取り組みます。
- 輪島塗や朝市、お祭りや風習などの伝統産業や伝統文化、また能登瓦の家屋が建ち並ぶ風景や伝統的建築物などの再興を図るとともに、それらの情報発信を強化しながら、関係人口の増加に資する貴重な観光資源として保全・育成していきます。

5-2 都市景観形成の方針

(1) 景観類型ごとの景観形成方針

① 海岸景観エリア

【岩礁・断崖ゾーン】

海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。また、海岸景観との調和に十分配慮した景観形成、奇岩や滝など、海岸景観のアクセントとなる景観要素の保全に努めます。

【砂浜ゾーン】

砂浜からの夕日など海と親しめる空間づくりに努めます。また、海岸景観との調和に十分配慮した景観形成、海岸清掃など市民・事業者・行政の協力・連携による景観保全に努めます。

② 山地景観エリア

【山地ゾーン】

大規模な建築物等の適切な景観誘導などにより、市街地などの背景となる山並み景観の保全に努めます。また、山地景観に配慮した事業活動に努めます。

【広葉樹林ゾーン】

大規模な開発行為などに対する周辺の景観への配慮を図るとともに、広葉樹や雪割草など、地域独自の植生の保全と活用に努めます。

【空港周辺ゾーン】

大規模な工作物に対する適切な景観誘導など、のと里山空港からの眺望景観に配慮した事業活動に努めます。

③ 河川景観エリア

うるおいある河川景観と調和した川沿い景観の規制誘導に努めます。また、軸としての連続性に十分配慮した河川整備や、河川清掃・生活排水への配慮など市民・事業者・行政の協力・連携による景観保全に努めます。

④ 市街地景観エリア

【輪島地区市街地ゾーン】

輪島の伝統的な意匠を活かした住環境の創出に努めます。また、市街地の背景となる自然景観との調和や、輪島らしい景観の創出に努めます。

【門前地区市街地ゾーン】

建築物や屋外広告物などは、門前らしい歴史的街並みに調和する形態・意匠・色彩を使用するなど、門前の伝統的な意匠を活かした統一感のある景観の創出に努めます。

⑤ 里山景観エリア

【平坦地集落ゾーン】

水辺・田畑・家屋・周辺の自然環境が一体となった里山景観の保全に努めます。また、担い手育成や関係人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。

【山間地集落ゾーン】

棚田の継承による景観の保全に努めます。また、水辺・棚田・家屋・周辺の自然環境が一体となった里山景観の保全や、担い手育成や関係人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。

⑥ 里海景観エリア

【漁村集落ゾーン】

輪島港や鵜入港など、生活と密着した里海景観の保全に努めます。また、住宅の防火・耐震対策などの推進、空き家の適正な維持管理など、景観保全のための生活環境充実に努めます。

【沿岸集落ゾーン】

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている黒島地区や、重要文化的景観に選定されている「大沢・上大沢の間垣集落景観」など、伝統的な佇まいの残る里海景観の保全に努めます。

また、生活と密着した里海景観の保全や、景観保全のための生活環境充実に努めます。

⑦ 沿道景観エリア

景観に配慮した観光案内サインの設置による、快適かつ安全な景観ネットワークの形成に努めます。

また、沿道の建築物や屋外広告物の形態・意匠・色彩に対する適切な景観誘導による良好な沿道景観の形成や、沿道からの良好な眺望景観を構成する景観資源の保全、屋外広告物の規制誘導や沿道緑化など、移動する歩行者や車からの視点に配慮した沿道景観の形成に努めます。

⑧ 生活景観

自然景観や街並み景観と合わさって、市民の日常生活が醸し出す景観こそが、輪島の美しい景観を形成していることを認識し、朝市や輪島塗、酒蔵などの生業や、禅文化と一体となった門前地区の歴史的空間の復興を図りながら、市民一人ひとりが生活景観の保全・継承に努めます。

また、輪島の伝統文化や風情を大切にし、伝統文化や祭礼などを後世に継承するための環境整備や規制誘導に努めます。

⑨ 眺望景観

視点場からの視界を遮るような建築物や工作物の規制誘導とともに、良好な眺望景観を楽しめるよう、視点場周辺の環境整備や眺望景観のPRなどに努めます。

(2) 景観条例による適切な規制と普及啓発

「輪島市景観条例」に基づき、市民とともに計画策定とルールづくり、景観の適切な維持管理等に取り組むとともに、景観形成に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めます。

(3) 多様な景観資源を活かした観光振興

美しく個性ある自然や歴史・文化的景観を有する輪島の魅力を、多様な媒体を使いながら国内外に発信するなど、積極的な誘客による観光振興に努め、関係人口及び交流人口の拡大を図ります。

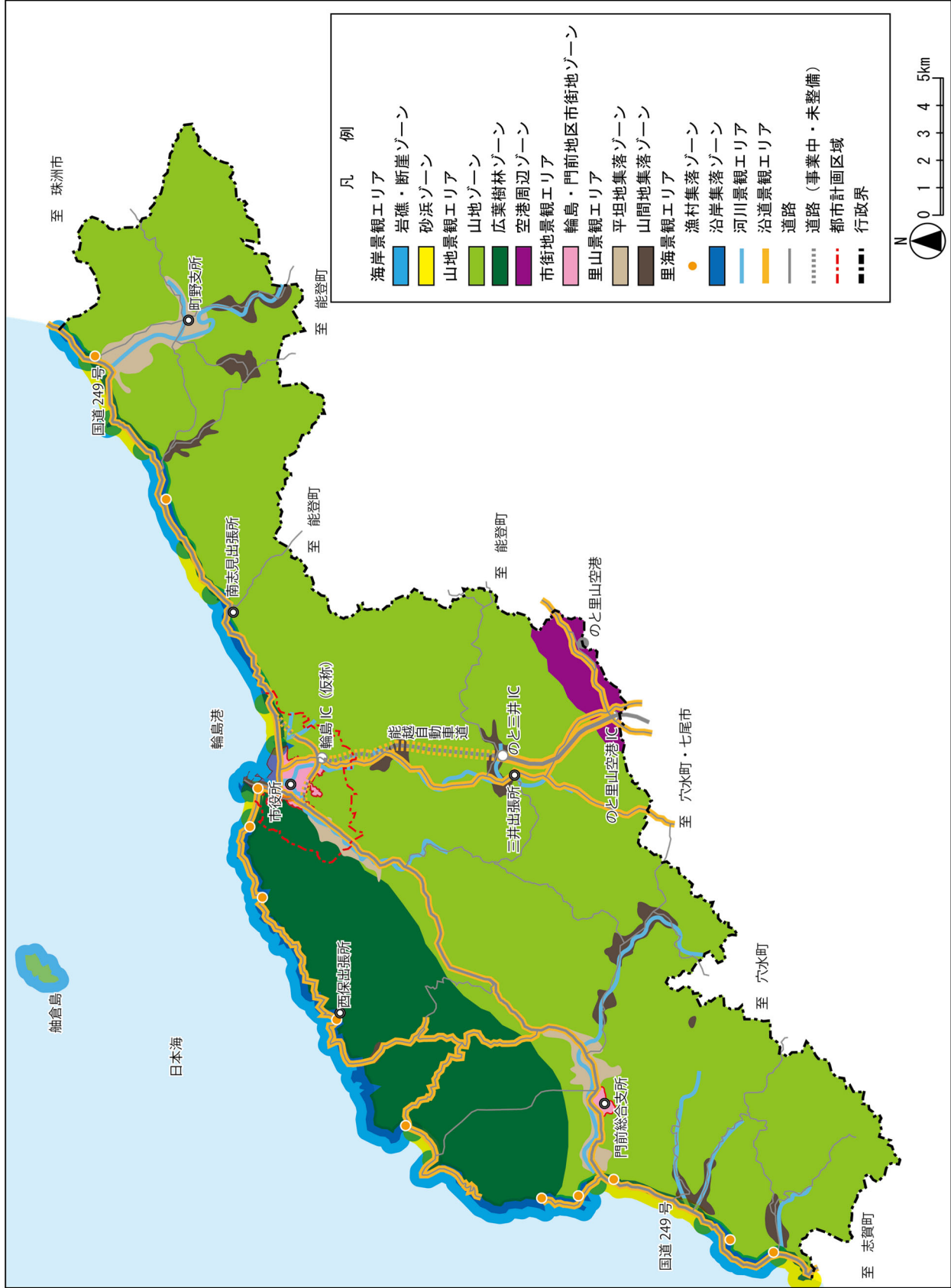


図. 都市景観形成の方針

6 安全・安心な都市づくりの方針

6-1 安全・安心な都市づくりの基本的考え方

○本市に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨による被害状況等を踏まえ、市民の生命と財産を災害から守り、安全・安心な暮らしを確保するため、輪島市地域防災計画や輪島市国土強靱化地域計画及び輪島市立地適正化計画の防災指針等に基づきながら、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を講じていくとともに、防犯対策及び交通安全対策を展開していきます。

6-2 安全・安心な都市づくりの方針

(1) 自然災害に対する防災対策の強化

① 土砂災害、海岸保全対策

令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨等を教訓とし、国・県との連携を強化しながら地すべりやがけ崩れなど、土砂災害のおそれのある地域において、治山・治水・砂防事業を推進するとともに、高潮、浸食、地震の津波による海水の侵入を防止するため、海岸保全対策を推進します。

② 多面的な防災対策

災害に備えた備蓄倉庫の設置充実に加え、洪水・津波・土砂・ため池災害などの各種ハザードマップの普及啓発や見直し、マイ・タイムラインの作成など市民の防災意識の啓発を図るとともに、地域のニーズに即した災害発生情報等の伝達方法の検討、情報発信の強化、避難体制の強化、自主防災組織の育成・支援、定期的な防災訓練の実施、指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所の周知と機能強化、防災知識の普及、市民の防災士資格取得の促進等を図ります。

③ 安全な地域への移転促進

市民がより安全・安心に暮らし続けられるよう、災害リスクの少ない安全な地域への集団的移転について住民意向を把握しながら促進していきます。(防災集団移転促進事業等)

④ 地域防災力の向上

地区防災計画により、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市による防災活動と市民等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ります。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 公共施設、都市インフラ施設等の耐震対策、機能強化

災害対策拠点や避難所となる主要な公共施設をはじめ、道路や橋梁、上下水道等都市施設の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新、液状化対策等に取り組むとともに、市役所庁舎や学校等の主な公共施設は、十分な防災用品や資材等を備蓄することで、大規模災害時に防災拠点として有効に機能するよう整備します。

② 避難路、避難場所の整備

市民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない施設または場所を、災害の種類ごとに避難場所として確保するほか、避難を阻害する狭隘な道路を解消するなど避難場所までの避難路の確保・整備を推進します。

主要生活道路は、災害時の緊急車両の通行路及び防災活動スペースとして位置づけ、消防水利や防災拠点を適切に配置します。

避難所の良好な生活環境の確保として、情報管理、物資やトイレの確保、入浴等の健康管理の充実を図ります。

③ 住宅等の強靱化

地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止するため、耐震性に優れた住宅の建設・改修の促進、建物の不燃化、建築物の建替え時のセットバックを推進するとともに、市内オープンスペースでの防火水槽の設置を継続的に進めます。

住宅や事業所等における自立・分散型のエネルギーの活用として、太陽光発電設備や蓄電池の設置、電気自動車の普及等、災害にも強い、地域のグリーンイノベーション（環境負荷を低減しながら経済的な価値を創造）の取組を推進します。

（3）空き家等の適正管理

輪島市空家等対策計画に基づきながら、適切な管理が行われていない「特定空家等」に対し必要な手続きを行うなど、市民が安心して暮らせる生活環境の保全に取り組みます。

将来的に「特定空家等」となることを抑止するため、地域住民との連携を図りながら、適切な空き家管理を行うための啓発や管理に対する支援を行います。

（4）デジタル技術の活用

防災・防犯分野におけるデジタル技術の活用を促進し、地域の情報化を推進します。

（5）防犯対策の強化

安心なまちづくりを目指し、地域の実情に応じた防犯灯の増設や既設防犯灯の整備・更新を推進するとともに、警察や自治会などの関連機関と市民の連携体制を強化し、地域ぐるみの防犯運動を推進するなど、防犯対策の一層の強化を図ります。

（6）交通安全施設の整備と交通安全意識の高揚

市民を交通事故から守るため、歩道やガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を計画的に整備します。

また、家庭、学校、職場、町内会などあらゆる場で交通安全教育を推進し、通学路や送迎路の安全確保の向上に取り組みます。

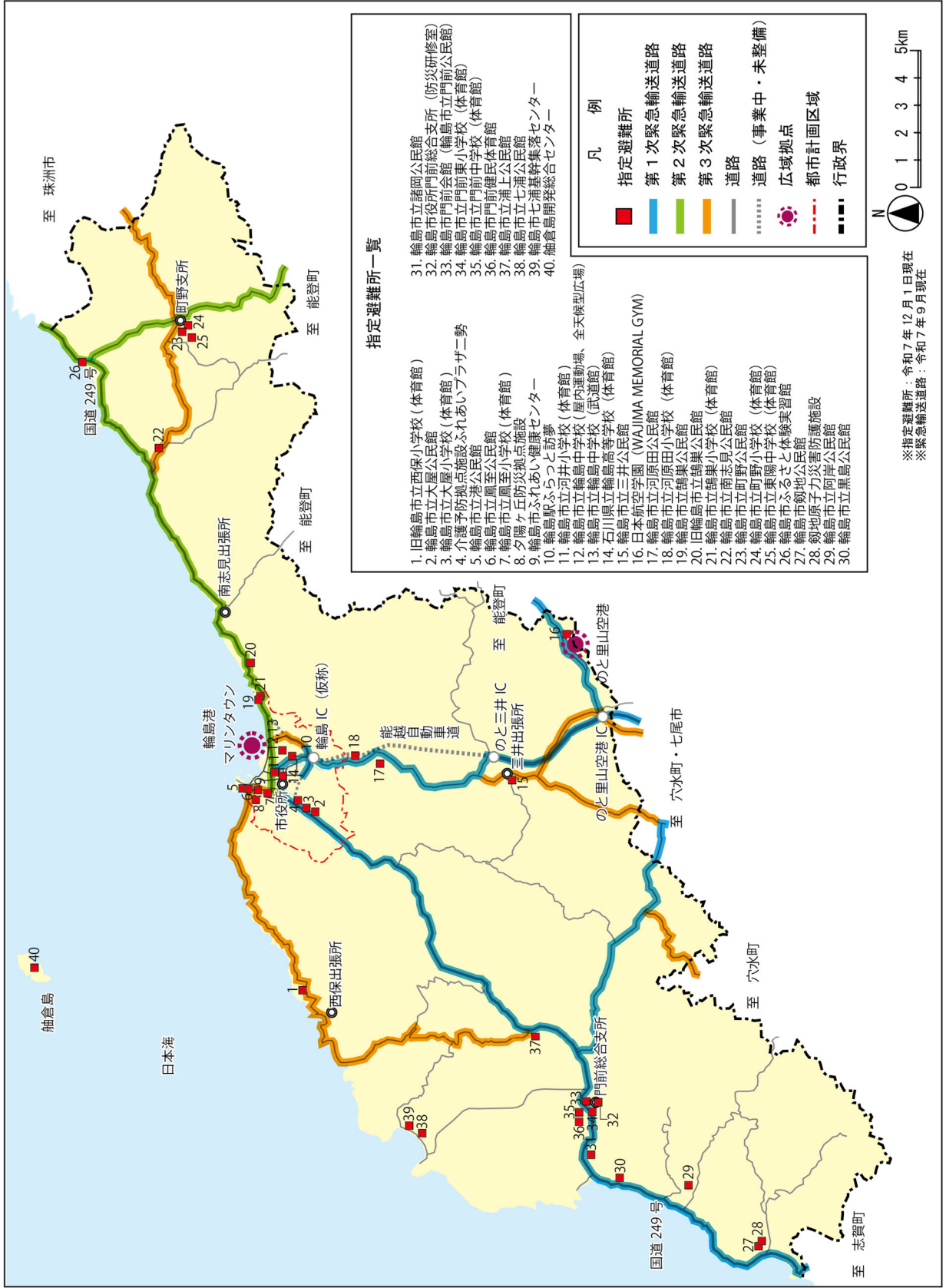


図. 安全・安心な都市づくりの方針

地域別構想編

第4章 地域区分の考え方

1 地域別構想の基本的考え方

○地域別構想は、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものです。

2 地域区分

○本計画の地域別構想における地域区分の設定は、

- ①地域コミュニティ活動の基本的な活動単位として、行政区を基本とする
 - ②地域としての一体性や成り立ち等を考慮する
 - ③個々の地域の持つ特徴や個性を考慮する
- といった点を踏まえ、以下の3地域に区分します。

表. 地域区分

地域の名称	地域の範囲
輪島中央地域	輪島・のと里山空港周辺（輪島、鶴巣、河原田、大屋、西保、三井）
輪島西部地域	門前周辺（七浦、浦上、本郷、諸岡、門前、黒島、阿岸、仁岸）
輪島東部地域	町野周辺（町野、南志見）

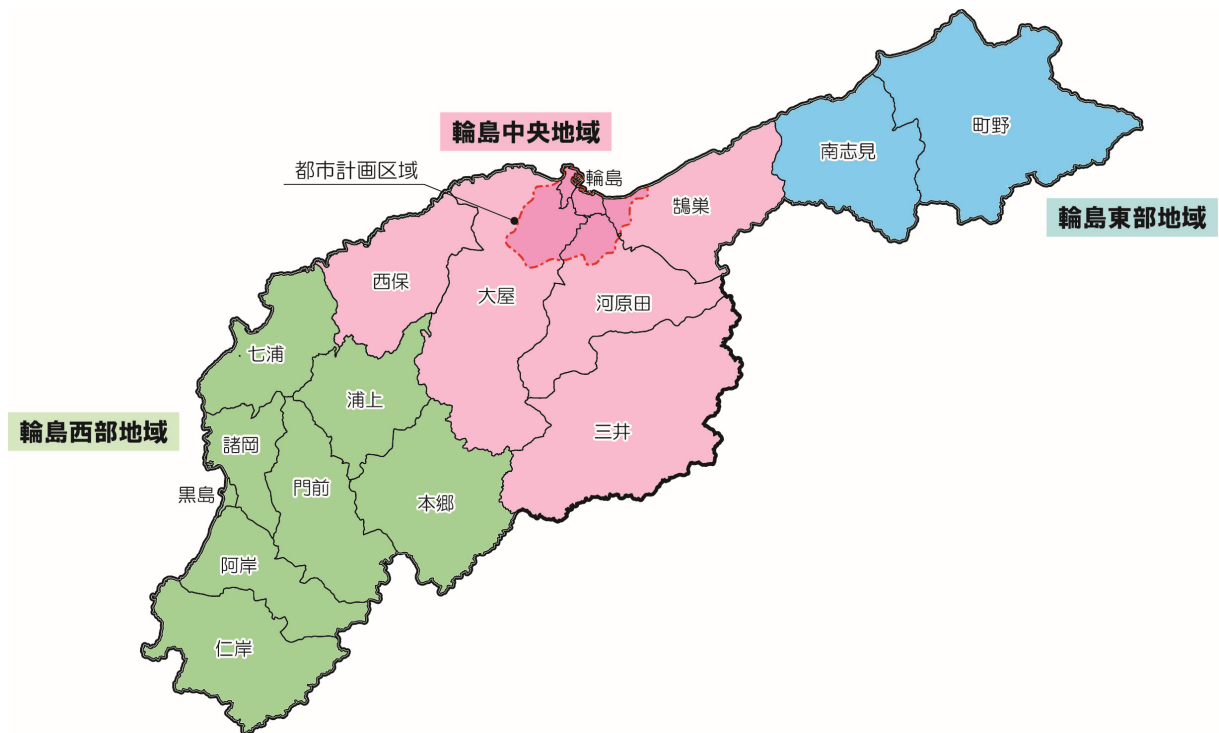


図. 地域区分

第5章 地域別の方針

1 輪島中央地域

1-1 地域の現況

(1) 人口世帯数等の推移

- 輪島中央地域の人口と世帯数は、ともに本市の中で最も多くなっています。2020（令和2）年の人口及び世帯数は、2000（平成12）年に比べると約4,800人減の16,897人、約700世帯減の6,746世帯となっています。
- 都市計画区域内では、2020（令和2）年の人口及び世帯数は、12,196人、5,180世帯であり、輪島中央地域全体の約7割となっています。
- 世帯当たり人員は、減少傾向にあり、2000（平成12）年では2.9人/世帯だったのが、2020（令和2）年では2.5人/世帯、都市計画区域内では2.4人/世帯となっています。
- 65歳以上人口は増加傾向で、高齢化率は2020（令和2）年では39.1%、都市計画区域内では38.1%となっています。

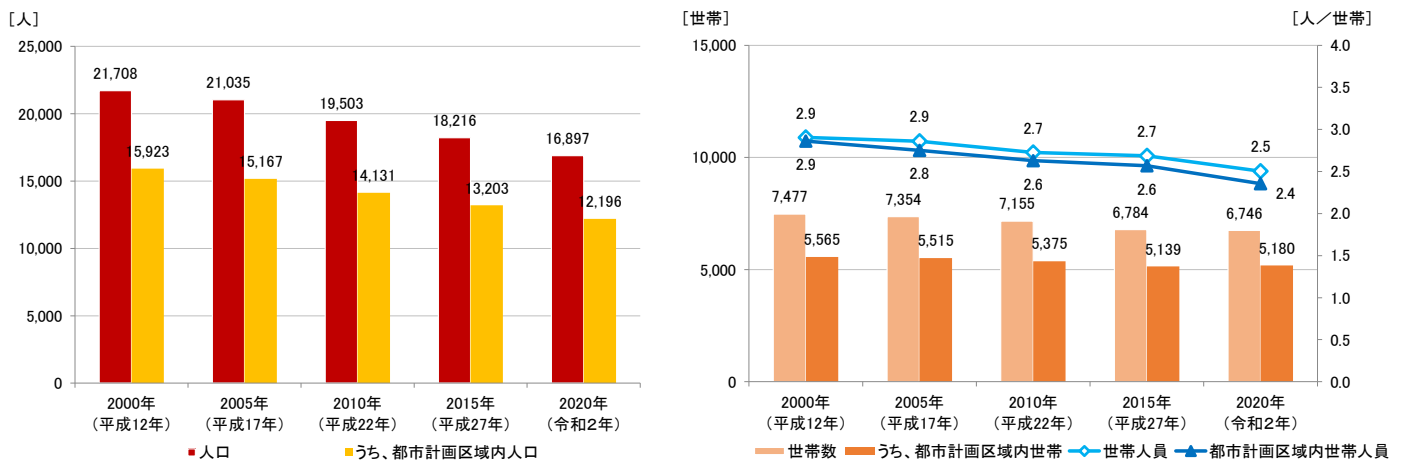


図. 人口世帯・世帯人員の推移

資料：国勢調査

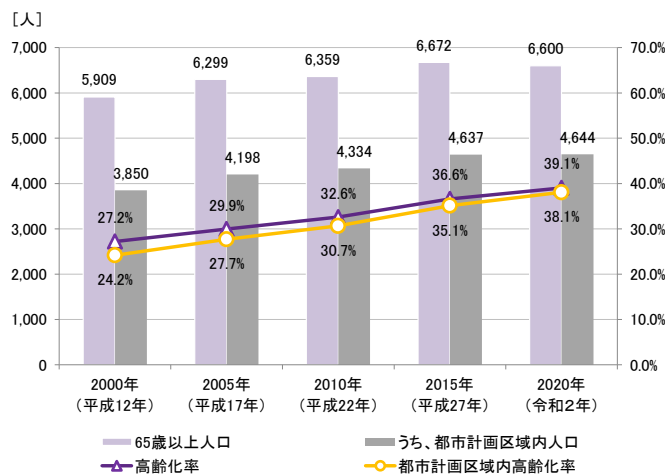


図. 高齢者数・高齢化率の推移

資料：国勢調査

(2) 地域特性

■都市計画区域内

- 都市計画区域内において用途地域が指定され、都市計画法等に基づき計画的な市街地整備や適正な土地利用が図られています。
- 中心市街地には歴史的な街並みが残っており、輪島塗などの伝統産業や、朝市といった伝統的な文化が今も残されています。
- また、輪島市役所、石川県輪島漆芸美術館などの公共公益施設、道の駅輪島、輪島工房長屋などの観光施設が多く集積しています。
- 道の駅輪島は、市民や観光客などの交流の場として機能しています。
- 輪島港に面して輪島キリコ会館をはじめ、輪島市マリンタウン観光交流施設、マリンタウン競技場、マリンタウンこどもの広場、ボートパーク及びゆとりある居住空間などが一体的にマリンタウンとして整備され、新たな交流・暮らしの場となっています。
- 公共施設の更新と公的不動産活用による道の駅輪島周辺の再整備が検討されています。
- (都)本町宅田線沿道を中心に商業業務施設等の立地が進行しています。
- 能越自動車道のほか、国道249号輪島バイパスなどから構成される環状道路などの道路整備が進行しています。
- 一本松総合運動公園、鳳来山公園などの市民の憩いの場となる都市公園が立地しています。
- 袖ヶ浜などの良好な海岸景観を有しています。

■都市計画区域外

- 本市への玄関口となる能越自動車道のと里山空港 IC やのと三井 IC、のと里山空港が位置しています。
- のと里山空港に隣接し、日本航空学園、輪島市臨空産業団地が位置しています。
- 茅葺庵(三井の里)など、豊かな山地などの自然環境と調和し、世界農業遺産に認定された里山集落が見られます。
- 石川県健康の森などの観光・交流施設が見られます。
- 光浦海岸、鉢伏山、高州山などの優れた自然環境が見られます。
- 上大沢から大沢地区の海岸には、間垣の歴史・文化を伝え、世界農業遺産に認定された良好な里海集落が形成されています。

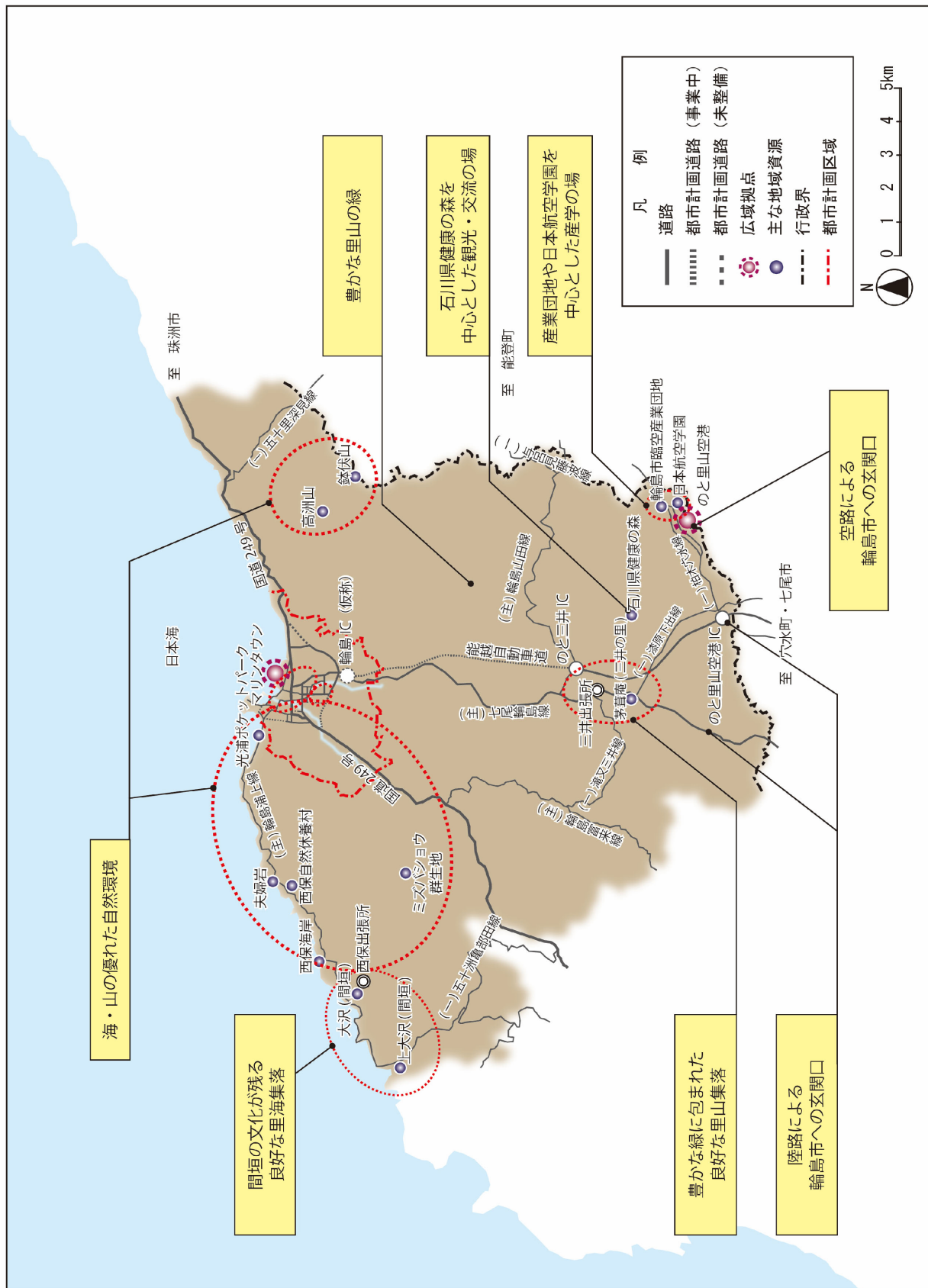


図. 輪島中央地域 (全域) 地域特性

1-2 住民意向の把握

(1) 新たなまちの再生について

- ここでは、「輪島市復興まちづくり計画」(2025年2月策定)策定にあたり実施した今後のまちづくりに関するアンケート調査(調査期間:2024年6月28日~7月15日)における新たなまちの再生に係る施策の関心についての回答結果から、輪島中央地域にお住まいの住民意向を把握するものとします。
- 集計結果の上位5つは下表に示すとおりで、「災害に強い道路網の形成(道路・橋の再整備など)」が最も多く、次いで「災害に強い上下水道などの整備」がほぼ同率で多くなっています。

表. 輪島中央地域における新たなまちの再生に係る施策の関心

順位 (上位5つ)	構成比	施策
1位	12.7%	災害に強い道路網の形成(道路・橋の再整備など)
2位	12.6%	災害に強い上下水道などの整備
3位	8.1%	地震や豪雪などによる孤立の心配がない安全な生活の確保
4位	7.7%	生活に必要な公共交通の維持
5位	7.5%	避難所の機能強化

資料:「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

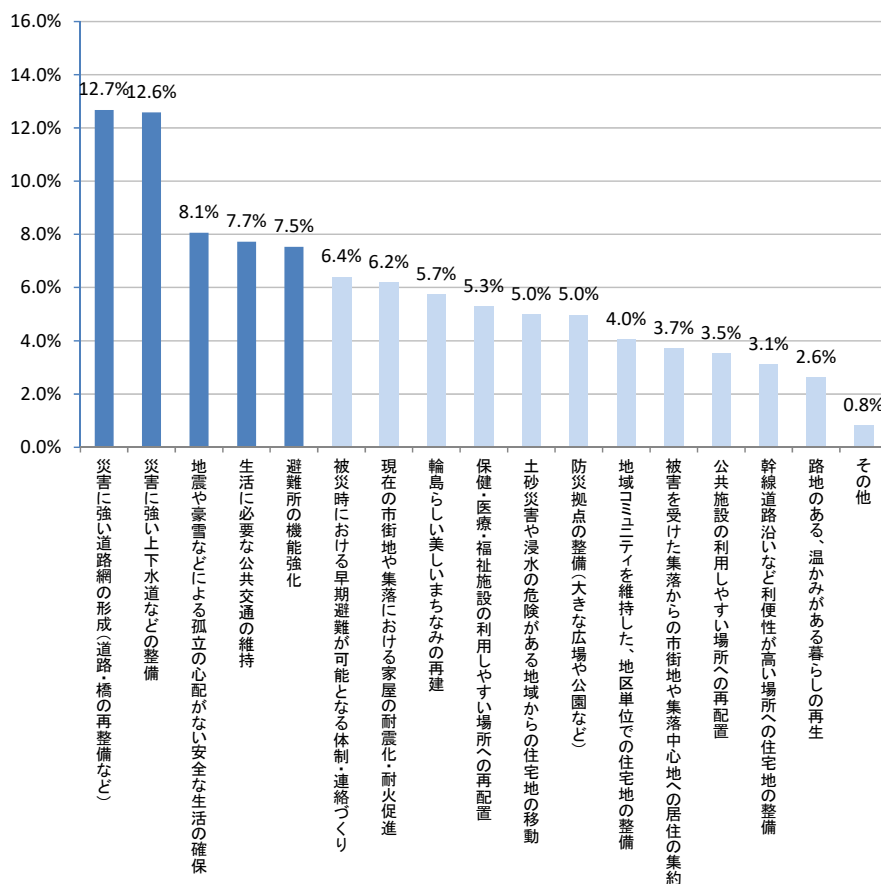


図. 輪島中央地域における新たなまちの再生に係る施策の関心(全選択肢)

資料:「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

1-3 まちづくりの課題

(1) 地域特性から見た課題

○ここでは、全体構想で示した課題を踏まえるとともに、地域の特性にあわせて再整理した課題を示します。

■都市計画区域内

【快適で活力のある中心市街地の形成】

本市の中心地として、歴史や伝統産業を受け継ぐとともに、中心市街地に集積する各種都市機能を活かしつつ、市民が快適に暮らし、観光客等が楽しみながらまち歩きできる、コンパクトな市街地形成が求められます。

また、空き家・空き地の有効活用等による居住環境の改善や移住定住の促進により、快適で活力のある中心市街地の形成を図っていく必要があります。

【市民・観光客が憩い、集い、交流できる場の充実】

マリンタウンの広域拠点としてのさらなる活用や市民・観光客が憩い、集い、交流できる拠点施設の整備などが求められます。

【市街地での円滑な交通体系の構築】

能越自動車道や環状道路、主要生活道路の整備促進により、市街地における円滑な交通体系の構築が求められます。

また、地域を支える公共交通の利便性向上や公共交通ネットワーク維持、快適な交通環境の整備が求められます。

【環境にやさしい市街地の形成】

ゼロカーボンシティの実現に向けて、環境負荷の低減の推進など、環境にやさしい市街地の形成が求められます。

【自然環境と調和した、歴史等の伝承と魅力ある景観形成と観光振興】

鴨ヶ浦や袖ヶ浜、鳳来山、河原田川、鳳至川などの自然環境や、歴史・伝統産業と調和する輪島独自の魅力ある景観形成と、これらの魅力を活かした観光振興が求められます。

【安全・安心な都市環境の形成】

災害に強い都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による、いつまでも安全・安心に暮らし続けられる都市環境の形成が求められます。

■都市計画区域外

【自然環境と調和した里山集落の継承】

豊かな山地などの自然環境と調和し、世界農業遺産に認定された里山集落の継承が求められます。

【本市への玄関口の整備】

能越自動車道 IC、のと里山空港が位置することから、本市への玄関口としての整備が求められます。

【市街地やのと里山空港へのアクセス性の向上】

能越自動車道の整備促進により、市街地やのと里山空港へのアクセス性の向上が求められます。

【産学拠点機能の強化】

のと里山空港に隣接した産業団地、日本航空学園の立地を活かし、産学拠点としての機能の強化が求められます。

【市民・観光客等が交流する多様な機会の創出】

石川県健康の森などを活かし、市民や観光客等が交流する多様な機会を創出することが求められます。

(2) 住民意向から見た課題

○ここでは、先述した住民意向の把握から地域づくりに対する課題を示します。

【災害に強いインフラの整備】

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による道路網の寸断、断水などの被災経験から、日常の生活に必要な道路、上下水道などに対し、災害に強いインフラの整備が求められます。

【生活の利便性、安全性の確保】

同様に両災害の経験を踏まえ、公共交通の維持や避難所の機能強化など、生活の利便性や安全性の確保が求められます。

1-4 将来目標

○輪島中央地域における将来目標は、次のとおりです。

将来目標：中心市街地における交流と賑わいの再生と、 自然と調和した里山を受け継ぐ地域づくり

■都市計画区域内

方向性1：歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の再生

方向性2：安全・安心に暮らし続けられるコンパクトなまちづくりの推進

方向性3：交流と賑わいのある活力に満ちたまちなかの再生

■都市計画区域外

方向性1：自然環境に包まれた、良好な集落景観の保存（里山の継承）

方向性2：本市への主要な陸路・空路の玄関口として、交流機会の創出

方向性3：交通の利便性を活かした産学拠点機能の強化

1-5 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

■都市計画区域内

①商業・業務地

- ・中心商業地は、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する職住近接の環境を活かし、交流環境を再生するとともに、維持・充実や街並みの保全・再生を図ります。
- ・朝市周辺において、商業・業務施設や地域交流施設の集積立地を面的な市街地整備と一体となって計画的に進めながら、地域の再生・復興に取り組むとともに、活性化、交流の促進を図ります。
- ・(都) 本町宅田線沿道への沿道サービス型施設の計画的な立地誘導による一般商業地の形成を促進し、快適で魅力ある生活環境の創出を図ります。

②工業地

- ・工業地は、環境悪化の恐れが低い地場産業などの工場等と住居との共存を図りながら、輪島に根差した産業の再興と持続的な発展を目指します。
- ・また、既存工業地では、周辺の自然や住環境及びに配慮し、緑化等を推進します。

- ・世界で唯一の漆芸専門美術館である「石川県輪島漆芸美術館」や、技術伝承者養成施設である「石川県立輪島漆芸技術研修所」周辺において、石川県や輪島漆器商工業協同組合等の関係機関と連携して、輪島塗の産地を支える若手人材の養成施設を整備します。これらの施設を核として、育成から製作、魅力発信までを一体的に展開することで、輪島塗の価値向上と地域産業の持続的な発展につなげていきます。
- ・マリンタウンについては、岸壁の早期復旧と立地する各種施設の段階的再整備を図りながら、本市の連携・交流・観光・産業の広域拠点としてふさわしい土地利用を図ります。

③住宅地

- ・居住誘導区域では、伝統的な住商共存の居住様式を活かした中密度の住宅地とし、地域に密着した産業や歴史・文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善の推進や、多様化する住生活ニーズに対応した住宅の供給に努めながら、集約型のまちづくりを進めます。
- ・その他の既成住宅地については、低・中密度の住宅地とし、周辺の田園・自然環境との調和を図りながら、道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による良好な居住環境の維持・改善を図ります。
- ・マリンタウンでは、住宅地の分譲を進めながら、ゆとりある区画形状と良好な居住空間を有する美しい街並みづくりを推進するとともに、良好な居住空間と調和した交流拠点の活用により、都市的機能の向上を図ります。
- ・再編により使用しない学校施設及び用地について、復旧が困難な施設は解体し、安全性が確保できる施設については、災害時の避難所とするなど、有効活用を検討します。(集落地の学校施設等についても同様)

④集落地

- ・集落地では、既存住宅地や生活基盤の整備によって地域コミュニティや快適な居住環境を保持するとともに、優良農地を保全します。

⑤環境保全地区

- ・環境保全地区は、市街地に潤いを与える住民の憩いの場であり、市街地・集落地と調和した自然環境を保全します。

■都市計画区域外

①集落地

- ・集落地では、安全で快適な居住環境が確保できるよう、既存住宅地や生活基盤の維持を図ります。
- ・また、集落地の地域コミュニティを保持するとともに、西保などに代表される良好な集落景観を形成します。
- ・上大沢から大沢などに見られる間垣など、今後も里海集落の伝統を受け継ぎます。
- ・再編により使用しない学校施設及び用地について、復旧が困難な施設は解体し、安全性が確保できる施設については、災害時の避難所とするなど、有効活用を検討します。

- ・都市計画区域外であることから、周辺の自然環境等に配慮するとともに、建物用途の混在を防止するよう努めます。

②環境保全地区

- ・緑豊かな山地は、集落地、のと里山空港などと調和した自然環境として保全するとともに、石川県健康の森など、住民の憩いの場としての活用を図ります。
- ・鉢伏山、高洲山などの山地は、眺望景観の保全や住民の憩いの場として活用するとともに、集落地と調和した自然環境を保全します。
- ・能登半島国定公園にも指定された光浦、西保等の海岸は、集落地との調和を図りつつ、自然環境の保全と海岸線の良好な景観を維持していきます。
- ・のと里山空港周辺で整備が検討されている広域医療機能について、各地域からのアクセス強化も含め、県等関係機関と連携しながら整備促進を図るとともに、当該整備に伴う周辺部での土地利用動向等を見極めながら、必要に応じて、適切な土地利用誘導・規制手法等の対応を検討します。

③工業地

- ・のと里山空港との隣接性や能越自動車道のと里山空港 IC からの良好なアクセス性を活かし、輪島市臨空産業団地のさらなる企業誘致を推進するとともに、輪島市臨空産業団地及び日本航空学園を核とした産学拠点機能の強化を図ります。

(2) 都市施設整備の方針

■都市計画区域内

①交通施設整備の方針

●広域交通ネットワークの形成

- ・能越自動車道の整備を促進するとともに、能越自動車道や珠洲道路・門前道路、国道 249 号沿線都市等との広域的な交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・各地域や隣接市町等を連携する（主）七尾輪島線、（主）宇出津町野線、（主）輪島浦上線と、能越自動車道や国道 249 号とのネットワークを強化することにより、地域の活性化を促進します。
- ・のと里山空港～能越自動車道～輪島バイパス及び（都）本町宅田線～輪島マリンタウンを連絡する広域交通ネットワークを形成します。
- ・輪島港の港湾機能拡充によって、舳倉島への航路維持、観光定期船の導入や国内外への日本海航路の拠点整備を進めていきます。

●生活交通ネットワークの形成

- ・（都）小伊勢稲舟線（国道 249 号輪島バイパス）、（都）小伊勢袖ヶ浜線、（都）袖ヶ浜線などからなる環状道路の整備を促進し、市街地中央部への通過交通の抑制、市街地内の円滑な交通の確保を図ります。
- ・主要生活道路は、未整備区間の整備促進などにより、歩車共存型の道路として整備を図ります。

- ・狭あい道路の解消を推進し、災害時の避難路、日照や通風等の確保等、安全で良好な環境を形成図ります。
- ・へぐら航路の経営改善策を検討し、引き続き関係機関との協議により、航路の維持存続に取り組みます。

●公共交通整備の方針

- ・既存バス路線の維持、市内拠点施設と集落地を連絡する路線や市街地を運行するコミュニティバス（のらんけプラス）の利便性の向上を図り、地域を支える生活ネットワークを維持、強化していきます。
- ・バス関連施設のバリアフリー化やキャッシュレス化、MaaSの取組などの推進によるバスの利便性向上を図ります。
- ・道の駅輪島に隣接して整備される地域交流センター及び輪島市立図書館と連携しながら、公共交通の利用促進を図ります。
- ・バス・タクシーとレンタサイクルを効果的に組み合わせるなど、まちなかへの誘客を推進し、過度に自動車に頼らない、魅力あるまちづくりに繋がります。

②公園・緑地整備の方針

- ・市街地に潤いを与え、自然災害の軽減・防止にも寄与する山林や田園、沿岸の緑の保全を図ります。
- ・市街地に点在し輪島の街並みを特徴づけている社叢林、史跡・景勝地、自然樹林地、特徴的地形などを保全し、本市固有の風景を保全・継承します。
- ・公共施設の緑化や生け垣の推奨等による住宅地の緑化など、市街地内での緑の保全、創出を図ります。
- ・鳳来山公園、一本松総合運動公園、輪島市健康ふれあい広場等の既存の公園、広場は、市民、事業者、行政の協働のもと、身近な憩いの場としての機能を維持するため、適切な維持管理を図ります。
- ・一本松総合運動公園など、災害時に一時避難地となる公園を適正に配置するとともに、各公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めます。
- ・調整池の適切な設置や、保水・浸透機能を持つ農地や緑地の保全・創出等によるグリーンインフラを活用した浸水対策を検討します。
- ・鳳来山公園、一本松総合運動公園のほか、市街地の公園緑地や公共空地及び市街地内農地の計画的な活用を図るとともに、多様な緑の拠点を連携した緑のネットワークを形成します。
- ・街路樹を適正に管理するとともに、住民の緑化意識の向上や緑化に対する助成等を推進し、緑の地域まちづくりを推進します。

③供給処理施設整備の方針

- ・上水道については、水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。また、安定した飲料水の供給と老朽管の更新・耐震化など施設の整備・改良を図ります。

- ・下水道については、輪島処理区の公共下水道施設の計画的な老朽化及び地震対策を推進するとともに、下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済地区の未接続者に対して、下水道への接続を促進します。
- ・公共浄化槽の計画的な設置及び普及（公共下水道、特定環境保全公共下水道の対象地区、農業集落排水地区及び漁業集落排水地区以外の地区）に努めます。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみの発生を抑える助成制度の周知と活用を促します。

■都市計画区域外

①交通施設整備の方針

●広域交通ネットワークの形成

- ・能越自動車道の整備を促進するとともに、能越自動車道沿線都市等との広域的な観光交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・本市への玄関口として、のと里山空港、能越自動車道のと里山空港 IC 及びのと三井 IC と市街地等のアクセス機能の強化を図ります。
- ・各地域や隣接市町等を連携する（主）七尾輪島線等は、能越自動車道や国道 249 号との連携を強化することにより、地域の活性化を促進します。
- ・輪島市街地と地域を連絡する広域バス路線の充実等により、周辺市町への交通ネットワークを形成していきます。

●生活交通ネットワークの形成

- ・三井地区等の集落地については、関連機関との連携を強化しつつ、安全かつ快適な生活道路の維持・充実を図るとともに、輪島市街地とのアクセス性の向上を図ります。
- ・交通弱者への対応のために、主要ルートでのバリアフリー化を進めます。

●公共交通整備の方針

- ・バス関連施設のバリアフリー化を推進しながら、地域住民の貴重な移動手段となる既存バス路線の維持、集落地と主要施設を巡回する地域住民混乗スクールバス（愛のりバス）の利便性向上を図ります。

②公園・緑地整備の方針

- ・山林や田園風景の保全を図るとともに、観光地周辺などでの緑化を推進します。
- ・自然環境との調和を図るため、公共施設等の緑化を推進します。
- ・寺社地内の緑の保全や、生け垣の推奨等住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出していきます。
- ・石川県健康の森等の既存の公園、広場は、市民、事業者、行政の協働のもと、維持管理の充実を図り、身近な憩いの場として親しまれ利用しやすいよう整備します。
- ・災害時に一時避難地となる公園を適正に配置するとともに、各公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めます。
- ・災害時の避難地、避難経路については、関係機関との連携を強化しつつ、市民に対する普及啓発を図ります。

③供給処理施設整備の方針

- ・上水道については、水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。また、安定した飲料水の供給と老朽管の更新・耐震化など施設の整備・改良を図ります。
- ・下水道については、集合処理計画区域外における合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみの発生を抑える助成制度の周知と活用を促します。

(3) 自然環境の保全及び地域環境形成の方針

■都市計画区域内

①自然環境の保全方針

- ・各種公害に対する規制、指導、監視体制を強化し、自然環境を阻害する公害を防止するとともに、公害を防止するための啓発活動や、市民の環境保全意識の向上を推進します。

②地域環境形成の方針

- ・ごみの分別徹底をはじめ、パトロール活動などによるごみの不法投棄防止、廃棄物リサイクル率向上に向けた市民への周知など、地域における循環型社会の形成を図ります。
- ・市民への再生可能エネルギーに対する普及啓発を図りながら、地域におけるゼロカーボンシティの実現を目指します。
- ・美しいまちづくりに向けたごみゼロ運動や清掃活動、美化運動などの市民活動を支援することにより、環境と共生した地域まちづくりに取り組みます。

■都市計画区域外

①自然環境の保全方針

- ・日本初の世界農業遺産に認定された能登の里山を残し、次世代に継承していくため、森林、河川、農地等の良好な自然環境の保全を図ります。
- ・西保自然休養村など、海岸や山地のレクリエーション施設は、自然環境との調和に配慮します。
- ・各種公害に対する規制、指導、監視体制を強化し、自然環境を阻害する公害を防止するとともに、公害を防止するための啓発活動や、市民の環境保全意識の向上を推進します。

②地域環境形成の方針

- ・ごみの分別徹底をはじめ、パトロール活動などによるごみの不法投棄防止、廃棄物リサイクル率向上に向けた市民への周知など、地域における循環型社会の形成を図ります。
- ・市民への再生可能エネルギーに対する普及啓発を図りながら、地域におけるゼロカーボンシティの実現を目指します。
- ・美しいまちづくりに向けたごみゼロ運動や清掃活動、美化運動などの市民活動を支援することにより、環境と共生した地域まちづくりに取り組みます。

(4) 景観形成の方針

■都市計画区域内

- ・市街地においては、輪島の伝統的な意匠を継承する街並み景観の創出を図ります。さらに、輪島景観重点地区に指定されている馬場崎・駅前地区、鳳至上町地区、まんなか地区、長山地区、本町周辺地区では、各地区の景観形成基準に基づくきめ細やかな景観誘導により、輪島らしいまちづくりの推進を図ります。
- ・輪島らしい市街地景観を創出するため、建築物や屋外広告物の規制・誘導を検討します。
- ・輪島港、マリンタウンなど、港湾や海岸の良好な景観の保全・創出を図ります。
- ・袖ヶ浜など、市民や観光客が訪れる砂浜を保全するとともに、海岸からの夕日など海と親しめる空間づくりに努めます。
- ・森林の適正な維持管理などにより、市街地に潤いを与える丘陵・山地景観を保全するとともに、良好な眺望景観を保全します。
- ・市民・事業者・行政の協力・連携のもと、河川清掃・生活排水への配慮などにより、市街地に潤いを与える鳳至川、河原田川等の良好な河川景観を保全します。
- ・市街地に隣接した集落地は、優良農地の保全などにより、良好な集落地景観の保全を図ります。
- ・安全性や快適性に配慮しつつ、屋外広告物の規制誘導や沿道緑化など、徒歩や車の移動によって移り変わる景観が楽しめる良好な沿道景観を形成します。

■都市計画区域外

- ・輪島景観重点地区に指定されている間垣の里地区（大沢・上大沢）では、地区の景観形成基準に基づくきめ細やかな景観誘導により、間垣の里固有の集落景観の保全を図ります。
- ・光浦から上大沢等の海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。
- ・鉢伏山、高洲山など、森林の適正な維持管理などにより、山地景観を保全するとともに、のと里山空港、石川県健康の森周辺については、山地の緑を活かした交流空間の創出を図ります。
- ・木原岳に位置するのと里山空港は、周辺より小高い場所にあることから、展望広場等からの良好な眺望景観を保全します。
- ・まとまりのある広葉樹林地については、地域独自の植生の保全と活用に努めます。
- ・市民・事業者・行政の協力・連携のもと、河川清掃・生活排水への配慮などにより、良好な河川景観を保全します。
- ・茅葺庵（三井の里）など、自然環境と一体となり、世界農業遺産にも認定された里山景観の保全に努めます。また、担い手育成や交流人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。
- ・西保、大沢など、伝統的な佇まいが残り、歴史・伝統・文化が垣間見え、世界農業遺産にも認定された里海景観の保全に努めます。

- ・安全性や快適性に配慮しつつ、屋外広告物の規制誘導や沿道緑化など、徒歩や車の移動によって移り変わる景観が楽しめる良好な沿道景観を形成します。

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

■都市計画区域内

①自然災害に対する防災対策の強化

- ・洪水・津波・土砂災害のリスクを低減するため、関係機関との連携を強化しながら、河川整備や海岸堤防の老朽化対策、砂防関連施設等の整備を推進します。
- ・洪水・津波・土砂災害・ため池などの各種ハザードマップの普及啓発や見直し、マイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の啓発を図ります。
- ・地域のニーズに即した災害発生情報等の伝達方法の検討、避難体制の強化、自主防災組織の育成、定期的な防災訓練の実施、観光客への対応も含めた指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の周知や防災知識の普及・情報提供、市民の防災士資格取得の促進等を図ります。

②災害に強く、安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・災害時重要避難路線(*)は、災害時の緊急車両の通行路及び防災活動スペースとして位置づけ、消防水利や防災拠点を適切に配置していきます。
- ・市役所庁舎や学校等の防災拠点となる公共施設については、耐震化や設備・備蓄品の充実等防災機能の強化とともに、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインの普及に努めます。
- ・伝統的な市街地の街並みに配慮しながら、建物の不燃化、建築物の建替え時のセットバックを推進するとともに、市内オープンスペースでの防火水槽の設置を継続的に進め、市街地の防災機能を高めます。
- ・良好な街並みの形成とあわせて、市街地の安全性を向上するため、無電柱化事業を推進し、避難路の確保など、道路空間における防災機能の強化を図ります。
- ・安心なまちづくりに向けて、警察、自治会等関連機関と市民の連携体制を強化するとともに、夜間の防犯性を高めるため、自治会などによる夜間パトロールの徹底、街灯のLED化を推進します。

(*)【災害時重要避難路線】：災害時の緊急交通路となる道路として、輪島市地域防災計画に指定されている道路

③空き家等の適正管理

- ・地域住民と連携しながら適切な維持管理を促進するための啓発や支援を行い、「特定空家等」の発生を抑制するとともに、「特定空家等」については、必要な手続きを行います。

■都市計画区域外

①自然災害に対する防災対策の強化

- ・洪水・土砂災害のリスクを低減するため、関係機関との連携を強化しながら、河川整備や、砂防関連施設等の整備を推進します。
- ・洪水・土砂災害などの各種ハザードマップの普及啓発や見直し、マイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の啓発を図ります。
- ・地域のニーズに即した災害発生情報等の伝達方法の検討、避難体制の強化、自主防災組織の育成、定期的な防災訓練の実施、観光客への対応も含めた指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の周知や防災知識の普及・情報提供、市民の防災士資格取得の促進等を図ります。

②災害に強く、安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・災害時重要避難路線は、災害時の緊急車両の通行路及び防災活動スペースとして位置づけ、消防水利や防災拠点を適切に配置していきます。
- ・学校等の防災拠点となる公共施設については、耐震化や備蓄品の充実等防災機能の強化とともに、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインの普及に努めます。
- ・三井地区等の住宅地が集積する既成住宅地では、市内オープンスペースでの防火水槽の設置を継続的に進め、市街地の防災機能を高めます。
- ・また、物資輸送、被災者の救助・移送の拠点となるのと里山空港について、防災拠点としての機能を確保するため、必要なインフラ整備を要請します。
- ・安心なまちづくりに向けて、警察、自治会等関連機関と市民の連携体制を強化するとともに、夜間の防犯性を高めるため、自治会などによる夜間パトロールの徹底、街灯のLED化を推進します。

(6) 観光交流と賑わいづくりの方針

■都市計画区域内

- ・地域交流センター、輪島市立図書館の整備による、道の駅輪島と一体となった交流拠点の形成を図ります。
- ・マリンタウンは連携・交流・観光・産業の広域拠点としての活用を推進します。
- ・国内外からの来訪者がより便利に快適に観光できるよう、デジタル技術の利活用促進や情報発信・PRの強化などに努めます。

■都市計画区域外

- ・石川県健康の森、茅葺庵（三井の里）、大沢・上大沢の間垣集落など、自然、歴史・文化、景観等の地域資源を活かした観光・レクリエーションの振興により、地域における交流と賑わいの創出に努めます。
- ・眺望に優れた海岸沿いの道路を「能登半島絶景海道」として、強靱化・景観創出・観光誘客などに向けた取組を推進します。

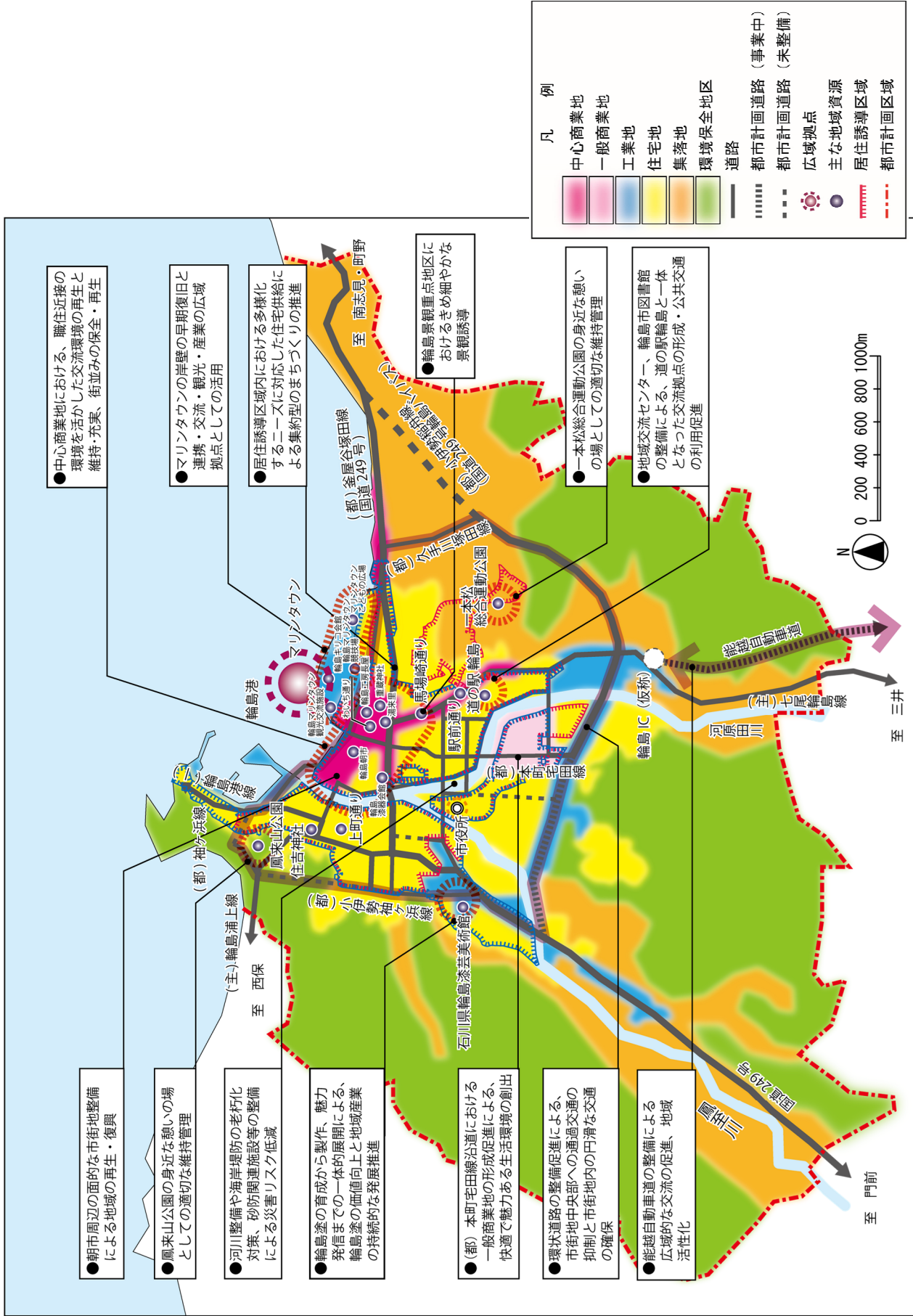


図. 輪島中央地域（都市計画区域内）方針

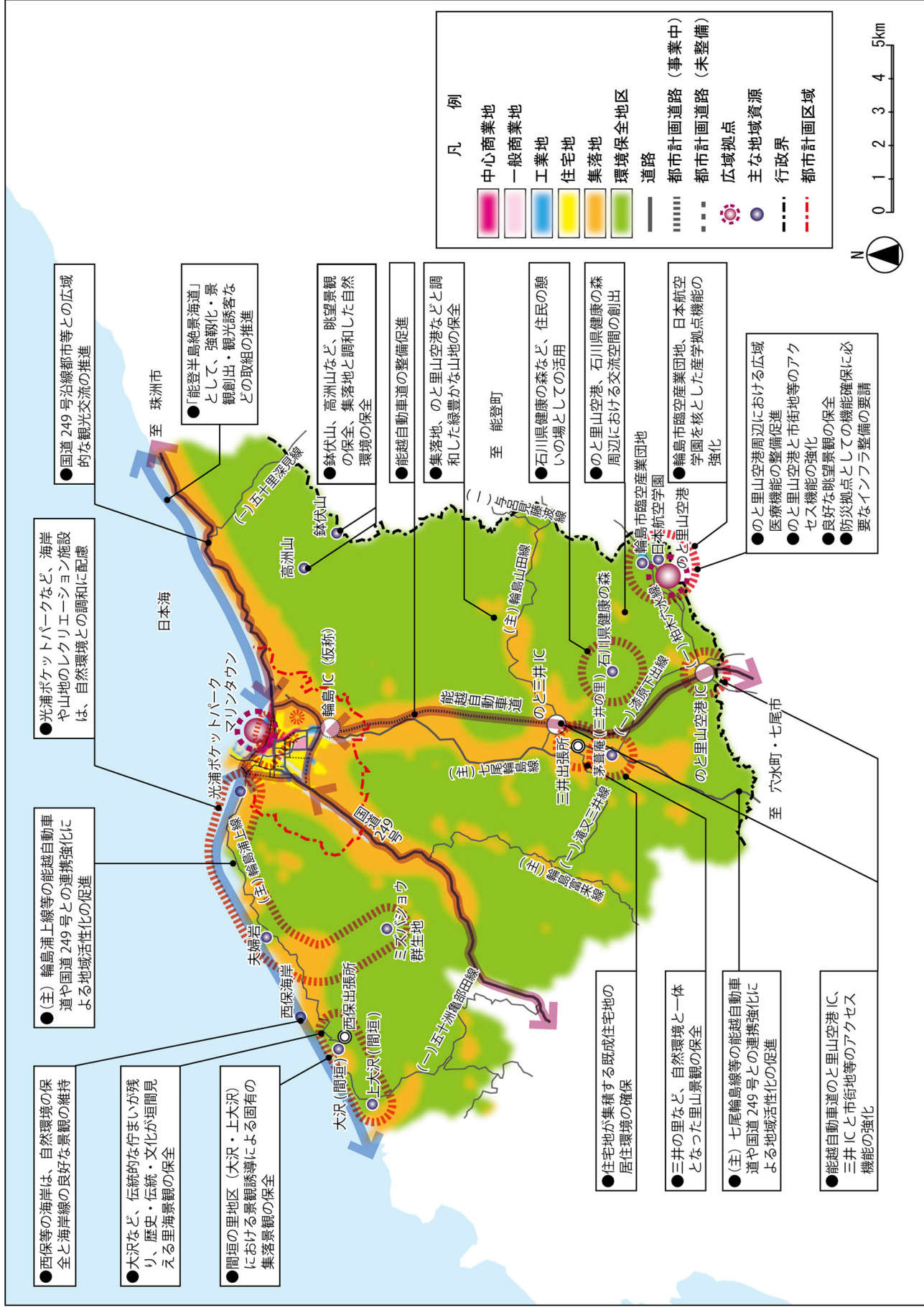


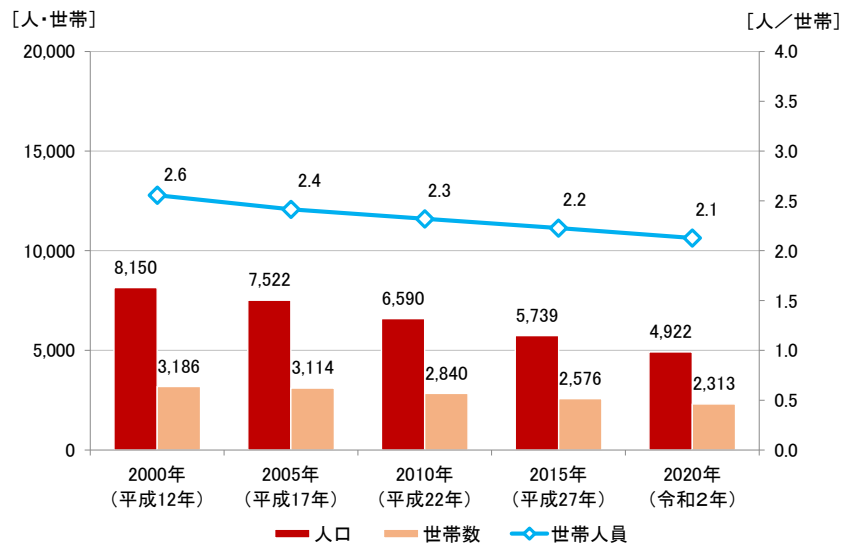
図. 輪島中央地域 (全域) 方針

2 輪島西部地域

2-1 地域の現況

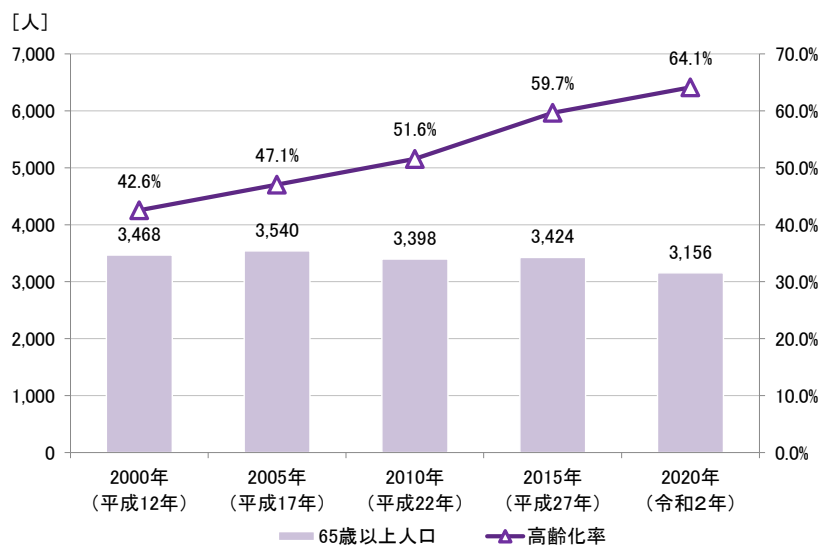
(1) 人口世帯数等の推移

- 輪島西部地域の人口と世帯数はともに減少傾向にあり、2020（令和2）年の人口及び世帯数は、2000（平成12）年に比べ約3,200人減の4,922人、約800世帯減の2,313世帯となっています。
- 世帯当たり人員は、減少傾向にあり、2000（平成12）年では2.6人／世帯だったのが、2020（令和2）年では2.1人／世帯となっています。
- 65歳以上人口は2005（平成17）年以降減少していますが、2020（令和2）年には高齢化率が64.1%と、特に高齢化が進んでいる地区といえます。



資料：国勢調査

図. 人口世帯・世帯人員の推移



資料：国勢調査

図. 高齢者数・高齢化率の推移

(2) 地域特性

- 總持寺祖院周辺や黒島など、歴史的な街並みが形成されており、市民や観光客などの交流の場にもなっています。
- 門前地区の中心部は、支所や学校等の公共施設や商業施設等が集積して立地しています。
- 琴ヶ浜などの海岸、猿山岬、高爪山などの山地の良好な自然環境が見られます。
- 門前モータースポーツ公園などの観光・レクリエーション施設が位置しています。また、周辺の自然景観と調和した八ヶ川ダムが位置しています。

2-2 住民意向の把握

(1) 新たなまちの再生について

- ここでは、新たなまちの再生に係る施策の関心についての回答結果より、輪島西部地域にお住まいの住民意向を把握するものとします。
- 集計結果の上位5つは下表に示すとおりで、「災害に強い道路網の形成（道路・橋の再整備など）」が最も多く、次いで「災害に強い上下水道などの整備」が多くなっています。
- 他の地域に比べ、「生活に必要な公共交通の維持」の回答構成比が多いのが特徴となっています。

表. 輪島西部地域における新たなまちの再生に係る施策の関心

順位 (上位5つ)	構成比	施策
1位	14.1%	災害に強い道路網の形成（道路・橋の再整備など）
2位	13.4%	災害に強い上下水道などの整備
3位	9.8%	地震や豪雪などによる孤立の心配がない安全な生活の確保
4位	9.3%	生活に必要な公共交通の維持
5位	7.4%	避難所の機能強化

資料：「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

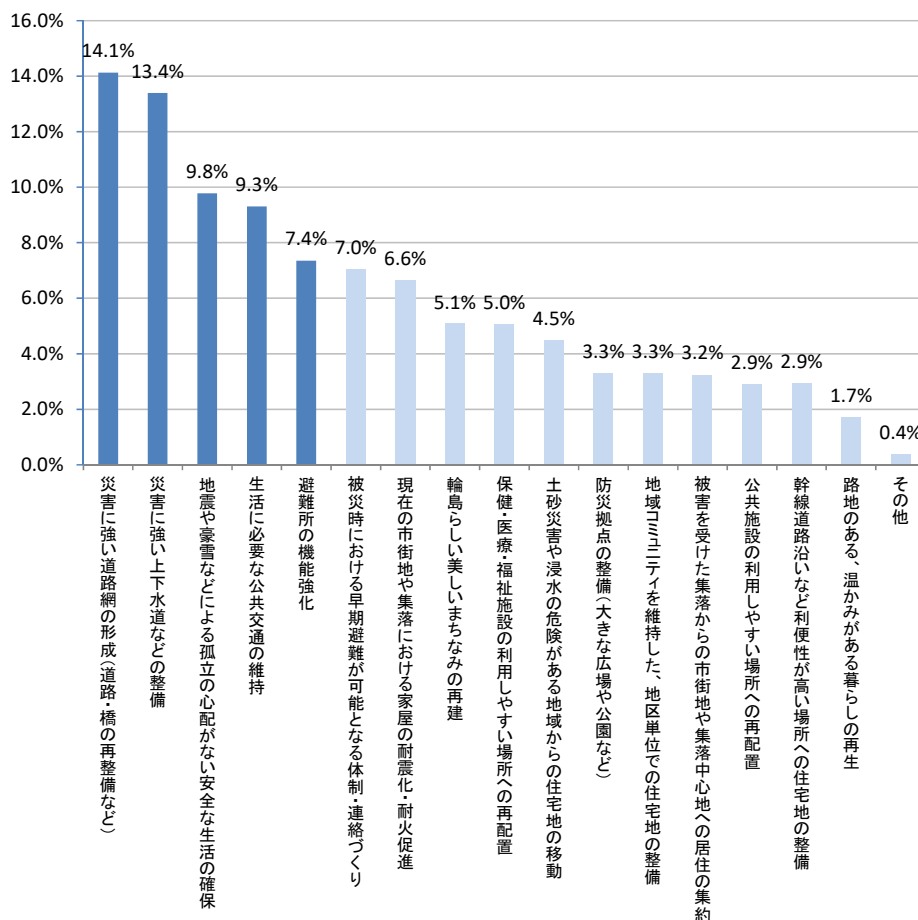


図. 輪島西部地域における新たなまちの再生に係る施策の関心（全選択肢）

資料：「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

2-3 まちづくりの課題

(1) 地域特性から見た課題

○ここでは、全体構想で示した課題を踏まえるとともに、地域の特性にあわせて再整理した課題を示します。

【總持寺祖院周辺や黒島の街並み等の歴史・文化の伝承】

これまで受け継がれてきた總持寺祖院周辺や黒島の街並み、歴史・文化を再生・継承していくことが求められます。

【自然環境の保全と里海集落の維持】

海岸や山林などの自然環境を保全するとともに、世界農業遺産に認定された良好な里海集落の維持が求められます。

【自然環境と共生した住環境の形成】

自然環境との共生を図りながら、市民にとって安全で快適な住環境を形成していくことが求められます。

【観光・レクリエーション施設などの充実】

市民や観光客等が交流できる海岸や山林の自然環境と調和した観光・レクリエーション施設などの充実が求められます。

(2) 住民意向から見た課題

○ここでは、先述した住民意向の把握から地域づくりに対する課題を示します。

【災害に強いインフラの整備】

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による道路網の寸断、断水などの被災経験から、日常の生活に必要な不可欠な道路、上下水道などに対し、災害に強いインフラの整備が求められます。

【地域住民の移動を支える公共交通の維持】

輪島市街地や穴水駅を連絡し、地域住民の貴重な移動手段となる路線バス（公共交通）の維持が求められます。

【安全な生活環境の確保】

両災害の経験を踏まえ、災害時における居住地の孤立化抑制や避難所の機能強化など、安全な生活環境の確保が求められます。

2-4 将来目標

○輪島西部地域における将来目標は、次のとおりです。

将来目標：總持寺祖院などの歴史・文化を受け継ぐ地域づくり

方向性1：總持寺祖院周辺・黒島の街並みや間垣など、歴史・文化の再建・継承

方向性2：猿山岬などの良好な自然景観の活用・保全

方向性3：自然環境と共生した安全で快適な街並みの形成

2-5 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

①住宅地

- ・令和6年能登半島地震の被災により減少した地域交流機能を確保するとともに、地域の防災機能の強化を図るため、本地域の拠点交流・防災施設として、地域交流センター及び防災拠点施設の整備を検討します。
- ・門前地区においてまとまった規模の公共用地、買収可能な民間用地等を活用し、災害公営住宅の整備を図ります。
- ・門前地区等の住宅地が集積する既成住宅地は、本市の地域拠点として、既存の公共施設等の再建・再編等により、公共公益の利便性を高めるとともに、道路・公園等の基盤整備や子育て支援機能の強化等による居住環境の向上を図ります。
- ・再編により使用しない学校施設及び用地について、復旧が困難な施設は解体し、安全性が確保できる施設については、災害時の避難所とするなど、有効活用を検討します。(集落地の学校施設等についても同様)
- ・都市計画区域外であることから、周辺の自然環境等に配慮するとともに、建物用途の混在を防止するよう努めます。



図. 災害公営住宅整備予定敷地（地域拠点中心部）

出典：輪島市災害公営住宅整備計画（R7.12）

②集落地

- ・集落地では、安全で快適な居住環境が確保できるよう、既存住宅地や生活基盤の維持を図ります。
- ・また、集落地の地域コミュニティを保持するとともに、七浦、黒島などに代表される良好な集落景観を形成します。
- ・阿岸本誓寺、八ヶ川ダムなどの周辺は、自然環境と調和した観光や歴史・文化資源として景観を保全していきます。

③環境保全地区

- ・高爪山などの山地は、眺望景観の保全や住民の憩いの場として活用するとともに、集落地と調和した自然環境を保全します。

(2) 都市施設整備の方針

①交通施設整備の方針

●広域交通ネットワークの形成

- ・門前道路の整備により、のと里山空港・能越自動車道のアクセス強化を図ります。
- ・国道 249 号沿線都市等との広域的な観光交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・各地域や隣接市町等を連携する（主）輪島浦上線、（主）穴水門前線等は、国道 249 号との連携を強化することにより、地域の活性化を促進します。
- ・輪島市街地や穴水駅と門前地区を連絡する既存路線バス（輪島線、穴水線）は、地域住民の貴重な域内移動手段及び周辺市町への交通ネットワークとして維持を図ります。
- ・猿山岬、雪割草群生地などの名所へのアクセス性向上、急病人の搬送や災害時の避難道路として、市道まがき線の整備を推進します。

●生活交通ネットワークの形成

- ・門前地区等の中心地については、だれもが安全に歩ける歩行空間の確保、バリアフリー化等によって、歩けるまちづくりを推進します。
- ・集落地については、関係機関との連携を強化しつつ、安全かつ快適な生活道路の維持・充実を図るとともに、地区中心地や輪島市街地とのアクセス性の向上を図ります。
- ・交通弱者への対応のために、主要ルートでのバリアフリー化を進めます。

●公共交通整備の方針

- ・バス関連施設のバリアフリー化を推進しながら、地域住民の貴重な移動手段となる既存バス路線の維持、集落地と地区中心地や主要施設を巡回する地域住民混乗スクールバス（愛のりバス）、自家用有償バス（おでかけバス）の利便性向上を図ります。

②公園・緑地整備の方針

- ・山林や田園風景の保全を図るとともに、観光地周辺などでの緑化を推進します。
- ・自然環境との調和を図るため、公共施設等の緑化を推進します。

- ・寺社地内の緑の保全や、生け垣の推奨等住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出していきます。
- ・農村公園等の既存の公園や広場は、身近な憩いの場、体験の場として親しまれ利用しやすいよう、市民、事業者、行政の協働のもと、適切な維持管理を図ります。
- ・災害時に一時避難地となる公園を適正に配置するとともに、各公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めます。
- ・災害時の避難地、避難経路については、関係機関との連携を強化しつつ、市民に対する普及啓発を図ります。

③供給処理施設整備の方針

- ・上水道については、水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。また、安定した飲料水の供給と老朽管の更新・耐震化など施設の整備・改良を図ります。
- ・下水道については、集合処理計画区域外における合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみの発生を抑える助成制度の周知と活用を促します。

(3) 自然環境の保全・活用及び地域環境形成の方針

①自然環境の保全・活用方針

- ・日本初の世界農業遺産に認定された能登の里山里海を残し、次世代に継承していくため、能登半島国定公園の適切な維持管理や自然の保護を図るとともに、森林、海岸、河川、農地等の良好な自然環境の保全を図ります。
- ・また、鹿磯漁港周辺等の海岸隆起をはじめ、海岸沿いに点在する震災遺構について、新たな観光資源等としての活用を図ります。
- ・海岸や山地のレクリエーション施設は、自然環境との調和に配慮します。
- ・各種公害に対する規制、指導、監視体制を強化し、自然環境を阻害する公害を防止するとともに、公害を防止するための啓発活動や、市民の環境保全意識の向上を推進します。

②地域環境形成の方針

- ・ごみの分別徹底をはじめ、パトロール活動などによるごみの不法投棄防止、廃棄物リサイクル率向上に向けた市民への周知など、地域における循環型社会の形成を図ります。
- ・市民への再生可能エネルギーに対する普及啓発を図りながら、地域におけるゼロカーボンシティの実現を目指します。
- ・美しいまちづくりに向けたごみゼロ運動や清掃活動、美化運動などの市民活動を支援することにより、環境と共生した地域まちづくりに取り組みます。

(4) 景観形成の方針

- ・市街地においては、門前の伝統的な街並み景観を保全するとともに、その意匠を活かした景観の創出に努めます。さらに、輪島景観重点地区に指定されている總持寺周辺地区では、地区の景観形成基準に基づききめ細やかな景観誘導により、伝統的な景観の再生・保全を図ります。
- ・輪島景観重点地区に指定されている黒島地区では、地区の景観形成基準に基づききめ細やかな景観誘導により、黒島特有の風情ある街並みの再生・保全を図ります。
- ・黒島等の海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。
- ・琴ヶ浜など、市民や観光客が訪れる砂浜を保全するとともに、海岸からの夕日など海と親しめる空間づくりに努めます。
- ・高爪山など、森林の適正な維持管理などにより、山地景観を保全するとともに、良好な眺望景観を保全します。
- ・まとまりのある広葉樹林地については、地域独自の植生の保全と活用に努めます。
- ・市民・事業者・行政の協力・連携のもと、河川清掃・生活排水への配慮などにより、良好な河川景観を保全します。
- ・自然環境と一体となり、世界農業遺産にも認定された里山景観の保全に努めます。また、担い手育成や交流人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。
- ・黒島など、伝統的な佇まいが残り、歴史・伝統・文化が垣間見え、世界農業遺産にも認定された里海景観の保全に努めます。
- ・安全性や快適性に配慮しつつ、屋外広告物の規制誘導や沿道緑化など、徒歩や車の移動によって移り変わる景観が楽しめる良好な沿道景観を形成します。

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

①自然災害に対する防災対策の強化

- ・洪水・津波・高潮・土砂災害のリスクを低減するため、関係機関との連携を強化しながら、河川整備や海岸堤防の老朽化対策、砂防関連施設等の整備を推進します。
- ・洪水・津波・土砂災害などの各種ハザードマップの普及啓発や見直し、マイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の啓発を図ります。
- ・地域のニーズに即した災害発生情報等の伝達方法の検討、避難体制の強化、自主防災組織の育成、定期的な防災訓練の実施、観光客への対応も含めた指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の周知や防災知識の普及・情報提供、市民の防災士資格取得の促進等を図ります。

②災害に強く、安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・災害時重要避難路線は、災害時の緊急車両の通行路及び防災活動スペースとして位置づけ、消防水利や防災拠点を適切に配置していきます。
- ・支所や学校等の防災拠点となる公共施設については、耐震化や備蓄品の充実等防災機能の強化とともに、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインの普及に努めます。

- ・ 門前地区等の住宅が集積する既成住宅地では、伝統的な街並みに配慮しながら、市内オープンスペースでの防火水槽の設置を継続的に進め、市街地の防災機能を高めます。
- ・ 安心なまちづくりに向けて、警察、自治会等関連機関と市民の連携体制を強化するとともに、夜間の防犯性を高めるため、自治会などによる夜間パトロールの徹底、街灯のLED化を推進します。

(6) 観光交流と賑わいづくりの方針

- ・ 門前モータースポーツ公園などのレクリエーション施設や、總持寺周辺地区・黒島地区、海岸沿いの震災遺構等の自然、歴史・文化、景観等の地域資源を活かした観光・レクリエーションの振興により、地域における交流と賑わいの創出に努めます。
- ・ 眺望に優れた海岸沿いの道路を「能登半島絶景海道」として、強靱化・景観創出・観光誘客などに向けた取組を推進します。

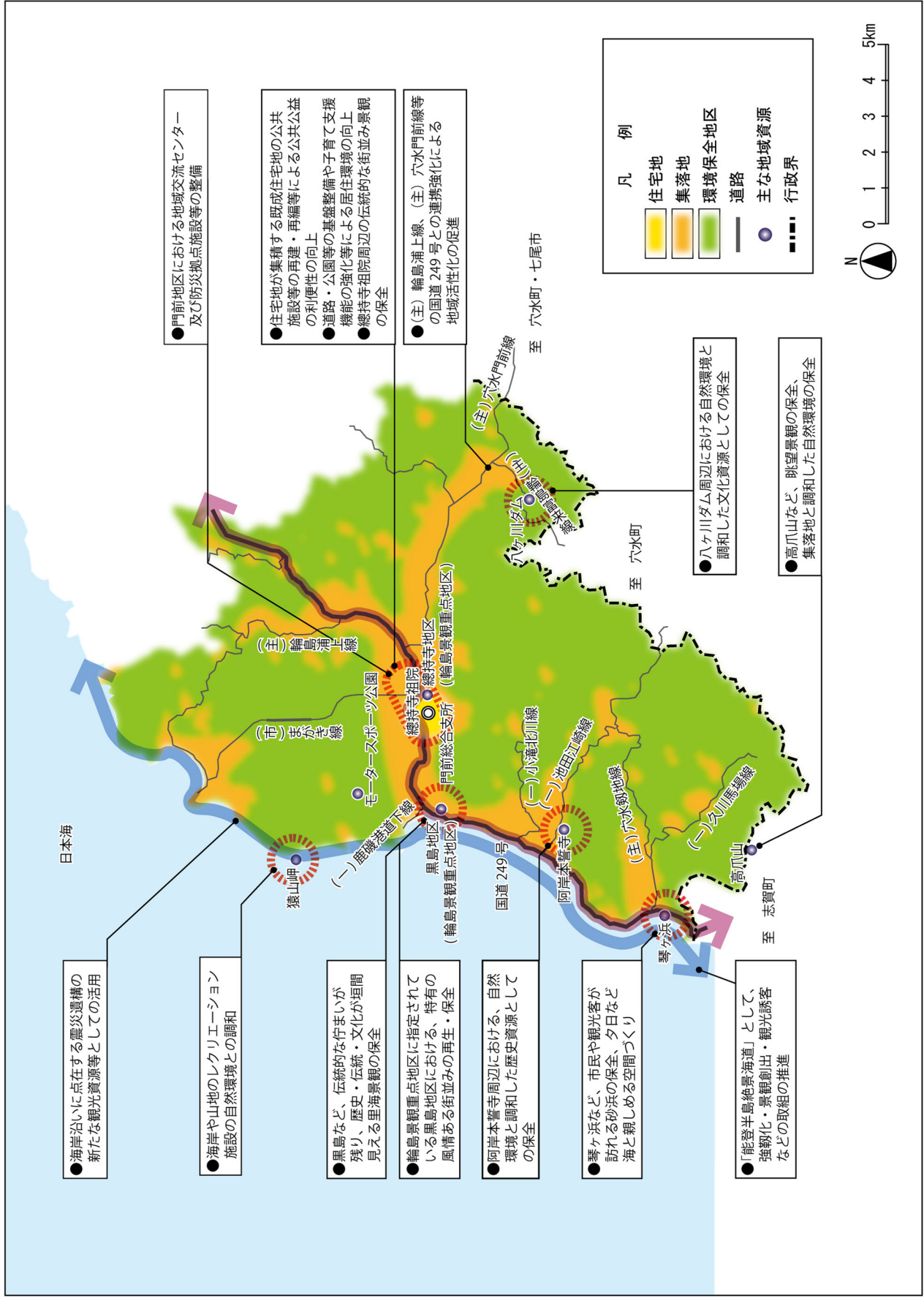


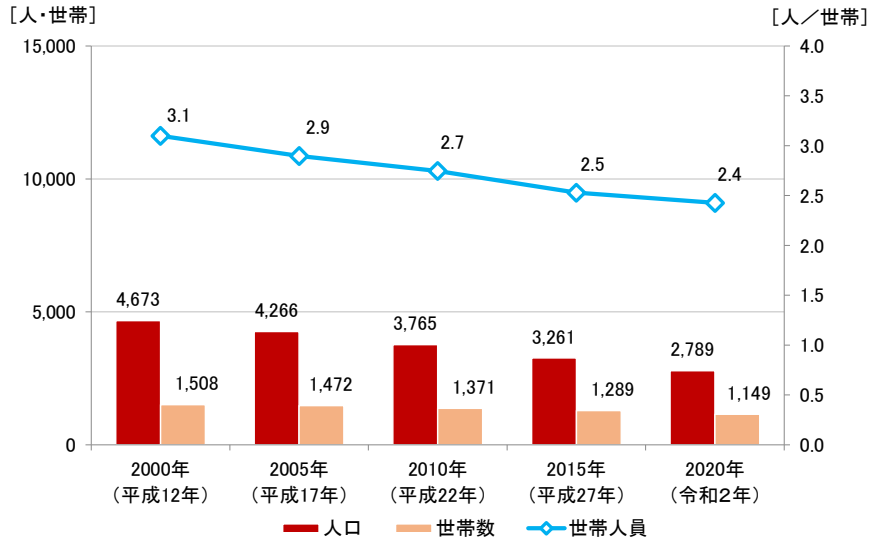
図. 輪島西部地域 方針

3 輪島東部地域

3-1 地域の現況

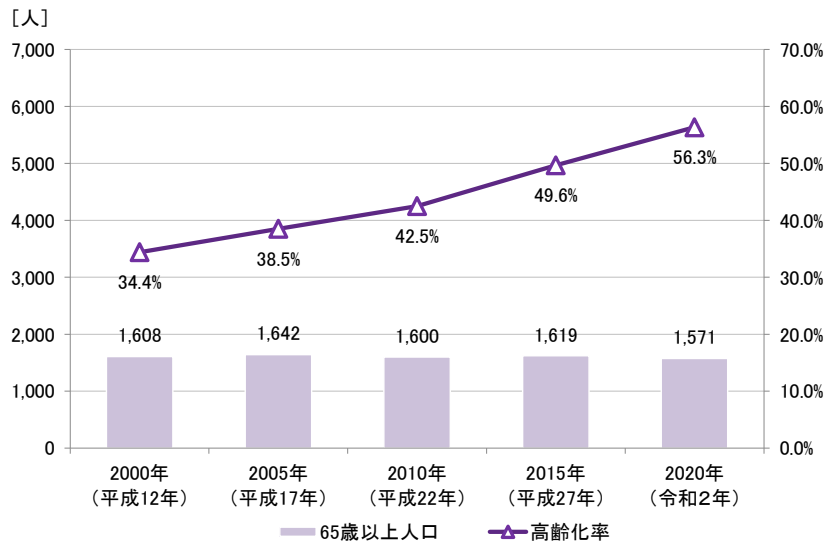
(1) 人口世帯数等の推移

- 輪島東部地域では、人口・世帯数ともに減少傾向にあり、2020（令和2）年の人口及び世帯数は、2000（平成12）年に比べ約1,900人減の2,789人、約400世帯減の1,149世帯となっています。
- 世帯当たり人員は、減少傾向にあり、2000（平成12）年では3.1人／世帯だったのが、2020（令和2）年では2.4人／世帯となっています。
- 65歳以上人口は2005（平成17）年以降減少していますが、2020（令和2）年には高齢化率が56.3%となっています。



資料：国勢調査

図. 人口世帯・世帯人員の推移



資料：国勢調査

図. 高齢者数・高齢化率の推移

(2) 地域特性

- 町野地区の中心部は、支所や学校等の公共施設や商業施設等が集積して立地しています。
- 能登半島国定公園に指定されている曾々木海岸や、宝立山などの良好な自然環境が見られます。
- 金蔵、曾々木、白米など、能登の自然環境と調和し、世界農業遺産に認定された里山里海の集落が見られます。
- 白米の千枚田、窓岩、垂水の滝などに代表される観光名所や輪島市ふるさと体験実習館などの観光・交流施設が立地しています。

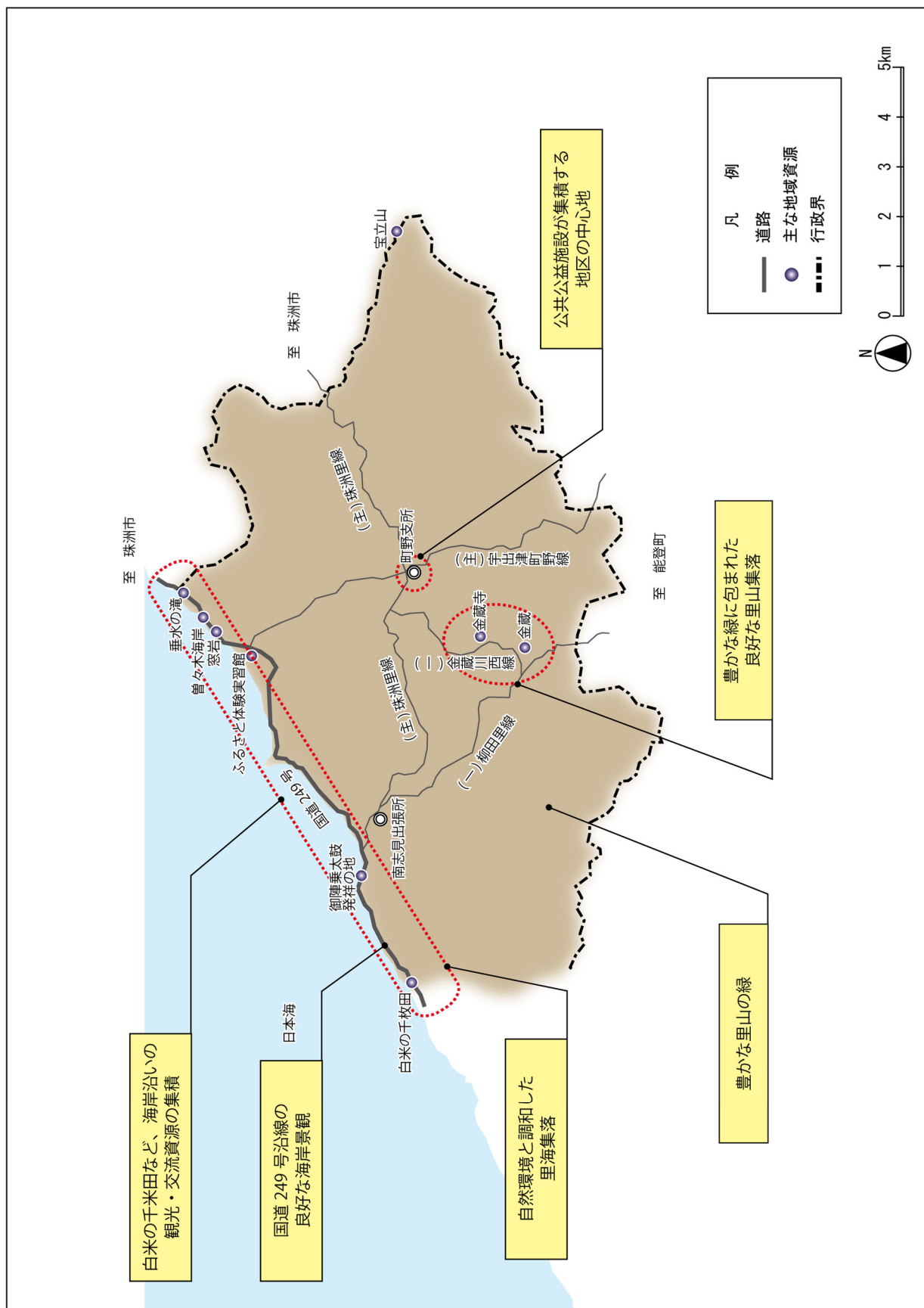


図. 輪島東部地域 地域特性

3-2 住民意向の把握

(1) 新たなまちの再生について

○ここでは、新たなまちの再生に係る施策の関心についての回答結果より、輪島東部地域にお住まいの住民意向を把握するものとします。

○集計結果の上位5つは下表に示すとおりで、「災害に強い道路網の形成（道路・橋の再整備など）」が最も多く、次いで「災害に強い上下水道などの整備」が多くなっています。

○他の地域に比べ「災害に強い道路網の形成」の回答構成比が高くなっています。

表. 輪島東部地域における新たなまちの再生に係る施策の関心

順位 (上位5つ)	構成比	施策
1位	14.3%	災害に強い道路網の形成（道路・橋の再整備など）
2位	10.8%	災害に強い上下水道などの整備
3位	9.4%	地震や豪雪などによる孤立の心配がない安全な生活の確保
4位	8.3%	生活に必要な公共交通の維持
5位	7.2%	避難所の機能強化

資料：「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

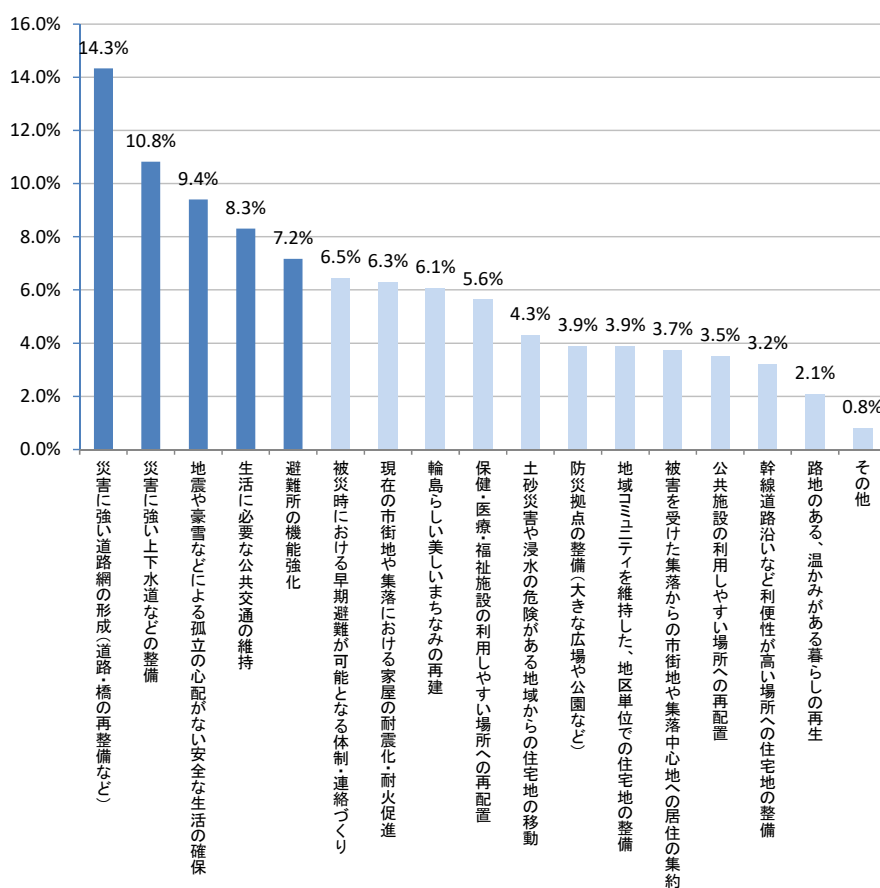


図. 輪島東部地域における新たなまちの再生に係る施策の関心（全選択肢）

資料：「今後のまちづくりに関するアンケート調査」

3-3 まちづくりの課題

(1) 地域特性から見た課題

○ここでは、全体構想で示した課題を踏まえるとともに、地域の特性にあわせて再整理した課題を示します。

【良好な自然環境を保全】

曾々木海岸などの良好な自然環境を保全することが求められます。

【自然環境と調和した里山里海の継承】

能登の恵まれた海岸や山地の自然環境と調和し、世界農業遺産に認定された良好な里山里海の継承が求められます。

【自然環境と共生した住環境の形成】

自然環境との共生を図りながら、市民にとって安全で快適な住環境を形成していくことが求められます。

【市民・観光客等が交流する多様な機会の創出】

白米の千枚田、御陣乗太鼓などに代表される観光資源を活かし、市民や観光客等が交流する多様な機会を創出することが求められます。

(2) 住民意向から見た課題

○ここでは、先述した住民意向の把握から地域づくりに対する課題を示します。

【災害に強いインフラの整備】

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による道路網の寸断、断水などの被災経験から、日常の生活に必要な道路、上下水道などに対し、災害に強いインフラの整備が求められます。

【生活の利便性、安全性の確保】

同様に両災害の経験を踏まえ、公共交通の維持や避難所の機能強化など、生活の利便性や安全性の確保が求められます。

3-4 将来目標

○輪島東部地域における将来目標は、次のとおりです。

将来目標：里山里海の継承と人々の交流が盛んな地域づくり

方向性1：曾々木海岸などの良好な自然景観の保全

方向性2：自然と調和した良好な農村・漁村集落景観の保存（里山里海の継承）

方向性3：歴史・文化などの観光資源を活かした交流機会の再興・創出

3-5 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

①住宅地

- ・令和6年能登半島地震の被災により減少した地域交流機能を確保するとともに、地域の防災機能の強化を図るため、本地域の拠点交流・防災施設として、地域交流センター及び防災拠点施設等の整備を検討します。
- ・町野地区においてまとまった規模の公共用地、買収可能な民間用地等を活用し、災害公営住宅の整備を図ります。
- ・町野地区等の住宅地が集積する既成住宅地は、本市の地域拠点として、既存の公共施設等の再建・再編等により、公共公益の利便性を高めるとともに、道路・公園等の基盤整備や子育て支援機能の強化等による居住環境の向上を図ります。
- ・再編により使用しない学校施設及び用地について、復旧が困難な施設は解体し、安全性が確保できる施設については、災害時の避難所とするなど、有効活用を検討します。
- ・都市計画区域外であることから、周辺の自然環境等に配慮するとともに、建物用途の混在を防止するよう努めます。



図. 災害公営住宅整備予定敷地（地域拠点中心部）

出典：輪島市災害公営住宅整備計画（R7.12）

②集落地

- ・集落地では、安全で快適な居住環境が確保できるよう、既存住宅地や生活基盤の維持を図ります。
- ・また、集落地の地域コミュニティを保持するとともに、金蔵、曾々木、白米などに代表される良好な集落景観を形成します。

③環境保全地区

- ・宝立山などの山地は、眺望景観の保全や住民の憩いの場として活用するとともに、集落地と調和した自然環境を保全します。
- ・能登半島国立公園に指定されている曾々木等の海岸部は、集落地との調和を図りつつ、自然環境の保全と海岸線の良好な景観を維持していきます。

(2) 都市施設整備の方針

①交通施設整備の方針

●広域交通ネットワークの形成

- ・国道 249 号沿線都市等との広域的な観光交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・各地域や隣接市町等を連携する（主）宇出津町野線（奥能登横断道路）、（主）珠洲里線等は、国道 249 号との連携を強化することにより、地域の活性化を促進します。
- ・輪島市街地や能登町と町野地区を連絡する既存路線バス（町野線）は、地域住民の貴重な域内移動手段及び周辺市町への交通ネットワークとしてその維持を図ります。

●生活交通ネットワークの形成

- ・町野地区等の中心地については、だれもが安全に歩ける歩行空間の確保、バリアフリー化等によって、歩けるまちづくりを推進します。
- ・集落地については、関連機関との連携を強化しつつ、安全かつ快適な生活道路の維持・充実を図るとともに、地区中心地や輪島市街地とのアクセス性の向上を図ります。
- ・交通弱者への対応のために、主要ルートでのバリアフリー化を進めます。

●公共交通整備の方針

- ・バス関連施設のバリアフリー化を推進しながら、地域住民の貴重な移動手段となる既存バス路線の維持、集落地と地区中心地や主要施設を巡回する地域住民混乗スクールバス（愛のりバス）の利便性向上を図ります。

②公園・緑地整備の方針

- ・山林や田園風景の保全を図るとともに、観光地周辺などでの緑化を推進します。
- ・自然環境との調和を図るため、公共施設等の緑化を推進します。
- ・寺社地内の緑の保全や、生け垣の推奨等住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出していきます。

- ・既存の公園、広場は、市民、事業者、行政の協働のもと、維持管理の充実を図り、身近な憩いの場として親しまれ利用しやすいよう、市民、事業者、行政の協働のもと、適切な維持管理を図ります。
- ・災害時に一時避難地となる公園を適正に配置するとともに、各公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めます。
- ・災害時の避難地、避難経路については、関係機関との連携を強化しつつ、市民に対する普及啓発を図ります。

③供給処理施設整備の方針

- ・上水道については、水道未普及地域解消事業により生活用水を確保し、水道の未普及地域の解消を図ります。また、安定した飲料水の供給と老朽管の更新・耐震化など施設の整備・改良を図ります。
- ・下水道については、集合処理計画区域外における合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、生ごみの発生を抑える助成制度の周知と活用を促します。

(3) 自然環境の保全・活用及び地域環境形成の方針

①自然環境の保全・活用方針

- ・日本初の世界農業遺産に認定された能登の里山里海を残し、次世代に継承していくため、能登半島国定公園の適切な維持管理や自然の保護を図るとともに、森林、海岸、河川、農地等の良好な自然環境の保全を図ります。
- ・各種公害に対する規制、指導、監視体制を強化し、自然環境を阻害する公害を防止するとともに、公害を防止するための啓発活動や、市民の環境保全意識の向上を推進します。

②地域環境形成の方針

- ・ごみの分別徹底をはじめ、パトロール活動などによるごみの不法投棄防止、廃棄物リサイクル率向上に向けた市民への周知など、地域における循環型社会の形成を図ります。
- ・市民への再生可能エネルギーに対する普及啓発を図りながら、地域におけるゼロカーボンシティの実現を目指します。
- ・美しいまちづくりに向けたごみゼロ運動や清掃活動、美化運動などの市民活動を支援することにより、環境と共生した地域まちづくりに取り組みます。

(4) 景観形成の方針

- ・曾々木等の海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。また、白米の千枚田など、海岸沿いの観光・景観資源については、資源周辺を含めた整備と賑わいの創出を図ります。
- ・宝立山など、森林の適正な維持管理などにより、山地景観を保全するとともに、良好な眺望景観を保全します。

- ・市民・事業者・行政の協力・連携のもと、河川清掃・生活排水への配慮などにより、良好な河川景観を保全します。
- ・白米の千枚田、曾々木海岸、金蔵など、自然環境と一体となり、歴史・伝統・文化が垣間見え、世界農業遺産にも認定された里山里海景観の保全に努めます。また、担い手育成や交流人口の増加などによる里山里海景観の保全・継承に努めます。
- ・安全性や快適性に配慮しつつ、屋外広告物の規制誘導や沿道緑化など、徒歩や車の移動によって移り変わる景観が楽しめる良好な沿道景観を形成します。

(5) 安全・安心な都市づくりの方針

①自然災害に対する防災対策の強化

- ・洪水・津波・高潮・土砂災害のリスクを低減するため、関係機関との連携を強化しながら、河川整備や海岸堤防の老朽化対策、砂防関連施設等の整備を推進します。
- ・洪水・津波・土砂災害などの各種ハザードマップの普及啓発や見直し、マイ・タイムラインの作成など、市民の防災意識の啓発を図ります。
- ・地域のニーズに即した災害発生情報等の伝達方法の検討、避難体制の強化、自主防災組織の育成、定期的な防災訓練の実施、観光客への対応も含めた指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の周知や防災知識の普及・情報提供、市民の防災士資格取得の促進等を図ります。

②災害に強く、安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・災害時重要避難路線は、災害時の緊急車両の通行路及び防災活動スペースとして位置づけ、消防水利や防災拠点を適切に配置していきます。
- ・支所や学校等の防災拠点となる公共施設については、耐震化や備蓄品の充実等防災機能の強化とともに、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインの普及に努めます。
- ・町野地区等の住宅が集積する既成住宅地では、市内オープンスペースでの防火水槽の設置を継続的に進め、市街地の防災機能を高めます。
- ・安心なまちづくりに向けて、警察、自治会等関連機関と市民の連携体制を強化するとともに、夜間の防犯性を高めるため、自治会などによる夜間パトロールの徹底、街灯のLED化を推進します。

(6) 観光交流と賑わいづくりの方針

- ・曾々木海岸や白米の千枚田、御陣乗太鼓等の自然、歴史・文化、景観等の地域資源を活かした観光・レクリエーションの振興により、地域における交流と賑わいの創出に努めます。
- ・眺望に優れた海岸沿いの道路を「能登半島絶景海道」として、強靱化・景観創出・観光誘客などに向けた取組を推進します。

第6章 実現化方策

1 多様な連携による協働のまちづくり

1-1 市民・関係団体・事業者・行政の多様な連携による協働のまちづくりの推進

計画策定や各種施策の推進にあたっては、市民、地域の関係団体、事業者の意向を十分に把握し、市民、事業者、行政が、各々の役割や責務を明確化しながら、多様な連携による協働のまちづくりを推進します。

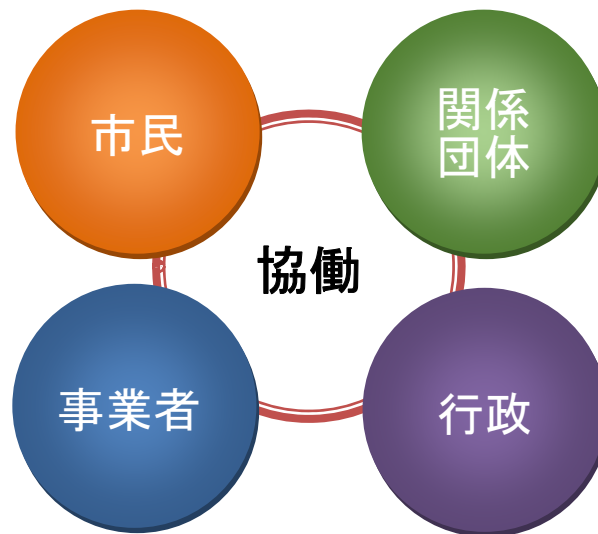


図. 協働のイメージ

2 PDCAサイクルによる計画の運用・管理

2-1 PDCAサイクルによる計画の運用・管理

時代の潮流、都市計画に関する状況変化に適切に対応しながら計画的にまちづくりを推進していくため、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善）のサイクルに基づき、長期的な計画の運用・管理を行います。

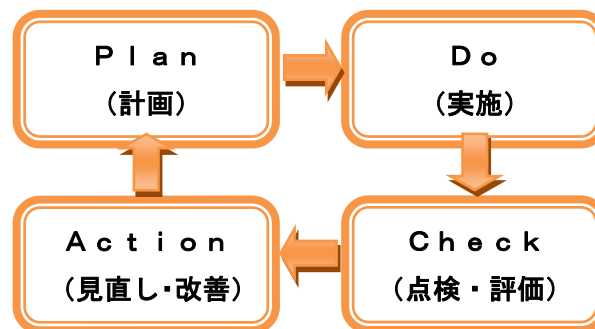


図. PDCAサイクルのイメージ